



Title	附錄 懷德堂舊記
Author(s)	
Citation	懷德. 1935, 13, p. 1-142
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/88944">https://hdl.handle.net/11094/88944</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

懷  
德  
堂  
舊  
記

校者云、前號に懷德堂舊記として、學問所建立記錄、懷德堂定約等五種を收めしが、本號も亦左記の八種を收め、以て本堂資料としての重要なるもの大部分を茲に登載することゝせり、尙此の他に中井木菟麻呂氏が裝成せられたる懷德堂文書なるもの六卷、及び西村碩園博士の拾輯に係る懷德堂記錄拾遺一冊等あり、資料として傳ふべきものなれども、紙數の都合上悉く收載すること能はざるを遺憾とす、因て是等は更に次號に譲り、拾遺として掲載することゝすべく、便宜の爲句讀を附し、目次を作ること前例の如し、讀者請ふこれを諒せよ、

## 一、懷德堂公務記錄二冊

原書は中井竹山の自筆に係るものなり、安永九年十一月(竹山時に年五十一)より起り、寛政九年十一月(時年六十八)に終る、約十八年間學校の公務に關する記錄にして、白河樂翁公の召見、學校類焼の爲再建運動など、此の内に詳述せられたり、凡て百六十四條を收む、

## 一、學問所來歴覺書一卷

原書は竹山の自筆に係る、寶曆八年竹山(時年二十九)が學問所預人となりたる時、學問所の來歴を記せるものなり、末に翌九年十二月の附記あり、

## 一、學問所謝儀等に就ての竹山の意見並定書

右は中井木菟麻呂氏の裝成せる懷德堂文書六卷の内第四卷(大阪學校書類)に收むるものなり、何れ

も竹山自筆の草稿にして、前者は寶曆八年七月二十五日書生謝儀並に勝手向方に就き記せるもの十一條、後者は天明六年四月の定六條、同七年九月の定八條、及び男部屋火用心に就て記せるものなり、

### 一、懷德堂義金簿一冊

原書は誰人の筆なるや明かららず、處々竹山の書入あり、天明元年十二月懷德堂同志の趣意書を附し、次に安永九年より天明四年に至る五年間、同志より捐金せる金額及び氏名を載せたり、

### 一、御同志中相談覺書一冊

原書は竹山の自筆に係る、天明二年春樓歿し、竹山學主兼預人となりたる時(年五十二)、同志と協議したる事項十六條を記せるものなり、

### 一、三宅幸藏變宅に付御同志中懸合覺

天明三年三月、竹山(時年五十四)の自筆に成る、春樓の二子幸藏永藏が、竹山及び同志との相談を裏切りて恣に轉宅せる經緯を詳細に記せるものなり、

### 一、逸史獻上記錄一冊

原書は中井蕉園の自筆に係るか、(寛政九年竹山隱居して潔翁と號し、蕉園預人となる)寛政十年十一月、幕府より竹山の著逸史の獻納を命ぜられたる其の顛末を記せるものなり、

# 一、竹山遺狀（六通）

原書は皆竹山の自筆なり、寛政十二年正月、竹山（時年七十二）大病に罹りたる爲、豫め遺狀を作り置けるものにして、弟履軒、二子蕉園、碩果及び同志に宛てたるものなり、

# 目次

## ○學校公務記錄

- 一、人別證文及捨子行倒に關する願出
- 二、建立次第記錄を奉行所に存置す
- 三、旅行届出に就て
- 四、捨子處分に關する願出
- 五、捨子迷惑の義聞届けらる
- 六、人別證文に對する願書
- 七、人別の件聞届けらる
- 八、學問所の稱呼を學校と改む
- 九、養姫長島惣介妻歿す
- 一〇、門前の遺留品脇差處分に就て
- 一一、竹山宗旨方へ廻勤
- 一二、學校惣會所との關係を絶つ
- 一三、西町奉行參府に付餞別
- 一四、春樓七十の賀に奉行の息等入來
- 一五、竹山西奉行の饗筵に赴く
- 一六、竹山奉行の息發途を送る
- 一七、竹山奉行を伏見に送る
- 一八、公用は學校に直接通達の事となる
- 一九、人別證文を寺社奉行所に提出
- 二〇、新奉行着任に付挨拶
- 二一、奉行更迭の爲御觸直接通達の件頓挫
- 二二、天明改元等のお觸
- 二三、印形持參にて別證文提出
- 二四、竹山別證文文言の不都合を詰る
- 二五、お觸流の件に就て

- 二六、竹山預人兼學主となる
- 二七、學主兼預人の義届出
- 二八、保科家來學校居住の届に就て
- 二九、吉林正民學校居住届済
- 三〇、東町奉行の參府を送る
- 三一、人別別證文提出
- 三二、小田切新東町奉行を迎ふ
- 三三、尾州家より貴重書借用に就て
- 三四、右借用書繕寫卒業
- 三五、竹山母の喪に服す
- 三六、竹山服喪中城内に出講
- 三七、人別證文名代にて提出
- 三八、町内の觸書に柱て捺印
- 三九、竹山指紙の例なきを詰る
- 四〇、間口懸銀の事に付書類提出
- 四一、竹山二子を伴ひ遠山侯を送る
- 四二、竹山堀田侯に易本義を講ず
- 四三、堀田侯病む
- 四四、刺紙の異例
- 四五、間口懸等の書類差戻さる
- 四六、將軍家治薨す
- 四七、竹山城内に出講、蕉園素讀指南
- 四八、城代死去に付大手口出入止
- 四九、兩大番頭交代と喪中の竹山
- 五〇、佐野西町奉行出府
- 五一、新奉行に諸式改の書類提出
- 五二、竹山西新奉行に挨拶
- 五三、樂翁公下阪竹山を招く
- 五四、樂翁公召見の義を奉行所に届出
- 五五、竹山樂翁公に見へ諮詢に對ふ

五六、樂翁竹山に肴を贈る

五七、竹山樂翁公の出發を送る、附道筋掃除の件

五八、竹山城内へ隔日に出講

五九、竹山城内の延講に應ず

六〇、竹山城代へ講書

六一、竹山樂翁公家臣に作文を頼まる

六二、樂翁公家臣に依囑の件

六三、草茅危言下巻成り樂翁公に献ず

六四、樂翁公の返書鄭重を極む

六五、城代多用の爲竹山の出講を辭す

六六、城代への年頭禮に蕉園代理

六七、樂翁公竹山に飛紗綾二端を贈らる

六八、竹山城代儒官を推舉す

六九、竹山六十の壽賀

七〇、新刻の聖諭廣訓を三侯に獻す

七一、人別證文を病氣の爲門人名代にて提出

七二、竹山妻死去に付岡頭を辭す

七三、城代等よりの弔悔

七四、人別證文の件にて咎めらる

七五、竹山城代等へ挨拶

七六、竹山老中松店和泉守に招かる

七七、右お請の旨申達

七八、右の旨奉行所に届出

七九、竹山松平老中に謁見

八〇、松平老中に詩律兆を獻す

八一、右の旨龍野屋敷に届出

八二、竹山老中より紋付麻上下を拜領

八三、竹山老中を送る、老中別を惜む

八四、竹山老中歸府賀狀を呈出

八五、竹山堀田大番頭を門前に迎ふ  
八六、竹山松平老中の文章改定  
八七、城代堀田相摸守入門  
八八、堀田城代竹山の出講を乞ふ  
八九、竹山堀田城代に講説  
九〇、堀田城代入門祝儀を贈る  
九一、竹山城代世子の實名を定む  
九二、城代實名祝儀を贈る  
九三、堀田城代竹山禮遇の事  
九四、竹山御城入扶持の件に就て  
九五、稽古納に城代より小袖等拜領  
九六、上町大火城代中屋敷焼く  
九七、城代竹山の扶持引上を龍野に達す  
九八、竹山龍野よりの扶持辭退願出  
九九、龍野藏屋敷よりの歳末祝儀

一〇〇、竹山一應右祝儀を辭す  
一〇一、堀田城代よりの歳末祝儀  
一〇二、城代家中類焼の爲學寮を借す  
一〇三、城代よりの年頭祝儀、竹山廻禮  
一〇四、竹山城代下屋敷へ年始初講  
一〇五、竹山御城入を命ぜらる  
一〇六、竹山右御禮の爲出頭  
一〇七、竹山初御城入講說  
一〇八、竹山上京及び其の理由  
一〇九、竹山大阪番士風宜しきを内申  
一一〇、城内の出講狀況  
一一一、竹山京都二條城に出講  
一一二、お觸書の件に就て  
一一三、城代の年末稽古納取止  
一一四、草茅危言四卷成る

- 一一五、東町奉行出府と竹山
- 一一六、新東町奉行と觸書
- 一一七、お觸に付蕉園代理出頭
- 一一八、坂部新東町奉行任官
- 一一九、御尋者觸書
- 一二〇、城代稽古初儀式
- 一二一、竹山新東奉行に挨拶、一子指南を頼まる
- 一二二、學校類焼と諸届出
- 一二三、類焼陣情の爲竹山關東下向に決す
- 一二四、竹山關東下向の爲城代に暇乞
- 一二五、竹山大阪出發碩果等五人を伴ふ
- 一二六、竹山江戸到着
- 一二七、竹山各屋敷を歴訪
- 一二八、竹山遠山近江守を訪ふ
- 一二九、遠山侯に伺書提出
- 一三〇、遠山侯より米を贈らる
- 一三一、竹山兩相府を訪ふ
- 一三二、兩相府へ墨竹等献上、遠山侯より酒を贈らる
- 一三三、小笠原より目録を受く
- 一三五、樂翁公竹山に奥州紙布を贈る
- 一三六、竹山白川邸に御禮參上
- 一三七、堀田侯の饗應
- 一三八、竹山樂翁公に封事を上る
- 一三九、竹山兩相府へ暇乞並に關所切手の事
- 一四〇、堀田侯より肴を贈らる、出發延引の理由
- 一四一、竹山江戸出立
- 一四二、大阪に歸る
- 一四三、西町奉行所に願書提出

- 一四四、東奉行の息より寒中見舞、蕉園大病
- 一四五、堀田京都所司代に講書
- 一五六、堀田豊前侯に指南
- 一四七、學校再建圖並に見積書提出
- 一四八、坂部東町奉行の參府を送る
- 一四九、再建の義聞届金三百両賜はる
- 一五〇、右金三百両受領
- 一五一、再建に着手、龍野の大工も來る
- 一五二、中川長崎奉行學校を訪ふ
- 一五三、堀田豊前侯を送る、蕉園代理
- 一五四、近藤大御番及番士に講說
- 一五五、山口東奉行着任
- 一五六、普請殆ど成る
- 一五七、西町奉行所に落成届出
- 一五八、學校落成の爲見分を受く

- 一五九、小笠原大御番へ出講
- 一六〇、松平西奉行の參府を送る
- 一六一、成瀬堺奉行に見ゆ
- 一六二、竹山隱退蕉園家督相續
- 一六三、隱居届聞届らる
- 一六四、竹山改名、蕉園兩衛に挨拶
- 學問所來歴覺書
- 學問所謝儀等に就ての意見（十一條）
- 竝定書（十五條）
- 懷德堂義金簿
- 御同志中相談覺
- 一、學主繼目に就き評議を乞ふ
- 二、前學主春樓の行狀と竹山の改革意見
- 三、竹山學主兼預人となるに就て

四、學主の重職は三宅中井兩家のものにあらざる事

らざる事

五、學校は私物にあらざる旨を辨ず

六、堂内住宅を仕切る事並に春樓舊宅に就て

七、仕切りたる住宅の處分に就て

八、新建の納屋に就て

九、春樓の二子に入門を勧む

一〇、春樓二子の帶刀にて薬を賣るを止む

一一、賣藥廣告の板木に就て

一二、以後學校にて薬を賣ることを斷る

一三、春樓側室の身上に就て

一四、春樓の遺産に就て

一五、春樓二子の生活に就て

一六、家計簿調製の事、儉吝の辨

## ○三宅幸藏變宅に付御同志中へ懸合候覺

一、門内住所の規矩を立つるは公論なる事

二、春樓二子の喪制は其の意に任ずる事

三、住所を仕切るは皆異議なき事

四、幸藏住居西手に決定の事

五、住居に就て相當の出銀を定むる事

六、新住居人の分宿料に就て

七、二子の將來に就て

八、二子の生活に就て

九、住居の裏口出入に就て

一〇、以上の取定忽ち反古となる事

一一、幸藏急に變宅を申出づる事

一二、幸藏兄弟宅替に決する事

一三、弟永藏の講習繼續に就て

一四、幸藏宅替と加藤竹里

一五、幸藏宛竹里の書面に就て辨正六條

一六、竹山宛竹里の書面に就て辨正二條

一七、幸藏宛平田の書面に就て辨正十三條

一八、以上幸藏變宅に就て其の經緯を同志に

告ぐる事

○逸史 献上 記錄

○竹山先生遺狀

# 學校公務記錄

(一)人別證文  
及捨子行倒文  
に關する願  
出

一、安永九年庚子十一月、學校人別別證文を以御番所へ相納め、並に捨子行倒者等有之節、場所相當の取捌被仰付被下度段願上候、此義は年來相合み居候事、先年捨子有之大に致難義候節抔、別而内々申談し見候へ共、容易ならざる事、率爾に申立候ては、決て相叶申間敷趣にて、其儘に打過候所、當時西御奉行京極伊豫守殿には從來善太儀御懇遇にて、講席に被召出、御息八十五郎殿教授に毎々罷出候義故、或時除地の義御噂有之、一通り様子申上候砌、家老箕原平六も門人の列故、同人宅にて一夕閑話の序、學校建立以來の様子、並に先年人別帳面印形の義、町内と揉め合候譯、兩度捨子有之致迷惑候趣等細談に及候、一体最初新規別段に被仰付候場所故、差定り候規矩も無之、町年寄存意六ヶ敷候旁毎度差障り候義出來候故、ケ様に御懇意被下候節申立候て、永々の規矩をも定置申度旨等相述、別證文の義は容易にも難申立候得ば、先捨子行倒者等取捌の義を主に相願申度旨抔、演説に及び、平六逐一承知にて達し被吳候所、除地は至て重き事、左様の場所に捨子等變事懸り合候義は有之間敷事又右之場所に帶刀住居の身分故、人別別證文も筋合相立候こと、尙又相しらべ可遣問、證案に相成候學校の書物等差出候様に被仰付候故、最初學校被仰付候節、御奉行所より被仰渡候御書付の寫し、並に建立記錄の大意書付差上候へば、東御奉行土屋駿河守殿へ御懇談の上、此

儀は別證文の義を主に仕り、夫に付捨子等の義をも相添、表立可願出候、尤左候へ御觸流の節は、其度毎に寺社役所へ罷り出承り可申候、其儀さへ得心にて候はゞ、隨分願出候様にとの御趣、平六を以て被仰渡候、右御觸の義承り合せ候所、町中惣御觸の義にても無之、肝要の義のみ取分け可被仰渡候事の由、左候へは毎度と申程の事にても無之、尤名代にても不苦候由に候へば、右の通り最上の首尾に相成候上は、愈可奉願と内談一決の上、願書案文相認め、是又奉伺候所、此通り東御奉行所御月番の内に願出候様にとの御内意を以て、十月十四日東御番所へ願書差出し候、文意等は差出し奉伺候通りの案文にて宣敷との御事に御座候、其案文左の通り、

以書付奉願候口上覺

一、私預り所尼ヶ崎壹丁目除地諸役御免學校の人別、是迄町内の卷に一列有之候、倩相考候所、除地の義に御座候へば、學校地面に住居仕候者は、私より別證文を以、御番所へ相納申候様に仕度奉存候、元來亡父忠藏儀、儒者三宅石菴門弟にて、享保十一年右學校御願申上、御免許被成下候節、右別證文の義も可奉願事の様に御座候へ共、其節は別に學校支配人道明寺屋新助と申者有之、諸家御藏屋敷の名代、町人持家の屋守の類にて新助人別町内の卷に有之、同人印形仕候て事相濟、忠藏義は學校預にて、公邊相動罷在候、其後新助病死仕り、相應の代りの者も無之候故、其砌右別證文の事忠藏御願可申上所、最早期も延候て、事々敷様にも

奉存候哉、其後無御座候、尤其比の町年寄今宮屋新五郎は則石菴門弟にて、忠藏同門別懇の間故、新五郎より重ねて支配人出來候迄は、町内の卷に當分忠藏印形仕候に可然との事に付、免も角も其意に任せ打過、其後支配人は不勝手の筋にて彌相止め申候に付、町内の卷は右可也の趣にて、今日迄は相濟來り候へ其何分人別別證文の義、場所相當可仕歟の様に兼々奉存候間、此度改て御願申上候、何卒此段被爲聞召、届願の通り被仰付被下候はゞ、永く難有可奉存候、以上、

安永九子年十一月

除地 諸役御免學校預り

中 井 善 太 印

以別紙奉願候口上覺

一、此度學校人別の儀奉願候に付、尙又此節奉伺候て御願申上度奉存候義は、學校軒下門前等に、捨子又は行倒人等惣て境目に懸り候變事御座候節は、如何取計可仕哉、除地の義に御座候上、無祿の場所に罷在候へば、町並に引受一分に世話仕候様の儀、外實共迷惑至極仕候、去る安永三年軒下に病身の捨子有之、兼て奉伺置候義も無之、夜中不意の事故、何分早速取上げ御届申上、數十日養育仕り、終に病死仕候故、御見改を受、御下知を以死骸相片付申候、右の通りの義毎々御座候へば、甚以難澁仕候間、何卒此已後惣て右等の變事迷惑不仕候様に被爲仰付被下度奉願候、併私方難儀はまぬがれ候共、萬一其儀を町へ振向け候様に御

座候ては、甚以氣の毒に奉存候義、一分に引受候よりも、心底不安御座候間、何卒此上御憐愍を以、諸事安心にて相片付申候様に、乍重々奉願候、右願の通り被爲聞召、届可然様に御下知被成下候はゞ末々難有可奉存候、以上、

安永九子年十一月

學校預り  
中井善太印

右の通り相認、繼上下にて罷出、公用人吉川十左衛門迄差出候所、早々可申聞との事にて差置致退出候、

一、全体爰元の義は、平生中の口より罷出、家老用人中へのみ諸事相達候事故、表役所に何も書もの等残り不申、役人中不案内勝の事に候へば、此度表御役所の帳面に留り候程の義書付差出候て可然旨心被添候人有之、仍て建立の發端、有德院様思食より出候段この譯願出被仰付候次第、最初は學主と預りと兩人有之、先人一代預りを以學主を兼帶致し、唯今又學主預り兩人に相成候、委細書付表御役所に残り候様にと、西御番所迄差出申候、

一、同十七日龍野大守御歸城に付、伏見迄罷出候、願中の事故、兩御番所へ御届申上候、尤願中の義故御届申上候段認罷出候、同廿日歸宅、廿一日又歸着の届罷出候、但し平生遠方旅行等に届の義は

無之候、

一、捨子の義は、家格により物會所へ引取相片付候例も有之由承り居候故、其格に願立可申と存候へ  
ども、最初其通り申立候も、如何に存候故、暫く差控へ可然様にとのみ願書中認に候所へ東にて糺  
し被仰付候節、景光院殿屋敷名前人大津屋何某と申者よりの願と申例役所より出候て、其趣は捨子  
有之節、町年寄より相届取片付致し、其入用は自分より差出し可申との事にて候、同廿四日其願書  
駿河守殿西へ御持参にて、善太願の主意は箇様にては有之間布杯御内談御座候由、其日は西の御講  
習御定日に付罷出候得は、伊豫守殿より御直に大津屋願書も御見せ被成候て、定て此趣にては有之  
間布候、主意の所其方願書中に相分り不申候、如何との御尋ねに付、本意の所逐一に申上候へば、  
其趣を一紙に認罷出候様にと被仰付差出し候書付左の通り、

捨子等取扱の義願書差上候に付、尙又申上候口上覺、

一、惣て捨子の義は兼て三郷へ御下知有之、其所の町内申合せ、大切に仕り相片付候義、則町  
人共相務候公役の一つにも御座候歟の様に奉存候、私方學校に於て、捨子は先年兩度迄有之  
候、兼て奉伺置候義も無之、皆其節時宜に従ひ取扱仕候、初度の節は、過半町内へ引受世話  
仕り吳候て相濟候、二度目の節は、町内より一切構不申との事にて、一分に引受始終世話仕  
候段、先日願書中に申上候通に御座候、其節町内の仕方何角不都合の義に御座候へ共、申立

候へは町内の者を相手取候様にて、甚背本意候故、此義は不申上候、何分右の通り一分に引受候ては、諸役御免地に於て、捨子の事に限り町並に公役相務候様にて迷惑仕候、

一、右二度目の捨子は、先日の願書中に申上候通り、病身者にて、最初存上候より一入の苦心仕り、數十日の内養育醫藥等の義日夜懸引仕り、養親を求め候に付、町々在々承り繕ひ候杯種々の混雜、家内無人にて手も届かね候故、學問教導の義も懈怠勝に打過候て、右之捨子終に病死仕り、御見改を受死骸相片付候迄、以外の騒動、會て職分に掛り不申候事にて、職分を打棄候様成義にも御座候歟と奉存候得共、是又迷惑仕候義に御座候、

一、捨子の義に付、費用の筋は格別の事にも無之候得は、身元宜敷町人は難澁も不仕候上、町々にて借屋は家主へ掛り、家主は一町へ掛り、夫々に割合せ候故、家並にては僅の義にて候、學校は無祿の場所にて御座候故、先年の如く臨時の費用は元來難澁仕候上、町並にては割合せ申候公役の費用を、諸役御免許地に於ては却て一分に相辨候義、重々迷惑仕候、

一、捨子はたまさかの義とは乍申、不意の事故此後幾度可有之も難計候、若不仕合にて間もなく毎度有之候ては、學校に於て不都合に奉存候のみに非ず、且は相續の障りにも相成候間、愈以迷惑至極に奉存候、

一、右の通りに御座候上、學校は除地の事にて、他所に類もなく候場所に御座候へは、捨子等

の義は一切難澁の義相掛り不申候様に、公恩を以可然筋へ引取候様に被爲仰付被下度奉願候、一、惣て諸役御免の分の役は、惣會所より惣大阪中の割渡しに相成候と承り傳へ罷在候、又捨子の義は、其捨置候所の家柄により惣會所へ引取に被仰付候御例も御座候と申様に承り及候何分學校御免の三軒役は、兼て惣大阪中へ懸り有之候義に御座候、然る上は捨子等の事も、以來其例に准し惣會所へ引渡し、三郷惣掛りに被爲仰付被下度奉願候、其外行倒者怪我人横死人等一切の變事も、右の様に奉願候、畢竟變事は稀成事故、品により以後數十年無之事も可有御座候へども、今般右の通被爲仰付被下候へば、除地諸役御免許の規模も相立候て、外聞實儀とも本望の至無此上義に御座候間、何卒右の趣被爲聞召届、町内並に惣會所へ可然様に御下知被成下候はゝ、末々難有可奉存候、以上、

安永九年十一月

學校預り  
中井善太印

(五)捨子迷惑  
の義聞届け  
らる

一、東に於て寺社地方役所並に惣年寄へ糾し被仰付候處、惣年寄より他例を引、學校の義町を離れ候事は相成候間敷、捨子の義は景光院屋敷並に上田三郎左衛門例に任せ、惣會所へ引取り、諸入用は差出し可申様、願の通り不殘差構候義を専らに申立、兩役所よりも佗例に相障り候間、學校も別に名前人を附置可然との評議に落候趣内々承り、左様の故障有之間敷存候意味を、夫となく相認、箕原

平六迄差出し候文意左の通り、

一、人別の義は、町内の卷にて相濟來り候義に御座候へとも、除地の分は別證文を以差上候義相當仕候様に承り及罷在候、尤此例は町人にも有之候へとも、夫は往古格別の由緒御座候家の義と承り候へば、率爾に奉願候段は如何敷奉存候所、近來新規の場所にも其例出來候にも承り傳候へば申立候ても不苦候義の様に奉存候て、先達ての通りに御願申上候、此格別の由緒三町人の事也、新規の場所も其例と申候は、近年に有之候家質差配所領受候町人に、人別々證文被仰付候事、其節内山藤三家質掛りにて、同人咄に承り居候事、是等惣年寄能存知居候事故、右の通り書出し申候事なり、御下知を以町人共相務候公役にて御座候に付、捨子等有之候へは、

町内の不念に御座候故、當夜の番人共御咎被仰付候、私方學校の義は、諸役御免に付、自身番等は兼より相務不申候、左候へは學校門外の非常は、私方には存不申候へは、町内より相改候内に籠り有之候、折には不念も出來候て、門前に捨子等有之節、是を私方へ引受候得は、不念は町の不調法にて、番人咎被仰付、私方の越度は無之候、然所其難儀は私方のみ懸り候て、町内は不存と申様成物にて、迷惑の義と奉存候、乍去此義を町内へ振向け申度と奉存候義にては無之段は、先日願書中に申上置候、

一、先達ても奉申上候通り、捨子の義は町々にて申合せ相片付候義は、町人共公役の一にても御座候様に奉存候、此義心得違に御座候哉、もし學校に於て是迄捨子の義無之、以後初て有

之候に仕り、其節御届申上候て、此義は如何可仕哉と奉伺候はゝ、除地諸役御免の姿を以、御下知も可被成下御事に可有御座歟、捨子に限り町並に仕り候様には被爲仰付被下間布歟の様に乍恐相心得候て、先達ての通り奉願候義に御座候、尤寺町に捨子有之節は、外々の引取被爲仰付、諸入用は其寺より差出候様に内々承り傳へ候、若其姿に相成候ては、やはり町役務候に相当り候故、迷惑仕候義に御座候。

一、學校の義は、恐多候へども、有德院様思食を以、同時に江戸に於菅野彦兵衛、大阪に於て亡父忠藏へ被爲仰付候て、其次第は先日書付を以申上候通りに御座候、然は此二ヶ所の外、他所他國に於ても一向類は無之候場所故、改て申立候義も筋合さへ相立候へは、外々の障りに相成候筈は曾て無之歟の様に奉存候義に御座候、尤最初學校被仰付候節、新規の場所故、此序に願置候義も有之候はゞ、勝手に申出候様に兩御奉行様より被仰渡候へども、其節町内の義は支配人にて相濟、捨子等以後の變は誰も心付不申、外に差當り申立候義も無之故、何事も奉伺候義無御座候、其後先日願書中に申上候通り、支配人は相止候に付、町内の様子相替り、只今支配人杯申者取立候事は甚難澁仕り、捨子は其後兩度迄有之、是又迷惑仕候に付年古候へとも最初被仰渡候義も御座候旁を以、乍不及相當の義相考へ候て、先日の通御願申上候義に御座候、以上、

右申上候條々、先日の願書並に其後書付を以申上候趣に御引合せ被遊被下、可然聞召被爲届品能被爲仰付被下候はゝ、莫大の公恩無此上難有可奉存候、以上、

十二月十五日

中 井 善 太

一、兩御奉行には、別證文の義今度善太願の根本にて、學校の場所尤左様可有之事、夫故にこそ願も取上候所、惣年寄共申支候筋は有之間敷義と被仰合候段、平六より物語にて承之、其後西へ罷出候節、御直に願通りの事惣年寄共彼是拒み候て、心遣に可存候へども、少も相憚る儀無之候間、安心致候様に被仰聞候、

一、同十八日東公用人伊東海藏、吉川十左衛門より手紙到來、文言左の通り、  
被相達儀有之間、明十九日四時御越候様可申達旨被申付候、以上、

十二月十八日

右返書に請遣候所左の通り、

御用の儀有之、明十九日四時罷出可申旨奉畏候、右御請可申上如此御座候、以上、

一、同十九日繼上下にて罷出候所、海藏を以被仰渡候先達ての願承り届、捨子行倒者等之義書付を以申渡候、此段相心得可被申候、人別の義も、一所に可申付候へども、此義は今少し調へ残り候事も有之間、重て可及沙汰候、一品にても早く安心の爲、先右之段申渡候との義にて、右御書付の表左の通り、

學問所の儀、無役屋敷に候へは、向後捨子有之節も、惣會所へ爲引取、片付方の儀も惣會所より爲取計候、且又無役地に行倒者有之節は、取計並諸入用の儀は町内割合せ差出、又は無役地持主限に入用差出候も有之由の仕來に相聞候得共、捨子の儀右の通り爲取計候上は、町内より相はからひ候様、惣年寄ともを以年寄町人へ爲申渡候、

扱海藏より別證文の義も聊相障り候義無之候、年内には無相違可被申渡候條、此段御安心の爲、拙者より御内意申置候様に被申付候この義にて、重々難有奉存候段御請申、直に西へも罷越右相届御禮申上候、

一、廿日酉組與力内山藤三入來にて、人別の義寺社役所取調へ甚以六ヶ敷、三郷中に町を離れ候他例無之候へは、何卒自身は別證文にて、町は外に名前人を付置候様に致問布哉、拙者兼て御心安候故、此段御懸合申吳候様にと寺社役相頼み候由にて、彼是演説に被及候へとも、名前人の義は甚迷惑の筈、且又町を離れ候事此度の主意にて候所、名前人を付やはり町内につながり候様に致候義は、大に本意に相背き、夫にては人別別證文の誼も立不申上、其願通り右の通り御内意も有之上は、今更願直し候義も難相成、段々品々申斷り、尙又翌日此方より手紙を以、一再應復に及候、此方よりの文通前後の大意左の通、

爰許の儀、家地等御役所にて他例に御引付難被成候由、御尤に御座候、爰許學校の義は、世間

を懸離れ別段の義、惣て當地三郷の内由緒有之、除地無役所の家と申も皆町人にて候、市中住居にて帶刀務致し身分は儒者にて、其儒業は則 公儀より被仰付候役目にて、何方の家來にても無之無祿の牢人にて、公儀より一種の御用の端をも被仰付罷在候者、江戸にて壹ヶ所、大阪にて一ヶ所の外、他所他國に於ても一圓類は無之候上、年古候へとも、最初に被仰付候節の儀思ひ被合可被下候、少分の場所數ならぬ身分にては候へとも、民間にて學校被仰付候事は、往古は不存、先は數百年已來には決て例の無之事、全く 有徳院様思食を以、實に新規に被仰付候御事故、三郷にて他例の御引付無之候は、其筈の義に奉存候、下拙年來相務候も、外に見合せ申候例と申事無之候故、諸事の規矩無之、臨事見計を以務候様の義も多く御座候、夫故此度一通りの規矩をも立置申度と奉存候義にて候、右様の事故何卒可相成義に候はゞ、御役所に於ても例外の例を一つ御立被下、御取捌被下候様に奉希候義にて候、

一、廿七日東公用人より手紙にて、明五時過罷出候様に申來り、廿八日罷出候へは、吉川十左衛門を以、人別の儀願の通り御聞届有之候段被仰渡、扱別證文等の事品合不案内にも可有之候へは、其儀は來春に向ひ、寺社役の者より追々申達し可申候間、其段心得候様との義にて、願の通り無殘處相濟、末々迄規矩も相立、學校の規提外實共難有奉存候義に御座候、直に西へも罷越御届申候て御禮申上候、

此度の義、西御奉行懇意の思召を以、爰許の義筋合御立、諸事品能可被仰付との事にて、別て西より厚く東へも御頼み被成候程の義にて候所、役所向惣年寄杯は例格に拘滯して、新例ヶ間敷事を忌嫌候、意内にて彼是と行違候様に相成候、但し本体の處無滯候へは、末々の儀は其儘に打やり候ても相濟候義にては候へとも、勢に乘じ押付、態に致候様に諸役人存候て、氣の毒に存候節立不申候様にと、彼是心遣の懸合致候事にて候、右の條々書顯はし候にも不及候事も多候へとも、後日證案の爲委細しるし置候、

一、學校の儀最初建立の節は、學問所と唱へ申候、元來學校本稱に候へとも、其節は大阪中學間に向ひ候人も甚少なく、學校の名目耳に立候様にも有之、且は少分の場所願立候に事々敷聞へ候を憚り候謙退の意も有之、旁を以俗通りに任せ學問所と申立候所、公邊並に町内の書付等皆學問所にて相濟候、夫故爰許にても年來表向は其名目用來り候へとも、年々學風開候故、近來は世間一統に學校と唱へ候様に相成候、仍て此度事を改め願出候には、願書を始め不殘學校の名目を相用申候、右の名目に致し候事相同可然哉の旨承り合せ見候へとも、改て伺候義は事々敷、却て彼是にも及可申候も難測候、兩通の名目いつとなく勝手に唱候事、少も不苦候義と申義にて、右の通り一分に相改め申候、以來は何事も必學校と唱へ可申候、

(一〇) 門前  
遺留品脇差  
處分に就て

夕の義相届候間も無之、又元三の内に凶事申出候も如何敷、三ヶ日過候已後届可申と、其儘に打過候。

一、同十年正月二日の夜、門前に脇差一腰捨置候者有之、番人拾取會所へ持參致候由にて、年寄より丁代差越、及物の義故早速届可申出候、貴所の義舊冬大晦日 公儀より町内へ御下知御届候へとも、何事も委細には未承り不申候、貴所よりの此届は如何致候哉との事、此方にも昨今の義故、何も曉と承り置不申候、何分明朝一應伺候上にて返答に可及旨申遣候所、年寄より即刻に届不申候ては、腰物留置難申候、貴所へ受取吳候様との事、左様の筋にては有之間敷候へとも、例の年寄事彼是と申も面倒故、先預り置候、扱忌中の義故、翌三日門人桑名恭藏を以、兩御番所へ先忌中の由口上書を以申出、御月番へ右の義相伺せ候所、東にて捨子行倒者等舊冬のごとく申渡候上は、是等の義學校に於て一向取敢候に不及候、町内より届申出、腰物は早々町へ引渡し可申旨、吉川十左衛門を以被仰渡候、其段町内へ申聞せ脇差相渡し申候。

(一一) 有山  
旨方等へ廻勤  
(一二) 学校  
會所との關惣  
係を絶つ

一、御奉行御參府前に、惣會所に於て諸式改の義有之、町々より儒者醫者等も名前書出し候由にて、當町内よりも爰元の義書出し、銘々の印形を取、年寄奥印にて差出し候事、是迄の通りにて候、此を以申通し候、

度西奉行三月御參府に付、年寄より例の通り町内諸式の名元書出し、惣會所へ遣候節、學校の義は舊年被仰渡町を離れ候事故、此度町より書出し不申候旨申述候所、惣年寄より、左候は、學校より別に書付認、惣會所へ差出し申候様に可申達旨の由、二月五日町内より丁代を以申來り、尤右書付今日中に差遣し可申旨申越候へとも、此方より書付差出し候義にて候は、直に御番所へ相納め可申候の所、惣會所へ遣候筋は有之間布義、何分是等の義此度事改り候へは、相伺不申候内には承知難致旨返答申置、直に西御番所へ罷出、箕原平六を以相伺候所、伊豫守殿被仰出候は、元來諸式改の義は、此方より申付候事にては無之候、惣年寄より仕來りにて改出し候事に候へは、學校へ此義改め申付候義にて無之候、何分取調へ置可申間、明日罷出候様との事にて、翌六日罷出候所、諸式改の義は、何分町々より町内に有之候名元書出し候事故、學校の義は町内より別紙の書付を以惣會所へ可申出候、尤是迄の通り學校より印形致候には不及候、學校よりは住居人儒者醫者の名目書出し、此度御改の義承り候故、書付を以申上候旨脇書致し、直に持參公用人迄差出し可申候、町内の義は惣年寄より其段町年寄へ申渡候様に申付候間、其通り相心得候様にと、平六を以被仰渡候、然所其夜中に至り、惣年寄より手紙差越、御達申候御用の義有之候間、明七日四時北組惣會所へ御名代の衆御差出可被成との旨申來り候、何の御用とも相分り不申候へとも、折柄故定て諸式改の事にても可有之候歟、よし何事にても御用の義は、御番所より直に可被仰渡所、惣年寄を以可被仰渡筋

には有之間布存候へとも、否を申遣候は、角立申候て氣毒にも有之候故、先一通り承知の返事遣し置、翌七日早天、右の書付相認御番所へ罷越、公用人上田泰助迄差出し、其席に平六へ右委細致演説候所、同人も甚不審の義、左様の儀決て有之間敷事、乍去御用の義と申て何の品とも分り不申候故、柱て一應は御名代被遣候て、相知れ候上の取計ひにて可有之やと被申候故、推返し惣て是迄惣會所へ懸合候事一圓無之候上、增て舊冬の通り被仰渡候所、名代にても差出し候へは、已後の例にも相成可申哉、且又惣會所は三郷町人明年寄を呼出し候場所にて、たゞひ名代にても帶刀人を名指にて呼出候筋有之間敷義かと申候に付、如何様是は何分爲聞可申とて被相伺候所、左様の義申付候事會て無之候、必定惣年寄共心得違にて可有之候、罷出候に不及候、早々惣年寄共相糺し可申旨被仰出、罷歸候へは、無程惣會所より使差越候て、昨日御出被成候様に申進候へとも、最早其儀に不及候段、口上にて申置歸り候、察する所町内へ申渡候様はと被仰渡候義を、少々承り違、且は舊冬の含みも有之候旁にて、何分惣會所へ呼付可申と存候て、大に仕損し候事と被存候、以來も此通り能相心得候て、何事を申越候とも、此方より惣會所へ出候事決て有之間布候、

諸式改に付、御番所へ差出候書付案文左の通、

覺

學校預り

中 井 善 太

同學校  
主 三 宅 才 二 郎

同學校の内住居  
古 林 正 民

一、同 儀者 本道家傳  
右の通り相違無之御座候、此度諸式御改の段承り候に付、書付を以て右申上候、以上、

學校預り

中 井 善 太 印

安永十丑年二月

(一三)西町奉  
行參府に付  
餞別

一、伊豫守殿御參府に付、御息八十五郎殿にも御一所に御歸被成候間、二月十六日表向の御見立に罷出候、常例は年頭同前に聊の御肴代致献上候事に候へとも、此度は年來格別の御懇意に預り、且又舊冬願通りの厚恩も御座候旁故、相改め唐紙一本献上仕り、八十五郎殿へ古梅園の墨五挺入壹箱献之候、箕原平六も御供故、是又門人同前の懇意と申、舊冬大に世話に相成候事故、爲餞儀杉原紙一束相贈り申候、當日御前に於て近々の内閑日御撰み、御料理可被下置旨、御直々被仰出御請申上候、  
一、同廿日、三宅老人(春樓)七十之年賀相催し、仕舞囃子興行にて、八十五郎殿にも押懸御入可被成との事當日多人數故混雜之段は御断申上、座敷の内少々取繕ひ仕切置、正民宅御休息所として御招待申上、

(一四)春樓七  
行の賀に奉  
入の息等入

八十五郎殿亂舞は御好みの事故、臨時に一番御舞被成、諸人致拜見候、以來は御奉行御息方御入被成候例にも相成候て、一つの規模にも相成候事、諸同志も珍重可被申候、尤前夜十九日、八十五郎殿御稽古御定日にて罷出候節、御金奉行水野重衛殿、一ツ橋御家來松浦彌二郎と御酒宴の席へ被召出接伴致し候に付、御兩所とも明日可參由被仰候て、此日八十五郎殿御同伴有之候、又八十五郎殿被爲入候旁を以、宗旨役大森隼太も内山藤三同道にて入來、箕原平六は兼て案内致し置、晝時より入來にて候、

一、同廿一日、西御番所へ罷出、八十五郎殿へ右御入の御禮申上候、

一、同廿六日、伊豫守殿より御料理可被下置との義にて、晝時過より罷出候所、家老井上專右衛門對面、先刻より御相客御揃故、只今申進候様に被申付候所にて候、早々罷通り候様との事、今日相客の義は心當無之候へども、其儘罷出候所、東御奉行土屋駿河守殿、堺御奉行佐野備後守殿、川口御奉行菅沼左京殿皆々御着座にて、御立振廻と相見へ申候、先達て皆々御目通りも致居候事故、御心安御挨拶等有之、御一所に御料理御酒頂戴被仰付候、拙夫ばかりは八十五郎殿直に御引物等被成被下、厚き御もてなしにて候、御取持は三町人罷出申候、

一、同三月二日、八十五郎殿參宮の爲先へ御出立故、朔日の夜御見立罷出候、岩吉義も兼て御懇意被送る

(一六)竹山奉  
行の息  
を送る

(一五)竹山西  
町奉行の  
篋に赴く

(一七)竹山奉  
行を伏見に  
送る

(一八)公用は  
直接に學校に  
通達の事さ  
なる

一、同五日、伊豫守殿御發駕、陸地御登りに付、御跡に從ひ候て伏見迄罷越、翌六日伏見にて御見立申上候、

一、人別一本證文の案文の義、寺社役所より春に至り沙汰可有之趣に舊冬承り候へとも、三月に及候迄何の沙汰も無之候、其内に二月伊丹へ罷越、又此度伏見迄罷出候へは、留守中に役所より通達有之候ては如何と、右兩度とも御月番へ届申出候、此度公用人より、以來は役所より直に申達候御用向も折々可有之事に候へは、是迄は格別、以後は遠方他行必御届可然との挨拶にて候、先達て平六よりも此段被申候事御座候、旁以已後他行一宿以上は届可申出候、尤名代にても相濟候事にて候、一、三月下旬に及候迄、右案文の義沙汰無之候故、廿七日此方より寺社役所へ罷出相尋候所、少々間違有之、役所にては此方罷出候義相待被申候事の由、則後藤縫殿助大阪抱へ屋敷別證文の格を以、右證文寫し歸り候様との事にて寫歸候、文言左の通、

差上申證文の事

一、切支丹宗門之事

一、博奕諸勝負之事

一、遊女並に若衆抱置賣候事

右之通從前の御法度の趣被仰出承知仕候、當尼崎町壹丁目除地諸役御免學校の内住居の者、並に召

仕の下人下女迄不殘穿鑿仕り、宗旨手形取置、不審成者無御座候、若以來御法度の宗旨怪敷者御座候は、早速可申上候、乍存隱置之由脇より於相知候者、越度可被仰付候、爲後日仍而如件、

安永十年正月

學校預り

中井善太印

學校の内住居の人數合

貳拾四人内  
男十壹人  
女十三人

御奉行所

一、同晦日右之通相認致持參、寺社御役所に相納め申候、尤來年よりは人數のべの所、年々の増減脇書致し可申由にて候、但し去丑は何人  
増減此通り也

印形も持參致し、役所に於て押可申答の由、當年は此儘にて不苦候、來年よりは印形持參致し可申との事にて候、此段相心得申候、

但し右三ヶ條の義、三鄉一統の通例にては候へども、爰元に於ては甚不都合の義認様も可有之事に存候へども、此度は初ての事故、先右の通りにて差出し候、何卒追て申立見可申候、

一、同四月、伊豫守殿江戸表に於て御轉役被蒙仰、五月堺御奉行佐野備後守殿御跡役被蒙仰、同六月中旬新御奉行御着阪に付、同廿七日御初入の御歡に罷出、公用人へ申置歸り候、尤兼て御先役の節

より毎度御目通りも致候事故、此度は内山藤三迄例格の通りに可罷出候旨申遣し相濟申候、尤世悴  
(遠藏)も召連罷出、用人に引合せ置候、

一、人別證文當三月相納候、以後御觸流の義、彌伊豫守殿より御内意の通り、別段被召出被仰渡候義  
に相心得罷在候所、何の御沙汰も無之、是は此方より願立候筋にては無之、公儀より御下知可有御  
座候事故、何分見合相待候へども、餘り御沙汰無之候故、同十一月寒中伺罷出候節、東御番所へ書  
付を以相伺、公用人伊藤海藏へ申達候所左の通り、

奉伺候口上覺

一、學校の義に付、去子年冬御願申上候品々、聞召被爲届、願の通り被爲仰付候御砌、御觸流  
の義は、其節迄は町内より爲申聞承知仕候得共、右の己後は追々別段被召出被仰渡候御趣に、  
内々傳承仕り罷在候、當丑の三月人別別證文初て相納候以來、右の義早速奉伺候も恐多、先差  
控罷在候所、最早歲末に及候故、御觸流の義は彌右の通り相心得罷在候て宜御座候哉の旨、乍  
恐此度奉伺候、以上、

丑十一月廿四日

學校預り

中 井 善 太

右の通り申置、同廿八日又々罷出御下知相伺候所、海藏を以内々被仰渡候、此義當分に申出候は、

何の滯も無之事にて候へとも、唯今にては西御奉行殊の外御念入、聊にても新規の申立は甚六ヶ敷候へは、是も必定容易には相濟申間敷候、萬一滯り候節は甚氣の毒にて候へは、先此儘にて見合可申候折も可有之候、御觸の義大抵沙汰に承り候ても當分は相濟可申候へは、何事なく先差控へ申候様との事にて、書付は戻り申候、

右は此方手おくれの様に候へとも、全左様にて無之候、最初京極君御内意にて願相濟候上は、必定右の通り被仰付候事と相聞へ、又此方より願出候事にて無之故、何分見合せ居候事、此義六月に京極君御歸阪の上は相分り可申と、是のみ相待候所、不存寄御轉役の事故、大に心當相違に及候、備後守殿御跡役にて事改り候故、急に伺候も如何と尙又見合、右の通りに相成候、尤此儀唯今は難相叶、繰戻し又町内より承り候様との御下知にて候はゝ、甚迷惑の義に候へとも右の通り格別駿河守殿よりも御懇意の思召にて、先此儘にて見合候様との御事故、當分御觸出しの趣は、隨分他所の沙汰連に承り傳へ相濟し居申候、

(二二)天明改元等のお觸  
(二三)印形持參にて別證文提出  
押申候、

一、當年天明改元、並に江戸御吉凶兩三度、肝要の御觸出し皆々右の譯故、直には承り不申相濟申候、  
一、天明二寅三月廿七日、別證文御月番東宗旨方御役所へ持參相納め申候、尤印形持參御役所に於て

右印形持參等、並に相納め候日限等の事、西宗旨方與力大森隼太に承り合せ候所、聞合の上に

て可申達旨にて、其後手紙にて被申越候は、寺社より惣て別證文納候分は、皆々印形持參の事故、其通り可然との事、必竟公儀へ謙退の心にて候間、左様可然との事、日限は晦日定日にて候へとも、夫より以前勝手に罷出不苦との儀故、廿七日罷出候、尤繼上下相用申候、尤表役所の事故、若黨召連可申候へとも、是は大森心付にて平生御懇意御立入にて、中の口より御務の御身分故、改て表より御越にも及申間敷候、勿論御勝手次第の義、中の口より通り、内より表役所御廻にても可然との事にて候、此義甚勝手に相成候故其通りに致し申候、來年より諸事右の通り可然候、

一、右の節大森對面の砌、別證文文言不都合の譯申談候處、是は後藤案文計りの義にては無之候、住吉本願寺等始め惣寺社にても、別證文の分皆其通の事、古來定り候文言にても一統相違無之候、學校に於ては、別て不都合に可被思召候へとも、改がたき事にて候間、其儘に致し候へとの事にて、先御意に任せ置候、是は重て時節相待申上見可申候、容易には難申出候、

(二五)お觸流  
(件に就て  
證文文言の  
不都合を詰  
る)

一、御觸流の事、是又大森へも尋見申候所、如何様先東御内意に任せ、御見合可然候、元來此義は其節御召出し被仰渡には及不申候、惣寺社等別觸の分は、宗旨與力より添狀にて中間へ差遣し、夫より一巡に相廻し、廻り留りより公儀へ御觸書御返納申候義、其連名の内へ書入年寄より受取候て、又年寄の方へ廻し候て相濟候事、追ては左様有之度物と申事にて候、時節を相待此義申立見可申候、

(二六)竹山預  
人兼學主ミ  
なる

一、同十月九日、三宅老人卒去、今般學主の繼目に付、諸同志打寄、拙夫學主の任引受候様との事にて其意に任せ、同十二月朔、東御奉行土屋駿河守殿へ右の届申出候口上案文左の通、

口 上

一、今般學主三宅才二郎病死仕候、仍て私儀已來は學主兼帶相務可申候、此段御届申上候、以上、

學校預り學主兼帶

寅十二月 中 井 善 太 印

(二七)學主兼  
預人の義兼  
出

一、右の節先例御糺しも可有之哉と、別紙相認致持參候、其案文左の通り、

先例覺

一、尼ヶ崎町一丁目除地諸役御免學校の定め、學主と申候は、惣門人共教導の儀を司取、預りと申候者、學校名前人にて、御公儀相務場所の支配仕り候職分に御座候、最初當學校建立の節、亡父忠藏、師匠三宅石菴は學主、忠藏は願受候當人にて、學校預り相務め、石菴死後忠藏學主兼帶仕り、忠藏死後、石菴名跡才二郎學主相務、私儀亡父家督相續仕り、預り役相務來り候、元來學主と預り役と兩人有之筈に御座候へ共、時節の様子に付、學主より預りを兼、預りより學主を兼候義も可有御座候、右の趣は、寶曆八寅年六月忠藏相果候節、同八月御奉行岡部對馬守様へ私御届申上、御聞届の上御記錄に御控へ被遊被置候旨被仰渡候、仍て今般教導の儀私引受候様に同志の

者共一統に相頼候故、不徳の私儀無心元候へ共、亡父の節の先規を以、預り役にて學主兼帶仕候儀に御座候、以上、

寅極月

中 井 善 太

右兩通の書付致持參、家老井上彦右衛門迄申置相濟申候、尤右は學校切の義、表通り是迄預り人の務方、聊以相替儀無之趣申演置候、

一、古林正民儀、保科彈正忠殿へ御家來分の願申込候所、同月相濟申候故、同廿六日東御番所へ罷出相届申候、尤住居是迄の通りにて、旅宿届に致し候積りに案文左の通り、

口 上

一、學校地内へ住居仕候醫師古林正民、今般保科彈正忠殿へ被召出候、同人義當地町方に於て懸り合等の事一切無御座候、住所の儀は是迄の通り學校中旅宿逗留仕度相頼申候、右の趣御届申上候以上、

壬寅十二月

中 井 善 太 印

右の通家老井上彦右衛門迄演說書付差出し相濟候様に存候所、同廿九日家老連名の手紙到來、今日中罷出可申候、若差障り候はゞ門人の内名代差出候様との事にて、則寄宿生桑名恭藏差出候所、先日の届書相しらへ候所、是は保科家役人より一應届有之候上の義に可致由にて、口上書被差戻候、

(二八) 保科家來學校居家の届に就て

最早年始に廻り候事故、元來差急候儀にも無之候へば、春中緩々申談可然由にて、見合差置候、  
一、同三年癸卯二月十二日、保科家御領濱村陣屋の役人花崎林平、正民被召抱候義東奉行所へ届有之  
候所、地方役牧野平左衛門より、此義は本人より被召抱候義並に旅宿等の儀、一紙の願書に致し、  
明朝町役人差添可罷出旨被達候様との事にて、林平より被申聞候、左候へは拙夫差添可罷出事、町  
役人へ渡り候事は無之筈にて候所爰元の儀失念にて、右の通被申候事と存候へとも、彼是承り合せ  
候も面倒、且又餘日も無之事故、其意に任せ、翌十三日正民町役人同道罷出候所、願書文言二三度  
も改まり、其上にて懸り合等受合の義は、町より書付差出し候様に被申渡候處、年寄より學校住居  
の義、同所は町を離れ有之事故、町年寄より右受合は難申上旨申候に付、果して左候は、明日善太  
差添罷出候様との事にて、十四日拙夫正民同道罷出候、爰許の下宿と申も無之事故、舟にて罷出、  
正民暫舟に残し置、先拙夫ばかり地方役所へ罷出、口上書は懸り合受合と旅宿届の義と兩通に認め  
罷出候、案文左の通り、

口  
上

一、學校地内に住居仕候醫師古林正民義、今般保科彈正忠殿へ被召出候、同人義町方に於て懸り  
合金銀出入等の事一切無御座候、此段御届申上候、以上、

學  
校  
預  
り  
中  
井  
善  
太  
印

卯  
二  
月

口 上

一、保科彈正忠殿家來古林正民儀、學校長屋に旅宿仕り度旨相頼み申候に付、貸座敷に仕り逗留爲仕可申候、右の趣御届申上候、以上、

卯 二 月

學 校 預 り

中 井 善 太 印

右の通り地方役所へ差出し、溜りの席に待合せ並に内伺相濟、正民召連出候様との事にて、同道罷出、同人暫時無刀にて縁下に於て願通り御聞居有之旨云渡し有之、直に役所へ上り御定法の御書付岡候て、是迄の懸り合萬一出來候はゞ御引戻し、以前の町醫師の姿にて御取扱可有之旨承知の印形致し、拙夫も加印被仰付候由印形相濟、明日陣屋役人被出候様に可申達旨にて罷り歸り、早速同所用達迄申遣し、翌十五日林平被罷出、右の書付承知可有之由にて相濟申候、仍て此方人別は削り、同日より正民旅宿逗留に相成候、

一、同三月、土屋駿河守殿御參府に付、廿八日御見立例の通罷出候、

一、人別別證文例の通り當月西御役所へ相納申候、但し廿七日也

（三〇）東町奉行の參府を送る  
（三一）人別別證文提出  
（三二）小田切新東町奉行  
（三三）尾州より貴重書

一、同四年甲辰八月、從尾州様、烈祖成績の一書拜借被仰付候、右の書籍は水戸にて御撰述被仰付

候物にて、世間に一向流布無之物、兼て拙撰の逸史粗脱稿に及候故、右は三十年來承り及居候書故一應相考へ見度心懸候事、萬一尾州御家中に傳寫の本抔有之間敷やと御屋敷奉行中西氏へ噂に及び候て爲貴候所、一圓無之由、然處御國御用人人見彌右衛門兼て拙夫儀被聞及、中西より右入用の譯迄詳知して、殊の外世話申被致、普く吟味候處、江戸の藩庫に一部有之候段相知れ、則賤名を以て被申立候所、御満足に思召との御意にて、御本下り候段、中西迄被申越、不存寄拜借被爲仰付難有奉存候義、則御紋の箱入にて到來、勿論水火の變大切の義ゆへ、當地御屋敷も別段人數手當も有之候趣にて、臨時の變の備として、御紋の高提灯弓張提灯等も相渡り申候、學校建立以來其例無之事一つの規模に相成候へとも恐入候仕合にて候、

（三四）右借用書  
（三五）竹山母の喪に服す

一、同五年乙巳三月、右の御本縷寫校訂相濟候故、返上申上、人見氏迄禮狀遣申候、

一、同八月、老母不幸に付、中陰以後嫡子遠藏名代を以、公邊表向の務一切相仕廻、喪制中病氣と申立引籠罷在候積りに致候、

（三六）竹山服  
（三七）中城内に  
出講

一、同六年丙午、御城内青屋口御加番遠山近江守殿より御招待にて、正月より八月迄毎月六日の御約定を以罷出候、此義は舊冬御家來神田惣八郎被遣御賴みにて候へとも、折柄喪中何方へも不罷出候故御辭退申候へとも、兼て江戸表より御聞及、甚御好學の義、且又御加番の事故、重ての御勤番難計、甚御殘念に思召候故、再三に及被仰下、不得止事御請申上候、尤當日は喪服を脱可罷出候へと

(三七)人別證  
提出  
（文名代にて  
觸書に柱にて  
捺印）

も、支度等は酒肉の御設一切御断申候、往來は駕籠人足兩人、足輕一人申遣、扱殊の外御恭遜の御接待にて、御送迎其外全く師弟の禮を御用にて候、

一、同三月末、人別證文相納候節、此度は喪居中の事故、此方にて印行致し、病氣斷を以遠藏名代差出し相濟申候、最初は必自分に罷出印行持參と申様に承り候へども、右の通り相濟候へは、以來此心得に可致候、

一、同七月、天下石懸り大阪三郷間口懸り銀の御觸流し有之候得とも、無役地先被差置、追而御沙汰可有之との趣に候へは、差かまい申候事も先無之候所、八月に至り町内より右觸書差越、外に一紙觸書の大意書取り、右の趣承知との書付相認め、拙者名元に致印行差出し候様に年寄より申越候、是は此方に懸り合いまた相見へ不申候事、承知判にも不及義、其上別證文相納候以來は、町より觸書は參不申候筈にて、何も承知可致事無之候、且又名元肩書の致様も不宜候故、此義無用と差戻申候へども、此度は天下一統の御觸の事、格別の子細、何分町の念にて候へは、外へ出候物にては無之條、何卒印行致し吳候様に再應申越候、只今にて印行の物町へ差遣候事一切無之例に相成候故、甚不可然候得とも、彼是申候も氣毒にて、枉て印行致し遣候、以來は如何様の義も町へ書付差出候事決て致間布候、

(三九)竹山指  
紙の例なき  
を詰る

(四〇)間口懸  
銀の事に付  
書類提出

是迄刺紙にて呼出の例無之事、是は役所にての間違と存候故、罷出候節其段申述候、先達ては直に使にて口上を以申來候趣も申候へは承知にて、重て其通りと申事にて候、

一、同十四日罷出、表より通り溜りに控へ居申候所、地方役所へ參り候様との事にて、田阪源左衛門對面、今般間口懸り銀の事に付、無役地の分取調へ有之候へは、學校被仰付候趣大意書付を以差出候様との事、則相認同十六日名代を差出申候、尤大略一通りの書付一冊と、別に肝要の曲折委細に認候一冊と兩様に認め分、一卷に致し差出し候へは、地方役所にて一覽の上、初の一冊大略計りにて可然由故、同十七日未を残し、初の一冊のみ又名代を以差出し候へは、先差置歸候様との事にて候、

但し右の案文、別紙に控へ有之候、

一、同月遠山殿御交代、道中川間に付大延引、二十日過に相成候、御見立御城外迄罷出候義は、達て御辭退に付、別に御城内へ罷越御見立申候、御在番中遠藏(蕉園)、七郎召連罷出候事も有之故、御見立の節も兩人召連候、

(四二)竹山二  
田侯に易本  
義を講す  
子を伴ひ遠  
山侯を送る

一、同廿二日、堀田豊前守殿當春初大御番役被蒙仰候を以、御到着川間にて御延着に相成候、御先代御由緒旁を以、當春以來御在番中可被爲召御内意有之、廿三日御旅館へ罷出候、仍て御城入已後、月に三日宛罷出、易本義講說被仰付候、尤喪中酒肉等御斷、遠山殿の節の如く申述置候、

(四三)堀田侯  
病む

(四四)刺紙の  
異例

一、同九月初より豊前守殿御大病、御側醫山邊良川より外醫の義頼來り、吉林正民同道にて御城入致し、其後同人療治被仰付、追々御本復にて候、  
通り、

小 黒 越 後  
栗 町 左 近  
中 井 善 太

皆肩書に所書あり

午閏十月廿二日

右明廿三日四時西地方役所へ罷出候事、

右呼出の義、先達ての例は此方はかり口上にて申來り候趣申斷置候故、町への刺紙は相止候へど、  
も、餘人連名にて刺紙到來は此度初ての事にて、重ては是も無用の様に斷申度物にて候、此度は  
先其意に任せ置候、

一、同廿三日、遠藏名代差出し候處、間口懸り等の義此度相止申候故、先達て聞調への書付差戻し候  
との事にて相濟申候、

(四五)間口懸  
戻さる  
等の書類差

右間口懸りの義若被仰付候は、決て受申間布覺悟に罷在候所、右の通り無何事相濟候、是は當九月田沼主殿頭殿御退役被仰付、即時江戸御大喪にて御政事大に改り候故、右等の事一切相止み候故にて候、

(四六) 将軍家  
一、同九月江戸御大喪、十三日御觸流し有之、舊例の通り同日より一日の間教授相休み申候、此壹段前文に入べし、

(四七) 竹山城  
内に出席燕園  
園素讀指南  
内に出席燕園  
園素讀指南  
(四八) 城代死  
去に付大代番  
口出入止  
一、同七年丁未正月、堀田豊前守殿の御對組花房因幡守殿より御請待にて、毎月三日宛罷出講書相務候、尤舊冬右の義豊前守殿御口次にて、不得止事御請申、乍喪中其斷相立候て罷出候、其後家中素讀指南の爲、遠藏差出候様との御賴にて、暫の内遣、其後追々家中此方へ被通候様に相成、遠藏は夏以後は罷出不申候、

(四九) 兩大番  
頭交代  
中の竹山  
一、同年夏、御城代御死去に付、新御城代御登り候迄は、大手口の御門出入相止、堀田家は玉造口、花房家は京橋口御門よりの出入に相成、御兩家御交代迄其通りにて候、

一、同年八月、兩大御番頭御交代に付、喪中故當日御見立申上候義は御斷申、御稽古納めの日、麻上  
下着用御暇乞申上候、尤御當日には御雙方とも遠藏差出申候、

一、同年九月、西御町奉行佐野備後守殿急御召にて御出府候へとも、日限存不申、御見立に罷出不申候、

(五二)竹山西  
方西寺社役所より小遣の者一人差越口上にて、諸式改の書付定て差出可申候へとも、尙又新奉行着

前に今一紙差出し候様との事故、此度は此方に不存候て、其儀無之由申候へは、左候はゞ尙以一紙  
今日差出申候様にこの事、是迄左様の事は例無之候へとも、好みに任せ即刻書付致し相渡し候、右  
の者持歸り相濟候、尤此度は拙者名前一人にて候外に、儒醫書付出し申候、人柄只今は無之候、

一、同年十一月、新御奉行松平石見守殿到着に付、古屋甚左衛門西組與力心安且は門人の事故、是へ  
參り務來りの通申次の義、迎與力へ通達相頼申候所、迎與力より爰許荒増の書付、並に京極伊豫守  
殿時代、學校の義少々品改り候趣等書付越候様との事にて、書付差出し申候處、勝手に罷出候様と  
の事、甚左衛門より手紙にて申來り、同月廿一日罷出家老へ對面申置候、三本入扇子台持參例の通  
り、

(五三)樂翁公  
下阪竹山を  
招く

一、同八年戊申五月、大執政松平越中公御上京にて、因て爲御巡見大阪御下向、六月二日御旅館松山  
御屋敷に御到着被遊、翌三日無存懸御用人中連名の剪紙を以被爲召候段左の通り、

未得貴意候得共、以手紙致啓上候、然者越中守少々御尋被申度儀御座候由、依て明四日七時  
過、越中守旅館迄御越被成候様被致度被存候、此段宜得御意の旨被申付如此御座候、以上、

六月三日

此本書別紙有之

此上書  
松平越中守内  
吉村又市、長尾諫見、小野清左衛門

右返書差出し、即日御請の爲御旅館へ罷越、右御用人へ手札を以申置候、

(五四) 樂翁公  
召見の義を公  
奉行所に届  
出

（五五）竹山樂  
翁公に見聞へ  
詰問に對ふ

一、同四日朝、右は非常の事故、御月番西御奉行所へ右の届罷出候、

口上

昨日從、松平越中守様、今四日七時過御旅館に罷出可申御旨、御用人中使簡を以被爲仰付候、文面等迄甚御丁寧の御趣、重々恐入奉畏候、右の段御届申上候、以上、

申六月四日 中井善太

一、同日八半時過御旅館へ罷出候所、當日も御巡見御留守故、使者の間に差控居候内、御用人吉村又市、長尾諫見兩所對面、今一人水野清左衛門は御歸館後對面に及候、七半時御歸館の所、西御奉行松平石見君出張にて御待受け、直に御入來御用談の内、暮に及御退出、其跡へ直に罷出候様にと、案紙奉行吉田久太夫案内にて、唯今迄石見君被成御座候席へ直に付候様久太夫差圖有之、御書院次の間の敷居際まで罷出、名披露にも不及御詞懸り、兼て聞及たるに今日は初てとの御意にて、此方學術立方の義、直に御尋有之、一通り御答申上候へは、敬の字手を下し候心得の義御尋、其外經義

等彼是、又は京大阪諸儒の御沙汰、其外世事民間の事、諸國諸侯御風儀の事、古今書籍の義、長崎の事、其外種々御尋御咄等有之、二時計り應答申上御次退候へは、使者の間にて御料理御酒被下置九時前退出致し候、右御次へ立候節、民間の義甚御苦勞に被思召、何角委敷御尋に御座候に付、存寄七絶一首卒作、御次にて筆硯を請候て、吉田氏取次を以呈上仕候、其節吉田氏を以て御内密に被仰出候は、以來何事に不寄、存寄義とも追々申上候様との御事、恐入難有御請申上候、御旅館に於ては、御町奉行方にも煙盆御茶は出不申、酒食は勿論の義、殊に此度は御往來上下一切禁酒と嚴敷被仰出候所、拙夫計りは最初より御烟草盆御茶も出、酒飯迄被下置候は、格別の御禮待と承り候御詞も御懸懃にて、始終一方の御手は疊を御突被遊御座候事、格別の御恭遜の思召にやと重々恐入候、

但し前三日用人に中剪紙到來の後、案紙奉行吉田久太夫來訪、翌四日晝頃其同役大津多丹次來訪、暫對話心安被申吳候、案紙奉行は他家にての側用人也、

一、同五日、右拜謁御禮、御用人に旅館を廻り手札にて申置、龍野御屋敷へも右の段届に罷出候、其留守へ白川侯より御肴一折被下置候、其手紙寫し、

以手紙致啓上候、愈々御安全被成御凌、珍重奉存候、然は昨日御越被成、殊夜中およひ、別て御太儀被存候、依之此御肴五致到來候に付、乍輕少被致贈進之候、此段宜得御意旨被申付

(五六) 樂翁公  
竹山に肴を贈る

候間、如此御座候、以上、

六月五日

中 井 善 太 様

吉 田 又 市  
長 尾 謙 見  
水 野 清 左 衛 門

右に付、當日直に御旅館へ罷出、御用人迄中御禮申上候、

(五七)竹山樂  
翁公の出發  
を送る、附  
道筋掃除の件

一、同六日早天、白川侯御發駕に付、玉造迄御見立罷出候、

右御着阪前、道筋掃除の事官命有之由に候、町年寄より此方表側駒寄取拂可申旨、先年淨岸院様御棺御通行の節は、此方計りは駒寄取不申候、此度御掃除も無用と越中公被仰出候程の御事、京都の様子も承り候故、彌取拂申間敷旨申遣候所、數度の使にて日々取拂候様に被申越候へども、決て承知不致候内、京都より越中公御下知有之、掃除に不及、駒寄等取拂の義堅無用と被仰出候旨、奉行所より再觸有之候て、年寄より使差越、駒寄取拂候に不及候旨申越候、

一、同八月十五日、大御番頭堀田豊前侯御到着、十六日御旅館へ罷出、御外泊中隔日に罷出講書被仰付候、今般は御振合にて御城門御改嚴重に付、御城入講書の義は、追て御沙汰有之候筈にて、當分

(五八)竹山城  
内へ隔日に  
出講

其儀無之候、

但し豊前侯は來年酉の四月二條御在番の筈の所、御組替にて俄に御縁合被仰付、當地へ御在番に相成候、

(五九)竹山城代の延請に應ず  
(六〇)竹山城代へ講書

一、同年九月四日、御城代堀田相摸侯より御家來瀧井伴七御使者にて、延請の義被仰付、來七日先罷出候様にとの事にて、御請申上候、

(六一)竹山樂翁公家臣に作文を頼まる  
(六二)樂翁公家臣に依囑の件

一、同七日四時、相摸侯御中屋敷へ罷出、御目見被仰付、御丁寧の御意候節、向後より講席相頼可被成との直命にて、御次に於て御料理頂戴、御用人淺井新兵衛接件、御酒御吸物は伴七も接伴にて、

御菓子薄茶被下置退出致し候、

一、同年十月、越中公御家來柳川儀右衛門上阪、此方へ尋被申對面、其後旅宿へも罷越、緩々面晤に及候、文檻の銘、鐘銘の跋杯被頼候て致し置候、

(六三)草茅危言下卷成り  
樂翁公に獻す  
(六四)草茅危言下卷成り  
樂翁公に獻す

一、吉田、大津多兩士より不絶文通も有之候故、年頭寒暑の披露狀差出候て可然哉の旨柳川へ伺候所隨分可然との事、尤右兩士宛可然由にて、其後同人上京、拙者折節罷登り候て、旅宿へも白木屋彦太郎引合せ候筈に有之候所、差掛彦太郎不快、同人逗留最早間も無之、仍て彦太郎名代家督守之助同道致し、引合せ申候、

追々存寄候申上候様との御事故、七月以來存立、先差向候大阪の義を下巻に認可申存念にて、此義當用の事故、先下巻より草成致し、十一月出來立、吉田、大津多の兩士へ向差出し、上巻は來春に至り速々成書に及可申旨申遣候所、早速御聞に達候旨申來候、

(六四) 樂翁公の返書鄭重を極む  
(六五) 城代多用の爲竹山出講を辭す

一、同十二月、寒中伺披露狀、右兩士へ差出候所、返書殊の外丁寧の義、諸家披露狀の返事に此類無之候、此返書別に藏め置候、

一、同月、相摸侯より御使者にて、殊の外御用多短日一向御隙無之、講書は來春迄御延引の御斷被仰出候、

(以上二冊の内第一冊終る)

(六六) 城代の年頭禮に蕉園代理

(六七) 樂翁公竹山に飛紗綾二端を贈らる

(六八) 竹山城代儒官を推舉す

一、寛政元年己酉正月、御城代へ年頭御禮不快に付、同七日遠藏名代として御中屋舗へ差出候、

一、同二月、白川侯の兩士吉田、大津多より書狀到來、御懇の思食を以、飛紗綾二端被下置、難有頂戴仕候、則兩士迄御請御禮申上候、

(太寶) 一、同三月初、御城代へ菱川宇門儒官に被召出候、此義は去申年御儒官濵井平左衛門死去に付同役無

之、假に同人姪濱井伴七儒官兼帶務被仰付候へとも、未熟の義故、同人拙夫へ入門にて修行有之候仍て舊冬伴七を以拙夫門人の内儒官に被召出度旨被仰出候へとも、折節相應の者無之、門人にては無之候へとも、門人同前の者には一人心當有之とて、右宇門推舉に及、春來追々御調へ有之、今般

被召出相濟候、

(六九)竹山六  
十の壽賀

(七〇)新刻の  
聖諭廣訓を  
三侯に獻す

一、同十五日、拙夫六十の年賀、子弟門人相催し候に付、高辻黃門卿より壽詩一章、御杯一枚被下置候、又堀田豊前侯より御使者にて、壽詩二章、御盃一枚、御肴一折被下置候、

は舊冬書林共の内にて翻刻序文頼來り致置候所、此節出來に付右の通り也、

一、同月末、例年の通り人別一本證文相納可申所、拙夫義父子共不快、妻大病にて見合せ候内、日限も切可申故、御月番御奉行小田切土佐守殿御家來高木又三郎門人に付、内々承り合せ候所、門人名代にて相納め可然との事故、同廿七日門人三木與市、宗旨方役所へ差出し相濟候、

(七二)竹山妻  
死去に付出  
頭を辭す

一、同廿八日、宗旨役大西駒藏、八田五郎左衛門、由比介兵衛連名の手紙にて、人別證文の義に付申達候儀有之候間、快氣次第父子の内罷出可申趣申來り候所、未快氣を不得候内、妻病氣段々差重り四月朔日不幸に及候、仍て四月五日又々高木又三郎へ懸合、同六日名代與市宗旨役所へ遣し、不幸に付忌明後罷出可申旨申置候、  
～罷出候様事にて候はゞ、西役所

(七三)城代等  
よりの弔悔

一、同四月七日、右不幸に付御城代相模侯より、瀧井伴七手紙を以、御懇の御弔悔の御意の上、野菜一折被下置候、同日堀田備前侯よりも、富田半藏御使者にて、右同様の御意、野菜一折被下置候、

(七四)人別證  
文の件にて  
告めらる

被相納候節は無印にて被差出、追て印行御持參可有之候、右本式にて候へとも、學校は格別の義、御息も能御覺へ申候故、他例に準しも不致相濟し申候、御門人にては面体も覺不申候事故、右の通り可有之候、其段達候爲に申進候との（事の字脱）致承知候旨申候て相濟候、

（七五）竹山城  
代等へ挨拶

一、同日、御城代御中屋敷へ罷出候て、不幸の節御使命の御禮申上候、同豊前侯御用場へも罷出、口上書認持參申置候、

（七六）竹山老  
中松平和泉  
守に招くる

一、同六月、御老中松平和泉侯、所司代御引渡し御上京、閏六月初御京着、同十八日爲御巡見大阪表御下向、松山屋敷へ御到着被遊、翌十九日無存懸御用人に中より御用達升屋平助を以口上にて、兼て御聞及に付、御逢被成度候間、明廿日御巡見相濟候以後、御旅館に可罷出候、前弘に罷出候にも不及、能時分平助を以案内可申との事にて候故、御請申上、尤夜中の事故、即日御請には不罷出候、

（七七）右お請  
の旨申達

（七八）右の旨  
奉行所に届  
出

口 上

昨夕從 松平和泉守様、御懇の御意を以今夕方御旅館へ罷出候様に被爲仰付、難有仕合恐入

奉畏候、仍て右の段御届申上候、以上、

（七九）竹山  
平老中に謁  
見

八平對面の上にて御居間へ罷出、御次の間に於平伏致し候所、御居間の敷居へ御膝被掛候て、御坐被遊、是へくと再三の御詞懸り、僅に疊半席を隔候處迄被召出、年來聞召被及候所、此度は幸の良縁杯との御意、御側一人も無之、名披露にも不及、甚以御懇待の御事、何角の御尋、去年越中公の御時の如く、此方學校取立の由來御尋に付、最初よりの義詳に申上候、著述の義非徵は御覽被遊候、其外上梓の物はと御尋に付、詩律兆義申上、且故和泉守様右律兆御賞翫被遊被下候御手簡所持仕候故、寫呈可仕旨申上候、兩男子も御尋、其文字も御覽可被遊、町人學に志候者も有之やとの御尋にて、少々志學文字も御座候者も有之段、御答申上候へは、其文字も差出候様とも事、其外種々御尋御咄等御座候内、淀川筋の義御尋には、土佐日記を引御答申上候事思召に叶ひ、是迄心付不申候事とて、御賞美被下候段、跡々にて承り傳へ候、

一、同廿一日、御禮の爲御旅館へ罷出、詩律兆一部献上仕候、

一、同日龍野屋敷へ右の届罷出候、

一、同日夜に入、兩男門人詩文等淨書持參、御旅館に於て鈴木八平迄差出候、其節御懇の御意の上、御召おろし御紋付麻上下拜領被仰付候、口命に、着古し殊に紋付無禮にも思召候へども、格別御懇意に思召候故、被下置候との事、恐入難有奉存候、明曉の御發駕故、最早此御禮に罷出候間無之、其段御斷申上置候、

(八〇) 松平老  
中に詩律兆  
を献す  
(八一) 右の旨  
龍野屋敷  
届出  
(八二) 竹  
中より  
麻上下  
を拜付  
領

(八三)竹山老  
中を送る、  
老中別を惜  
む

(八四)竹山老  
中歸府賀狀  
を呈出

一、同廿二日、泉侯御發駕に付、玉造迄御見立罷出候、御先代は當地御城代御務被成候御事故、御出入方多く、大勢御見立に罷出候所、御駕籠脇披露は皆御受捨の義、拙夫計りは御駕籠の戸開御詞懸り、暫御振返り御覽被下候義、外聞旁是又難有奉存候事、

(八五)竹山堀  
田大番頭をな  
門前に迎えた  
八平三人との事にて候、此義は鈴木氏へ直に相伺候所、同列三人連名にて差越候様との事、尤年頭寒暑共同様との事にて候、名元は岩崎權左衛門、河合文次郎、鈴木八平三人との事にて候、此義は筆頭鈴木作左衛門三連名、四人三相成、

一、和泉相公御滯留中、御旅館へ堀田豊前侯御出勤の節、學校門前御通行、御立寄被成思召候へとも御加番方御同伴の御事故、無其儀候へは、門前迄罷出吳候様との御懇命に付、右の刻限御出迎申上暫拜謁を得申候、

(八六)竹山松  
平老中の文  
章改定  
(八七)城代堀  
田相模守入  
(八八)堀田城  
代竹山の出  
講を乞ふ

一、同九月五日、和泉相公より御直書被下置、御懇の御文面、於殿中、與白川侯山々尊申出候杯との御事、恐入候義且又御文章改定の義被仰付、早々右御側御用人中迄御請申上、其後右の御文章改定の義縷々相認、同廿九日御側衆迄差出候、

一、同十月朔日、御城代相模侯より御用人恒川彌五右衛門御使者にて、御入門の義御頼として御懇の御意有之、晝後御中屋敷罷出、右御請申上候、

一、同二日、又々彌五左衛門御使者にて、御入門御請申上候段御満足に思召候御意の上、來五日罷出

候様に被仰付候、尤送り迎とも駕籠人足若黨仲間可被遣との事、尤御中屋敷へ罷出候義也、

一、同五日四時罷出候所、御居間に於て御同席へ被召出、孝經御讀初有之、其次對座にて、大學三綱領講説相濟、三方土器にて御盃被下、返盃被仰付、其跡御吸物御酒三献、酒後曹御話有之、尙又表に於て御酒御料理可被下置との(のノ下事ノ字脱カ)にて、座を立候得は、御次の間迄御送り、今日は御苦勞との御意、御書院に於て御家老金井七左衛門接伴にて御酒被下置、御用人御側醫の衆杯献酬、御料理二汁五菜、膳中酒宴時を移し、御蒸菓子濃茶御干菓子薄茶被下置、退出の節御家老式台迄見送り有之候、御丁寧の御禮待恐入候、當日突厥上下にて罷出  
尤相模侯御服同前也

(九〇)堀田城  
代入門祝儀  
を贈る

一、同六日早朝、彌五左衛門御使者にて、御入門御祝儀として鯛一折、銀五枚被下置、即日右御禮御中屋敷へ罷出、前日今日兩度の御禮申上候、

(九一)竹山城  
代世子の實  
名を定む

一、同月相模侯世子御實名差上候様に被仰付候、是迄御代々林家へ御頼被遊候所、此度改て手前へ被仰付候義也、別紙の通認相伺ひ、三通りの内御決定の文字清書仕り、同晦日に持參仕候所、御満足に思召候由にて、御紋付御麻上下拜領仕候、

(九二)城代實  
名祝儀を贈  
る

一、十一月朔日、右御實名御祝儀として、伴七御使者にて、御肴一折、金子三百疋被下置、翌二日御禮罷出候、

(九三)堀田城  
代竹山禮遇城  
の事

一、同十二月十七日、相模侯より伴七を以被仰出候は、學校は格別の場所故、新規に御城入被仰付、

家來出入御鑑札別に可被下置候、左候へは月に一兩度宛罷出、御定番大御番御加番以下、百騎の御衆、組與力に至る迄出席にて、講談聽聞有之様に御沙汰可有之候、何も支障候義無之候は、不日に言上に可被爲及との御儀、難有仕合、學校の規模無此上御儀と御請申候へは、左候は、學校の義、公儀御記錄にも有之候へとも、尙又建立以來の儀荒増書付、明晚方迄に差出し可申御旨にて、則十八日晚方差出申候、同夜中御城内より御門繼を以伴七文箱到來、是迄諸家の扶持方受居候事有之哉否の義、即答に申越候様との義、依之龍野脇坂家より亡父已來扶助を受、中程銀子に改り、其後拙夫又々扶持に改り候次第、荒増申述、其外は一切無之段返答に及候所、翌十九日御宿次御狀箱出候由、

一、同十九日、又伴七を以被仰下候は、學校に於ては御城入の義新規に被仰付候ても、隨分相當の義諸家の扶持方有之候ては、御城入に相障り候間、龍野の扶助辭退致し差上可申候、乍去從來の由緒俄に斷難申候意味も可有之候、其儀は御中屋敷の龍野留守居被召出、扶持方引上けの義可被仰渡候へは、其上にて唯何事なく辭退申候様との御事にて候、

一、同廿日、御城代様年内御稽古納めにて、御小袖一つ、白銀三枚拜頭被仰付候、當日御料理御酒菓等被下置候事、御入門御祝儀の節の通り也、但し平日の詰所にて、公用人相伴也、

(九四)竹山御  
城入扶持の  
件に就て

(九五)稽古納  
に城代より  
小袖等拜領

(九七八) 上町大火  
火城代中  
屋敷焼く

(九七八) 城代竹  
山の扶持引  
上を龍野に  
達す

一、同廿二日、上町大火、御中屋敷等皆焼失、翌日御機嫌伺の爲御中屋敷焼跡へ罷出候、當日は老人の義得罷出不申候、

一、同廿三日、龍野留守居三澤八左衛門、御城御門外張番所へ被召出、扶持方引上げの義被仰渡候、公用人中口達に、兼て御内々白川侯と御往覆も有之、此度學校の義改て言上被遊候との趣、且又本人格別の由緒も有之候よし、左候は、銀子等外の品にて被遣候義少も不苦、御扶助計り御引上げご申事にて候由、

但し、龍野御勝手向御差間に付、扶持米も段々増引け掛り、唯今にては名目のみにて、一粒も渡り不申候所、右の御沙汰に被及候事、龍野諸有司は内々面目を被失候様にて、是のみ氣毒にて候、

一、同廿四日、龍野藏屋舗へ罷越、口上書を以申述候、左の通り、

#### 口上覺

(九七八) 竹山龍  
野よりの扶  
持辭退願出

私儀亡父忠藏以來御懇の思召を以、年來御扶持頂戴仕、難有仕合奉存候、然所今般無據義有之、御扶持御辭退申上度奉願候、何卒御聞届被爲下候様に、御役人中へ宜敷御達被下度奉頼候、尤右の段御聞届被爲下候とも、從來格別の御由緒を得候私義に御座候へは、御家御出入の義は、是迄の通り被仰付被下度奉願候、此段も可然様奉頼候、以上、

## 三澤、丸山兩人宛

右の通り三澤八左衛門へ申置罷歸、

(九九) 薩野の  
屋敷よりの  
歳末祝儀

(一〇〇) 竹山  
一應右祝儀  
た辭す

一、同廿六日、三澤、丸山より手紙にて、銀二枚到來、歳末の祝儀として被下置候間、頂戴仕候様との義、先一通り御請の返答に及候、

一、同廿七日、御屋敷へ右銀子持參、難有奉存候へども、是迄終に歳末の御祝儀頂戴の例も無之、又御難澁の御時節、ケ様の義旁以恐入候間、御辭退申上度旨申述候所、是は扶助米御かり上御年限中繫きに可被下置、兼て被仰出候義、役人中よりとくに承り居候故、此節進候義、是を又候辭退と有之候ては、却て如何敷是非とも受可申由故、拜納の御禮申述罷歸る、

(一〇一) 堀田  
城代よりの  
歳末祝儀

一、同廿九日、御城代様より御使にて、歳末の御祝儀白銀二枚被下置、入御念候御儀、翌日御禮に罷出候、

(一〇二) 城代  
家中類焼の  
爲學寮を借  
す

一、堀田侯御家中類焼、普請出來迄當分方々立分れ町宿等有之故、澁井伴七此方へ引受、學寮の内一間仕切用立、寓宿有之候、尤自分に自炊場用意、主從兩人逗留也、

(一〇三) 城代  
よりの  
祝儀、  
竹山

一、同二年庚戌正月七日、相模侯より年始御祝詞御使者、御用人福興彌次右衛門入來、干鯛一折、銀二枚被下置、翌八日右御禮御中屋敷へ罷出、

但し當春年頭禮、世悴喪居中故、皆々自分に相務候、兩御番所二日の禮は態々延引、三日に御

(一〇四)竹山  
城代下屋敷數  
へ年始初講

中屋敷と一所に相務候、

一、同二月五日、御城代清水谷御下屋敷に於て、年始初講被仰付候、尤舊冬火後御中屋敷御普請未出來立不申候故、清水谷へ被召候、同所は亭計りにて外に建物無之、依之俄に十二疊敷の假屋被仰付御台所向無之候故とて、御樽肴被下置、初講の御祝儀として銀三枚被下置、仍て翌日御禮の爲御中屋敷御假屋へ罷出候、此後兩度計り清  
水谷へ罷出候

一、同月廿九日、東御奉行所へ被召出、於弓間小田切土佐守殿より御書付讀渡し、御城入の義被仰付候、右御書付は寺社役所に於て案文寫し留歸り候通如此、

當日親類書差出候様之事、寺社役所より案文渡り、同日認差出申候、別氏案文有之候、

尼ヶ崎町一丁目學校預り

中　　井　　善　　太

一、其方御城入の義可申渡旨、御城代堀田相模守殿より被仰渡候間、御城内在勤の學問被好候面々より呼入の節、御城入可致候、

但し、通例は白洲の上の縁側へ被召出、被仰渡候事にて候へども、此度は格別の譯とて、弓の間にて被仰渡候事の由、弓の間は布衣以下御對面の間也、

一、同三月二日、右御禮、御中屋敷並に奉行所へ罷出候、

(一〇六)竹山  
城代下屋敷數  
へ年始初講

學校公務記錄

但し少々風觸につき、右出勤一日延引に及候、

(一〇七)竹山  
初御城入講  
說

一、同月十八日、初て御城入、御城代御上屋敷へ罷出候所、初て御城入の義とて、御料理御酒茶菓子被下置、講説は御小書院と覺敷所にて、家老以下十人計り縁側に着坐有之候、御門出入は迎札送り札と申を以、番所前札廻しの人姓名を断り、拙夫は平行に罷通り、別に御鑒札相渡り候事は、舊冬御沙汰有之候へとも、此度其儀無之候、

但し、拙夫名元追手京橋玉造御門三ヶ所へ張紙に相成、右御城入被仰付候間、迎札送り札を以爲致出入候、其節可通候との旨、御城代並に兩御定番御連判にて張出し有之候由に承り候、

(一〇八)竹山  
上京及び其  
の理由

一、同四月五日、上京届、東御番所へ罷出、家老塙田嘉左衛門へ申置候、

口上

一、私儀用事に付、明後七日より上京可仕候、此段御届申上候、

月　　日　　中　　井　　善　　太

學校預り

但し、是迄他行届の有無、時節に隨不同有之候、此度は御城入被仰付候上、御城代より上京の義定て奉行所へ届可申様御沙汰も有之候故、右届罷出候、尤先例に任せ日切なしの届に致候て相濟候、

右上京の譯は、堀田豊前守様より御内々御直書にて、當夏北京大阪御番士方の風儀善惡承り糺し

申上候様との義故、先に京都御交代の比を考へ罷登り、手筋を以て承り糺し候所、隨分御風儀宜敷相開へ申候趣委細申上候、尤右御内書は、御城代様へ托し來、御直に御渡し、返書は又内々直に差越候様との御事にて奉托候、此節京都には大御番頭花房因幡守様御詰、近々御交代故、御城入致し御見立申上候に付、御紋付裏上下拜領、

(一〇九)竹山  
大阪番士風  
儀宜しきを  
内申

一、同八月、大阪御番士方様子承り糺し、右同斷内書申上候、大阪表當年は別て風儀宜、町中大に悅申候事にて候、

(一一〇)出謫状況内  
の出謫状況

(一一一)竹山  
京都へ二條  
城出講

一、當戌年中、御城代様講席萬事、去酉年の通りに有之候、但し御勤番方よりは何の御沙汰も無之候、  
一、同三年辛亥四月、京都二條御番堀田豊前侯御上着、罷登り拜謁、講習の義御頼故、隔月に罷登り可申旨御請申候、

(一一二)お觸  
書の件に就  
て

一、同十一月四日、東公用人連名の手紙到來、明五日晝後勝手に罷出候様との事にて、五日用人津村啓兵衛を以、已來は御觸書承知可仕分の義は、別段被召出可被仰渡との事にて候、其跡にて御居間へ通り候様との義にて、土佐守殿暫御閑談有之候上にて引取申候、

右の儀は、先年以來滯り有之候義、餘り年を経候故、當六月口上書を以相伺候所、東御奉行御相談の上、御城代へ御伺に相成右の通り相濟候、右伺書は同日此方へ戻り申候、此義は元來公儀より可被仰付義、此方より願立候義にては無之候故、口上書の伺に相認め願書には致し不申



事裝束也、口上書差出し候、

口上

昨十七日大火に付、學校不殘類燒仕候、此段御届申上候、以上、

五月十八日

中 井 善 太

口上

今般類燒に付、當時保科越前守様御内古林隱秀、船町旅宿へ引越罷在候、此段御届申上候、以上、

五月十八日

中 井 善 太

右の通り同日届出、其節板圍の義も一所に申出候、

奉伺候口上

別紙御届申上候通り、今般學校類燒仕候に付、右燒跡早々板圍仕度、此段聞召被爲届被下度奉願候、以上、

五月十八日

中 井 善 太

右板圍の義は、翌十九日地方役所へ出候て、公儀御見分濟次第取扱候様との事にて相濟候、

此板圍同六月取拂候、届書落し申候、

(二二三)類燒  
陳情の爲竹  
山關東下向  
に決す

月四日白川公御家敷迄文通、下向の義申遣し、其返書も到來、關東下向致決定候、此案文別紙  
に有之

(二二四)竹山  
關東下向の  
城爲代に暇  
乞

一、同七月十九日、御城代様へ罷出御暇乞申上、御懇の御意にて、踏込袴地一反、銀拾枚被下置、御

料理頂戴仕候、道中は御添人被仰付、御役所より先觸御出し被下、伏見迄役船被仰付候、右添人は瀧井伴七被仰付候様に相成候、

(二二五)竹山  
大阪出發、  
碩果等五人  
を伴ふ

一、同月廿二日夕、船大阪出立、次男七郎、門人伊三郎若黨代召連、下男一人、添人主從、都合六人

(二二六)竹山  
江戸到着  
各屋敷を歷  
訪

一、同八月十一日晝時江戸到着、道中風雨等にて少々相滞、今日に相成、最初は豊前候御長屋に逗留の筈、御物見御かし可被下杯御用意も有之所、御類燒の由道中にて承知、白木屋店へ落着、石町三丁目かし座敷店よりかり受置、其所に逗留也、

(二二七)竹山  
各屋敷を歷  
訪

一、同月十二日、越中守様、和泉守様、堀田相模守様御機嫌伺巡勤、豊前守様御下屋敷堀田原へも相伺、越邸にては大津多丹治へ對面、用向は御用人小野理兵衛へ對談の所、委細口上にて申述候へとも、其趣逐一書付近日差出可申との事、泉侯にては御玄關にて伺申置、

(二二八)竹山  
遠山近江守  
を訪ふ

一、同十三日、遠山近江守様へ相伺、御病氣にて御滞府の折也、夫故神田惣八郎へ對面、御接見の義は御斷、

(一二九) 遠山  
侯へ伺書提  
出

(一三〇) 遠山  
侯より米を  
贈らる

(一三一) 遠山  
兩相府を訪  
ふ

一、同十六日伺書持參、御用人日下部武右衛門へ達し置、別紙右案文有之、

一、同十七日、遠山侯より御國米三俵賜之、

一、同十八日、兩相府へ罷出、越府にては理兵衛へ對面、書付の遺意尙又演説、泉府にては鈴木八平へ對面の所、同書同様此方へも差出し候様との事、且又献上の品の事兩府にて相伺置、品は蘭洲墨竹、並に源詠の和歌、拙詩墨(カ)書之古梅園の製墨三丁箱入也、格別の品故御受可有之との事也、此日

遠山侯邸へ七郎名代にて拜賜、

(一三二) 兩相  
府へ墨竹等  
献上、より遠山  
贈らる

一、同月廿一日、七郎を以兩府へ献上物差出す、今日豊前侯より御酒一尊拜賜、

(一三三) 竹山  
請願の趣聞  
届けらる

一、同廿四日、越府御用人吉村又市、畠惣右衛門より手紙にて、今日中罷出候様との事にて參上の所、惣右衛門より相伺候旨御聞濟有之候間、大阪へ罷歸り、町奉行所へ表立て右の趣願出可申候、差出候書付は不殘御留置被遊候との旨仰出、勝手次第罷歸候様との御下知にて候、

(一三四) 小笠  
原より目錄  
を受く

一、同月逗留中、小笠原惣次郎様へ相勤候所、右の日御使にて御目錄被下置、

(一三五) 樂翁  
公竹山に奥  
州紙布を贈  
る

一、同廿六日、大津多丹治より手紙にて、越公御懇の御意を以、奥州紙布三端被下置、又小野理兵衛より手紙にて、明日書後罷出候様との旨申来る、

(一三六) 竹山  
白川邸に御  
参上

一、同廿七日、白川邸へ罷出、丹治へ賜物の御禮申上、理兵衛對面の所、後日申出候趣、尙又委細書付差出候様との旨被命、

(一三七) 堀田  
侯の應

(一三八) 竹山  
樂翁公に封

(一三九) 竹山  
事を上る  
兩相府へ暇  
乞並に關所  
切手の事

一、同廿九日、堀田原より御迎の駕籠來り、池亭にて賜宴御懇待、

一、同九月二日、白邸へ罷出、封事一通理兵衛へ向差出、嚴命に依て也、

一、同十二日、兩相府巡勤御暇乞申上、尤下向の節岐阻路通行に付、福島御關所切手の義如何と、東御奉行所東行届罷出候節相伺候所、下向には切手入申間布候へとも、萬一の備にて家老兩名にて切手一紙被相渡候へとも、果して入用は無之、御關所は目禮して過候計り也、登り懸には必定切手入用の由にて、江戸御町奉行小田切使君差圖にて、阪部使君の御留守用人竹村儀右衛門へ頼み、切手被差出候様には差置通り候との事也、今日切手の事相濟候、

(一四〇) 堀田  
江戸出立  
事より看出  
贈らる  
發延引の理  
由

一、同十五日、堀田相模守並に世子より、旅宿御尋として御看被下置、尤出立別の義御禮に罷出候事堅御差留也、元來當月の差入にも出立可致所、同道の伴七段々故障にて被頼、數日の延引に相成候、

候、

一、同十六日江戸出立、伴七同道、尤人馬先觸、相模侯御役所より差出し被下候、

一、同廿九日夜に入歸宅、

(一四一) 竹山  
江戸出立  
事より看出  
贈らる  
發延引の理  
由

一、同十月十日、願書西御奉行松平石見守殿へ差出、早速御取上は候へとも、先月御城代相模侯京都所司代へ御轉任、御跡役新御城代牧野備前侯無程御登りの事故、御上着後伺候上、江戸表へ可被遣

との事にて延引、極月に至る迄御沙汰無之候、右願書別紙案文有之候、

(一四二) 大阪  
に歸る西町  
奉行に願書  
提出

(一四四) 東奉  
行の息より  
寒中見舞、  
寒闌大病

(一四五) 堀田  
京都所司代  
に講書  
豊前侯に指  
南

一、同十二月七日、坂部三十郎殿より御使簡にて、寒中御尋として御肴被下之、御禮罷出候事は堅く御指留にて候、江戸出立の節、御用人の教授の義御頼にて、留守中遠藏差出し可申旨申上置候所、留守より遠藏大病にて一度も不罷出、御断申置歳暮に及候、尤歸宅後七郎差出し可申越と伺候所、其内御沙汰有之候様との事にて、年内其儀無之候、

（以後毎々罷登り、  
講書被仰付候）

一、同五年癸丑二月、京都御所司堀田相模侯より御招にて、罷登り候、  
(一四七) 學校  
再建圖並に  
見積書提出

一、同六年甲寅八月、堀田豊前侯當表御在番御着の節、御旅館に罷出、尙又兩男召連罷出、以後一ヶ月三日つゝ御城入御頼みにて相務候、

（一四八）坂部  
東町奉行の  
參府を送る

一、丑寅兩年の内、西御奉行寺社役所へ毎々被召出、普請繪圖並に用脚積り書差出候様被仰付、繪圖は元地面の通り、並に御添地を以聖堂取立候積りの繪圖、大中小三通り迄差出し、皆々御城代牧野備前侯迄御出し被下候へとも、何分元地面の通にて取立候様に心得可申旨御沙汰にて、用脚は元地面にて千五百両程の積りに御座候所、段々減方被仰付、數返積り直し、末に至り候ては、成否とも五百金に止り候様との御下地にて、不及是非其通りの書付を差出し申候所、其後暫く何の御沙汰も無之候、但し右に付同志の面々被申合、寅年より五ヶ年内、惣門下掛金の義被相催、何分新建立の儀無滞出来候様との厚意にて候、

(一四九) 再建  
の義聞届  
三百兩賜は  
る

一、同七月六日、西御奉行所へ被召出、再建御聞届の義被仰渡、御手當金三百兩被下置候との義被仰渡、御書付一通御渡し被下候、翌七日、右御禮西衙へ罷出申置候。

但し右御書付の表は、學校最初被仰付候節の義被仰取候御文段、少々行違の有有之候故、一應は御役所に於て其節節合申述候へども、何分是は關東より御下知の通りの事故、今更被成様も無之候へは、其通り相心得候様との事にて退候へども、只今の内相辨し置不申、後日に申立候様の事に有之候ては、手後に相成可申哉と、伺書彼是と認め見候へ共、率爾不敬の恐れも可有之杯と衆評の上、先々見合其儘に致し置候、右伺書案文は別紙に有之候て、納め置候、

此節迄右再建御下知御延引にて甚難澁に付、去寅年秋食堂の一ト間、當卯年の夏北の寮二タ間假屋の様に建立致し、御下知承り次第、瓦を葺壁上ぬり致候様の積りに置、其段は其度毎に西衙へ届出申候、口上書案文別紙に有之候、此用脚は掛金の集り候内にて相濟申候、

一、同月廿三日、西衙へ被召出、寺社役所に於て右の金子三百兩御渡し被下、頂戴罷歸り候、  
(一五〇) 右金子三百兩受領  
(一五一) 再建  
に着手  
野の大工も  
来る

一、同八月十日斬始、先學寮より事始メ致し、次に門扉、次に玄關講堂東西房、年内追々建立の積りに申付候、

但し棟梁は大工源右衛門、脇棟梁は利兵衛、又播州龍野より大工三人、戸障子細工人久藏、追々上坂、大工は源右衛門下タに付働き、三人夫龍野親類内より助營の工人と申者故、仲間の札

を受不申、大工頭より改に廻り候節も、右の者改札の沙汰に及不申候、

(一五二)中川

長崎奉行學

校を訪ふ

(一五三)堀田

豊前侯を送る

(一五四)近藤

大御番及番

(一五五)山口

士に講説

(一五六)普請

東奉行

大御番

(一五七)西町

奉行所に落成

(一五八)學校

落成の爲見分を受く

(蕉園)

召連相務候、

老年故、直に罷出

候義御斷故也、

殆ど成る

普請任

大御番

士三十人計り講席出座有之候、

例の通相務候、

同月東御奉行山口丹波守殿御着、迎與力大西駒藏云繼を以、

東西夾室中霧内、玄關祠堂書齋、向勝手通り末々迄追

々造作致し、四月末本宅へ歸住致し、六月中普請大成に及候、

但し彼是相残り候事有之候へども、龍野大工は六月中差戻し、跡は人少ナにて、中元迄もかゝり居候、尙又残りの事共は折々の造作にて、來已年中迄も緩々取計らひ候積りに致し申候、

一、同七月、土木落成の義、西衙へ届罷出候、

一、同十月十一日、學校成就に付、公儀御見分を受申候、先達て右届申出候節、改て御見分の人可被遣との御沙汰に有之候へども、段々御延引にて今日に相成候、見分の人は最初よりかゝりの寺社方輿力田阪直右衛門也、一茶の設も斷りにて相濟候、

但し普請方惣入用高七百金餘にも相成候所、公恩並に同志門下の働くにて、無滞相濟候、

一、同九年丁巳正月、大御番小笠原近江侯招にて罷出候、此義は去秋已來段々御懇命有之候へども、

(一五九)小笠原大御番へ出講

老年歩行難澁の上、先達て近藤家の交際不宜候故、最早御城入は致間布と存詰候故、年内達て斷申候へとも、春に入り段々厚御頼に付、不得止事罷出候所、甚御禮待にて八月御交代迄相務候、

一、同二月、西御奉行石見守殿御參府、例の通り御見立相務、

一、同四月、堺御奉行成瀬因幡守殿御轉役御到着にて、公用人笈源左衛門從來馴染の事故、別段迎興力云繼に不及、早々謁見相濟候、

一、同八月、歩行難澁に付、退休の義申立、淵藏家督相續爲致候、氣力は格別の老衰も覺不申候故、教授の職は是迄の通り相務、前例の通り學主と預りと兩人務と相立申候、退隱の届、同月東衛へ申出候、學校にて隱居の繼目は此度初ての義、且又御城入の事も有之旁にて、御城代より江戸御伺に相成候由にて、御聞届の義甚隙入申候、御城入の義は、隱居申立候へは、最早罷出候義は相止可申事故、別には不申立候、淵藏相續き御城入の義相願候哉との噂も先達て有之候へとも、此儀最初に此方より御願は不申上、公儀より改て被仰付候義故、此度も御願は不申上候旨申述置候、尤學主と預り人兩人務の義も、前例の趣書付差出し置候、

一、同十月十一日、東衛へ被召出、隱居の義御聞届有之候段被仰渡候、同日寺社役所にて、隱居届の通り今日被承濟候上は、別段御城入御免の申渡しは無之候趣にて候、此段心得申候様との義にて相濟候、

(一六〇) 松平  
西奉行の參  
府を送る  
(一六一) 成瀬  
堺奉行に見  
(一六二) 竹山  
隠退、蕉園  
家督相續

(一六三) 隱居  
届聞届らる

一、今般隠居に付、名元は潔翁と改申候、俗通の爲に折には雪翁とも認め可申候、淵藏繼目の禮、兩衛へ相務、前例の通三本入扇子台持參にて相濟候、其節東衛にて 公儀御圖帳名前御切替有之、淵藏印行致し退申候、町内水帳にも、以前は名印張替の義有之候へども、是は先年人別證文別段に納候様に相成候節、町内の人別名印相止み申候、其節水帳も無斷に改まり候筈の所、夫なりにて今日に及候、此度は町内水帳無印に相成候様に、御奉行所より被仰渡候由にて御座候、此義は此方には一向頓着に不及相濟申候、

(以上二冊の内第二冊終る)

(校者云、西村碩園先生小天地閣叢書本には、卷末に「附箋」として左の記入あり、参考として存す。)

斎菴ノ諸同志ト相謀リテ、官ニ請フテ府庠ヲ此地ニ建テシヨリ一百四十餘年、明治維新ノ際ニ至リテ庠終ニ廢ス、時ニ竹山ノ外孫並河寒泉之ニ教授タリ、庠ヲ去ルニ臨ンデ、國詩ヲ吟シテ曰ク、「百よそち、三年あまりの、文のや」と、今日をかきりとかへり見て行」と、後書院ノ遺制ニ依リ府學ヲ開クニ及ヒ、河野杏村入リテ講官トナリ、其子春帆之ヲ襲ヒタリ、

# 學問所來歴覺書

學問所の義、鈴木飛彈守様、松平日向守様御奉行の時願上、願の通被仰付候、元來

大御所様御時代、京大阪の義は學校様の所有之度被思召候旨傳承仕、被仰付候は、新規の處よりは慥に相續可仕處可然義か幸先師三宅石菴存生の節、同門申合講會の場所借宅にて構置候所、享保九年甲辰大火にて類焼、其後及退轉殘念の儀に存、何れも重ての用意金少々聚置候得は、萬一被仰付候はゝ、其物を以相續の義取計らひ見申度旨申合候に付、其段江戸表へ忠藏罷越、手寄を以申出候處、奇特の義には被思召候得共、上より御威光を以被仰付候事共多は相背候へは、急度大阪表へ願出、

大阪にて御吟味の上相續可仕勢に候はゝ、其節可被仰付旨の御様子傳承仕、依之當大阪にて願上候事に御座候、右世話人御尋に付、道明寺屋吉左衛門、三星屋武右衛門、舟橋屋四郎右衛門、鴻池又四郎、備前屋吉兵衛、右五人の者、惣年寄川崎屋五郎兵衛、野里屋四郎左衛門を以、御吟味の上願書江戸表に被遣候趣に御座候、享保十一年丙午六月初旬、鈴木飛彈守様に被召呼、諸事願の通被仰付候、道明寺屋吉左衛門、尼崎屋市右衛門兩屋敷の燒地拜領仕、御代地被下候迄は、兩屋敷主に相對を以住居可仕由にて、其通りに仕罷在候所、御代地無之、右借地代差出候事甚難澁に相成、御代地の義奉願候得共、相應の場所無之旨にて不被仰付候、依之拜借兩度奉願候得共、御城代様思召に、

て御取上無之候、其節の御城代様は太田備中守様にて御座候、右差障相續難仕体に罷成、不得己忠  
藏又々江戸表に罷下り、手寄を以御歎申上候得は、其代地未相渡らずや、左候へは可致難義候、急  
に被仰遣候様にご、有馬兵庫頭様、加納遠江守様御兩人様に被仰舍候趣にて、罷歸り候處、同十五  
年庚戌松平日向守様、稻垣淡路守様御兩所様御前に被召出、代地の義相應の所無之に付、乍不都合道  
頓堀御預地の内可下置候、所柄不都合に候得は、其方請取候ひても難澁可仕と被思召、右預りの者  
共より銀子差出し候様に被仰付候由にて、大勢の町人御白洲に被召出、銘々銀子差出候總高二十貫  
目有之、其趣頂戴仕、道明寺屋尼ヶ崎屋二軒に相渡候故、三十年來無恙相續仕難有奉存候、以上、  
右の一通は、先子五年以前戌歳、病中遺書等私に申付、爲相認候序、學問所來歷覺居候大略致口授、  
私義執筆にて書認候得共、其後病氣快復故、其儘打棄有之候所、當夏歿後遺書等の書物の内より搜し  
出候得共、草稿の義故、廉紙亂筆、久遠に傳へかたく、外々の記録も年久義、往々致紛失候故、末々  
に至り次第に來歷難知成行候義歎敷、此度爲後證右の一通致淨書置候也、尤本紙の通少も相違無御座  
候、以上、

寶曆八年戊寅六月廿五日

中　　井　　善　　太

右は口授の事故、其後相考候所、少々宛の相違は有之候へ共、全体の大意には間違無之候、委細の義  
は此後逐一相考へ、建立記録に認置候、以上、

卯十二月十五日

善

六二  
太

再

錄

# 學問所謝儀等に就ての竹山の意見並定書

謝儀の事、書生參よく、費用も省候様に仕義專一に候へは、隨分煩雜に無之法を定申度、以前の謝儀の式を斟酌致し、存寄一通り草し見候、乍序善太此後勝手向立方をも、存念の通賛說仕候、一、舊同志より是迄先人方へ御越有之候謝儀は、此後一切學主へ御差出し可被成義勿論也、

一、講筵新出の衆中、五節句には已前の通り學問所玄關にて禮帳に名をしるし被歸、學主助講並に預り人等へ各々被申入候には不及義歟、

但し、舊識並に此後銘々懇意に相成候分可爲勝手事、

一、講筵の謝儀は、五節句前に聽衆の分新舊に不拘、些少の星銀一封つゝ心持次第に學主迄別段に被差出、右の銀子物員數の積りを以、學主より助講の御方へ御分配可然歟、尤右一封の外、面々へ謝儀には不及候、只一應拜謝の印たに有之候へは、禮調ひ情達し候事故、貧學の衆中は、紙一折又は筆一對を以禮式と被致可然候歟、

一、五先生御助講の節に、其門人出席の分は、謝儀是迄通り直に被差出、學主へ別段の心遣可爲無用か、預り人へは勿論の事に御座候、

一、學主並に預り人兩方の寄宿書生は、殘らず講筵列座本よりの事に候得共、成童以上は、講筵謝儀學主へ定の通り差出し、小兒の分は夫に及問敷候歟、尤五先生御方寄宿御請取成候とも可爲同前候、

但し日之内通ひに參居候書生も、寄宿に准すべきか、

一、私方へ引請候書生は、是迄の通に謝儀並に寄宿飯料等私へ差出し、學主へは別段心遣に及問敷歟、此謝儀も學主へ被指出候様に申候はゞ、書生たる人手に掛世話仕候者を、其儘にも致しかたく、又別段に善太へ心付被致、二重に可相成、且又飯料は善太へ、謝儀は學主へご申事紛敷可被存候、何分善太義此後は手廣く書生引請、其收納を以暮方隨分相仕廻、少成共學主はじめ同志中御世話に相成不申様に可仕義歟、尤私方へ新に頼來り候書生寄宿等の義、學校へこの頼みに候はゞ、學主へ可申繼、若先人よりの因みを以、私へごの事に候はゞ、其儘に引請可申義歟、

但し、私方の書生は、講堂の勝手或は書齋にて、素讀等承はり、寄宿の居所は學主へ御頼申、學寮の内或は玄關のあたりに、學主の御書生ご一所に被差置候様に被成被下度候、

一、私自分の教授の暇には、講堂へ罷出、隨分學主の御手傳をも可仕、學主御故障の節は、一切引請素讀等承り可申候へ共、學主御門生より私へ謝儀等心遣は、決て可爲無用候、若善太、德二人共故障有之節は、手前書生も學主御世話に可預候へ共、是又別段學主への謝儀に及問敷歟、兎角相互に申合、休日の外懈怠無之義專一に候へきか、

一、私書齋にて會讀等承り候節、學主御門生の内所望にて候はゞ、出席は勝手次第、私への謝儀は一切可爲無用候、

但し、善太義若輩未熟の事に御座候へは、稽古の爲於書齋講談等仕見申度候、御容赦可被下歟、一、講筵會席及初會の節、茶菓酒飯等の義は、預り人可辨事、殊に此度講堂勝手に住居仕候上は、勿論の義に奉存候、併右出席の方よりの會料謝儀等は不及申、學主へ被差出、預り人へ別段其心遣一切可爲無用候、

但し、講堂疊表かへ、障子張替、堂庭掃除等諸事一切、預り人承當致し、學主の御世話には不仕義歟と奉存候、

一、善太義方は、節徳は勿論の義、右申候通り隨分書生の謝儀飯料等にて相辨し、餘り諸君の御苦勞に成不申候様に仕度候へ共、淺才不徳の私義故、諸人の用ひなご甚無覺束候へは、歳計必定困乏に可及候、其所は學主御心入にて、修覆料の息銀を懷徳堂雜用料或は公邊相務候衣裳料など、被立、學主より御足し被下度奉希候、尤員數を兼てより不極、時々不足の程つゝ御渡し被下、微力も出來候はゞ、次第に御助力減し候様に仕度候、

一、先人懷徳堂土功の節、他借の分年々相濟候所、道明寺屋より借用の分計りは、藏敷にて差引可有之筈にて、今に三百餘り残り居候、此節私義自力にて返済存も不寄、且又普請入用の銀にて、私用

にても無御座候へは、是又學主御心入にて、右借物相濟迄兩三年の間は、何卒右藏敷、學主より私へ被下置候様に仕度奉希候、

私存寄、大概右の趣に御座候、以上、

寶曆寅七月廿五日

中井善太

### 定

一、惣て書生の義、諸式買掛り堅可爲無用事、

一、同學生臨時假貸の義有之候ごも返辨延引不勘定の事、一切不可有之候、

一、他國より遊學の書生は、當地に於て病氣の節、引受方並に諸費用請負の人相定候上にて、入塾可有之事

一、遠方より寄宿の分歸省して、逗留日數も懸り候はゝ、書籍假貸分明に致し、同學生打寄り萬事相改候上にて可罷出候事、

一、他國書生退塾の節、書籍改は不及申、諸懸り合一切無之様に相片付候上にて引取可申候事、

一、寄宿料は人々勝手に相納め、遲速共少も不苦候故、是迄臨時延引の斷隨分承届、其意に任せ置候

へとも、其分は往々一分内用私曲の筋に相成、本人爲にも不宜候趣に追々相聞へ候間、以來延引の  
斷相立不申候事、

但し月の十五日已前に退塾、又は十六日以後に入塾の分、其月は半月分可被差出候、若月の廿  
五日以後に入塾又は五日以前に退塾の分は、其月可爲無料候、

丙午四月

## 定

### 一、□□ふみ候事

□□米の出入勘定間違無之様に急度心を付可申候、病氣又は無據外用事有之候節は、やとひ人  
入レ可申候、もし左様の義も無之、自分に休息致度候は、替りの人自分やとひたるへく候、  
一、水くみ候事

### 一、水くみ候事

但し川水井戸水切レ不申候内に汲入可申候、雨天に見へ候節は、川水前弘(カ)に餘慶汲置可申候、

### 一、髪月代の事

大抵四九の日を定め、其外臨時の勝手次第たるへし、子供の分亂髪の体見合に結可申候、尤毎  
朝必ず櫛を持候て、一巡になで付廻るべし、

### 一、借廻り使廻りの事

(次ニ大抵云々ト二行書キアレド一筆ニ消シアリ)

### 一、風呂わかす事

四九の日定日なり、大の月は晦日たるべく候、跡のそうち丁寧に致し可申候、専一火の用心大切たるへし、

### 一、はき掃除の事

門外門内は吉林の男申合せに可務候、夏日は毎晩水打候事同断たるへし、内庭は毎朝、奥の庭は二三日に一度づゝ、座敷の庭は月に二三度づゝはき、水打へし、夏向は座敷の庭奥の庭、毎晩水を打へし、惣体いつ方もむさからぬ様に、平生心を付候事肝要なり、

### 一、行燈そうちの事

毎日晚方にかゝるへし、事多候日は二日に一度たるへし、隨分油のそまつになり不申候様に心を付可申候、

### 一、たはこ盃そうちの事

毎夜五時にかかるへし、もし客來にて夜ふけし時は、翌日早朝に致へく候、

以上

未九月

(別紙)

男部屋にて有明の燈堅無用、ねしなに必ず吹消へし

男部屋火鉢の火に猛火堅無用、納屋の内は申に不及、其近邊裏口往來にくはへきせる堅無用、米ふみ候時の休息のたはこは、必食堂迄出てのみ候へし、

०  
४

# 懷德堂義金簿

學校懷德堂御修覆料之義、全体之御備へ不厚候事故、同志之面々最初より申合、御世話申求り候義御座候處、最早多年之事故、同志之内も様々品替り候義有之、何角世事之變も相加り、只今にては御修覆料一向に手薄く相成有之候故、相續之御障にも相成可申、且は學寮等も以之外頽破に及び、此上類焼等之變事も有之申候而は、一向指當り御難澁之御事故、近來面々申合、猶又打寄御世話可申ご存立候、依之此節迄相集り申候同志義金、左之通此帳面にしるし置、若又追加之面々も有之候はゝ、是又次に相しるし、貸付歩銀等迄も勘定、年々打寄相改可申候、以上、

懷德堂

天明元丑年十二月

同志

白木屋彦太郎

子十二月

一、銀六貫目

一、金三拾兩

小西新右衛門

懷德堂義金簿

此代壹貫七百八拾八匁

子十二月

一、金五兩

此代貳百九拾八匁

子十二月

一、銀壹貫三百六拾目

丑九月七日

一、銀三百目

學校屋根替入用に相成

丑十二月廿六日

一、銀三百目

同廿七日

一、金五兩

此代貳百九拾八匁

寅正月廿九日

一、銀三百目

丑十二月廿七日

鴻 池 宗 太 郎

播 磨 屋 九 郎 兵 衛

尼 崎 屋 七 右 衛 門

升 屋 平 右 衛 門

鴻 池 宗 太 郎

米 屋 助 右 衛 門

一、銀三百目

丑十二月廿七日

一、銀三百目

寅三月廿九日

一、銀三百目

此分り、し付  
月八銖

右普請入用に相成

寅十一月晦日

一、銀貳貫目

寅十二月

一、銀貳貫目

寅十二月

右三口かし付

寅十二月廿八日

一金五兩

代三百目

寅十二月三十日

千種屋彌左衛門

尼崎屋市右衛門

尼崎屋七右衛門

播磨屋九郎兵衛

歩銀之入

升屋平右衛門

鴻池惣太郎

米屋助右衛門

一、銀三百目

寅十二月廿日

一、銀三百目

寅十二月廿日

一、銀百目

右四口、尼七取次かし附

寅極月

一、銀三百目

右之之宅跡普請ニ入

寅極月

一、銀三百目

右満津屋板釘物代借用之内へ戻ス

卯極月

一、銀三百目

右同斷

辰正月

尼崎屋市右衛門

千種屋預ケ銀の利息

尼崎屋七右衛門

千種屋彌左衛門

尼崎屋市右衛門

一、銀三百目

卯極月

一、銀壹貫三拾目

辰五月

一、銀三百目

但し卯年分延引の分也

右金ペ四拾五兩 代貳貫六百八拾四匁

銀ペ拾五貫四百拾匁

二口合拾八貫九拾四匁

内九百匁 學校修覆三度分入用

又六百匁

板引物入用舊借の内へ返済

右ペ壹貫五百匁引

殘拾六貫五百九拾四匁

此内拾六貫目 かし付證文四通有之

又五百九拾四匁 銀子にて有之

七月十三日

米屋助右衛門

利銀ノ内元に立

升屋平右衛門

右尼七取替之内へ相渡す

貸付覺

辰正月證文仕替

一、拾貰目

辰九月極月  
元利相濟

寅極月  
利月八朱

一、三貰目

辰十二月元利  
相濟

卯極月  
利月八朱

一、壹貰目

右同斷

利月八朱

一、貳貰目

置すへ

利月六朱

右修覆ニ相成

△拾六貰目

御同志中寄附惣高

一、壹貰目

辰極月元利  
相濟

右は先年よりの修覆料の内濱村峰屋に有之候分、卯の年暮戻り候故、尼崎屋壹貰久の口へ一所に致し、貳貰久の證文に替り

有之、

尼崎屋七右衛門

升屋平右衛門

千種屋彌左衛門

尼崎屋七右衛門

尼崎屋七右衛門

右同斷

# 御同志中相談覺

學主繼目並に其跡諸事御同志中へ御相談申候覺

(二)學生繼目  
を乞ふ評議

一、今般學主之繼目公邊達しの義は、今月來月の内、後の學主たる人家儀一決の上にて、拙夫罷出書付を以相届申候、預り人の繼目と違ひ、場所之名前にて無之候故急不申候、勿論別段に死去届に不及、何事も一所に相届候て可宜候、是は萬年先生御卒去之節の例に従ひ可申所、其節之記錄も承り傳へも一向に無之候、御同志中古老之御方も、五十年餘に相成候事故、定而御覺へ被成間敷候、左候へは此度初ての様なるものに候へども、拙夫義年來公邊相務來り候振合を以相考へ、右之通可然存候義に御座候、何分預り人を不兼候、學主繼目之届は、此度を後日之例に致し可申候へは、御同志中尙又可然様に御評議可被下候、

(二)前學主春  
樓の行狀さ  
竹山の改革  
意見

一、先學主御事、年來承り及候趣は、御初生之節より甚御病身にて、所詮御育ちも有之間敷と申位にて、萬年先生御一子と申、旁大に御心勞被思召、如何様になりとも御成長有之候は、重疊とのみの義にて、幸に追々御成人候へども、中々嚴敷御教導にて、儒業相續之義は御存不被寄、後々衣食の爲と思召、正徳年中より丸薬製法之義思召立にて、讚州御門下之内世話被致候ゆへ、御同人御一生賣藥に隠れ候様にとの御決定にて御座候所、享保年中故先生御卒去の後、御同人學問筋、亡父も

相應の御世話申候内、御自分之御器用御發明にて、儒業も出來候様に御成被成候、又其後讚州丸藥  
大に發行に付、寛延年中隣之新助跡一所に被成、店を張色々合藥之看板も出候て、彌賣藥隱遁之御  
工夫にて、儒業は其助のみの義に御座候、然所寶曆年中亡父相果、學主之任付屬仕候に付、初而帶  
刀被成、店を仕廻看板を引、儒を以本業と被成、丸藥は内分之事に相成候、乍去全体之御多病を以、  
學主之職は月次六日之講談計りにて、其外は小兒の手跡讀書等の御世話、夫迄にも被成來り候事の  
みに御座候、惣而大人學術行跡等之教導、身を以率る之類は、御務難被成御様子に有之、惣体之御  
風儀は、やはり學主より以前之儘にて、此近年は御老病故、別而何事も御構不被成、依之學主御相  
續以來、今年迄廿五ヶ年之間、學校之政は大に廢れ申候、是は全く御病身と全体賣藥隱遁之御氣象  
にて、儒風は御好み不被成候故之事、其段は不及是非候、今般御卒去に付、御同志中より拙夫に學  
主相續仕り候様に被仰候得とも、不才不德之拙夫、中々先々學主之跡受續キ可申器量にても無之候、  
乍去其代りには至極無病に罷在候へは、若相續仕り候はば、何事も最初學校建立之節より、亡父相  
果候迄之様子に立返り、又は拙夫學校預り役受繼候以來、今日迄一分に相守り罷在候儒法之通り諸  
事執行ひ、先學主御病身中之御風儀は、敢て用申間敷候、夫にても不苦候哉如何、

一、學主之任は大切之義、拙夫甚無心元事に候へど、御同志中より何分相續仕候様に被仰、尤先學  
主よりの遺狀と申物、此度は絶て無之、又御同志中へ平日被仰置候義も不承候へ共、夫は必定之事

故、云に不及との事にて可有之候間、何分引受申候様との義致承知候、兎も角も仰に隨ひ、以來學主兼帶相務可申候、夫に付何とも迷惑に存候義は、是迄教導之義は拙夫職分にては無之候へとも、學主御病身に付、何事も引受、生徒之引廻し、他所之教授等、學主同前に致來り、今日學主兼帶仕候ても、聊以品之替り候事無之、先學主御相續之時と違ひ、新に帶刀致候にても無之、初て講堂へ罷出、講談教授致し候にても無之、已來修覆萬端之心遣、預り人へ任せ置客分之様にて住居致し候事中にても無之、何之規模も相見へ不申、年始初會一座之講を學主之職と相立有之候へとも、從來之様子、菅家林家之讀初之如く、寔に告朔之餼羊御祝儀迄と申物にて、是以肝要と申程之義も無之、畢竟は後々又人に譲り候爲に今日受置候て、定約之表に合せ候と申迄の様に被存、世に申スせいもなき事にて候歟、元來學主は重職故、其有ル無シは學校之盛衰に係り候様に可有之事にて候、唯今之の勢にては、此後拙夫一代は元の預り人のみにて罷在候ても、何も事を缺候事は無之候、乍去學主之無之と申ても相濟不申候へは、兼帶は致し可申候へとも、甚以本意に無之候段は御察可被下候、一、今般學主兼帶致候へは、最初に申置候事有之候、右相續之筋合は、定約之表明白には候へとも、但是迄之次第にては、三宅、中井兩家より互に一代づゝ、持候事之様に心得候俗論も可有之候、是は其才德の擇み肝要にて、全く左様の義には無之候、拙夫跡は必其人を擇み、誰になりとも付屬いたし可申候、勿論此度譲りを受候にても無之候へは、又譲り戻し候杯申候一通り之義理合も入不申候、

(五) 學校は私  
物にあらざ  
る旨を辨す

唯願くは當家兩人之内、末々才德秀發にて、後の任を他に求るに不及候様に有之度候、左候は、尙更重疊之儀にて候、何分にも此兩家之子孫末々迄も、此度は此方の番なと申様の妄念決而不可有之候、

一、先日も申候通り、預り人之職分にて、先此度は住所之規矩急度相立可申候、最初之義を申候へは御同志中御存知之通り、五人之御衆中御世話にて、享保辰年大火之跡、直に内分之講舍建立有之候、以來萬年先生にはをのづからの學主故、御客分にて御住居被成候事、諸同志よりの御馳走にて候、同年<sup>(十一年)</sup>亡父學校願受候節より此所へ移り致住居、公邊務等引受居候へとも、住所の普請造作賄方等は、一切五人衆御引受にて、是以客分之姿にて候、先生御卒去、亡父學主兼帶の節勿論其通りにて候所、其後舟橋屋中絶、三星屋、道明寺屋追々死去にて、重立候御世話人大に減候故、五人之内御殘被成候鴻池、備前屋御兩家へ御相談申、學校之儀一切亡父引受申候其節も、尙又鴻池より厚き御心入にて、別段に修覆料御寄附被成、左様之餘勢を以、亡父手賄ひ自分修覆にて住居致し、夫より客分之姿相止申候、先學主のみは、先師之遺跡格別之事に致し、最初よりの姿にて、二十ヶ年許りやはり客分にて候所、寛延年中隣家一所に被成候時より、住所修覆料として、五井先生住所に准し出銀之定も有之、此年より客分の義相止み、亡父より學主相讓り候以後は、又客分にて、亡父相果候月より右出銀は相止申候、學主之事故、修覆は拙夫より相加へ御住居被成候事、廿五年にて、

亡父時代と違ひ、不肖之拙夫故甚不手廻にて、諸事行届不申候得共、御住所に於ては隨分御馳走申候て、學主には何之御苦勞も無之候、此度御卒去にて候へは、以來名跡之人は寛延年中之姿に返り住所出銀は古林住居に准し、御同志中御評議を以員數相定、先例に任せ學主之卒去之月より無相違差出し可被申候、其儘客分にて住居候筈は無之候、尤兩人とも若年之事、遺跡も立かね候程の義故、只今より改而出銀之義は嘸難澁に可有之候へとも、左様無之候ては、全体之規矩相立不申候故、用捨に及かたく候、尙又難澁之所は共に立合世話致し、別段に手前より見繼可申候へは、何分一旦他借を以も相立可被申候、其迷惑に成り不申候様に致候事は、其上にて拙夫之心得に有之事にて候、此義今般相定置不申、是迄之有姿にて、自分之住所は自分之所持の様に心得申候へは、末々兩家に愚昧之子孫の出來申候節、爭之種に相成可申候、必竟客分之馳走の申は、内分意味合之義、場所も最初御同志之相持の様なる物にて、二ども公法を推候へは、除地と申は至而大切の義、表立て御免許被下候所は、願人之所分にて候、其拜領地之内に餘人之所持の地面一寸、建物一本にても雜り有之筈は無之候、萬一後に争も起り候は、其節之學主跡の愚孫之負、預り人跡の愚孫の勝にて候へとも、何分左様之振合聊有之候ても、場所不都合不外聞之至極故、如何程之愚昧ノ子孫にても、左様之惑決て出來不申候様に、唯今急度規矩を立置候事にて候、右公法に準し候へは、先學主の故先生御卒去以後、隣家一所になり不申候、已前其中程二十年計りの内、何之御役目も無之候に、やは

り客分にて御住居と申は、元來譯之立不申候事にて候へとも、是は其節之時宜、又は意味合等を以  
其沙汰に不及打過候事、是を御身自には若や常式の様に御心得被成、隣一所になり候節も、實は出  
銀に及不申候筈ながら、折節講堂大普請も有之候故、其助にと格別に差出し候事、子孫は永々學主  
之節同様に可有之筈なご、思食候はゝ、御家内へも萬一左様之御噂等も有之候はゝ、ちと御心得違  
にて可有之候、夫は最初五人衆御受持之時の事のみ御心得被成候にて候、其節は亡父とても同前に  
て候、其後模様一變致し、亡父直支配ニ相成候て、客分事相やみ候以後之事に曾て御心付無之、又  
御一生御隱遁之御境界故、公法之所御考薄く候故よりの間違と乍憚存候、惣而自分修覆致し候へは  
自分之宅、人之修覆を受候へは人之家と申事、天下之通例にて候間、もしや後々に至り、自分三宅  
切は自分修覆にて住居有之度と申様之事も候はゝ、左様にては拜領地之内夫程缺ヶ申候て、別人之  
所持ご申物になり候得は、左様の義は決て相成不申候、先年五井先生御住居之節、先々年寄計らひ  
にて、町内人別帳に五井、三宅兩家を中井忠藏借屋と名目被立候、左様無之候ては、所持人之譯明  
白に無之との事に可有之候、仍而寺請も其通り之名目にて、亡父一代は相濟候、其後又評議を加へ  
學主は申に不及、其外も儒醫等住居之人は、場所教導之助にも相成候へは、通例之借屋名目如何と  
申事にて、先年寄も相談にて、右兩家は學問所之内住居と申す名目に替り、拙夫は家持帳に入り、  
右兩家は借家帳面之口に別に差置候との事にて候、其節より屋貸を住所修覆料と唱へ申候、一昨年

に至り拙夫義人別別證文之義願立、願之通被仰付、町内之卷を離れ、一本證文にて御番所へ直に相納め候様に相成候、其節公儀より被下置候證文案案紙に、學校の惣人數計り書出し、拙夫一名一判にて相納め、寺請は拙夫方へ取置候様との御下知にて、三宅、古林兩家之名前、別に公儀へは出不申候、是等之見渡しにて、學校中別人之所持之宅と申物、後々迄も決而有之間敷事明白にて候、學主は其節御老病の事故、差而之御心得も有之間布候、以後名跡之人右の了簡達杯必不可有之候、ケ様に申候へは、場所は三宅之開基にて候得共、跡は中井の物になり候との俗論も可有之候、是又大なる間違にて候、場所は三宅も中井も入不申、最初御同志中之取立にて願受候は、預り人の名前にて候、中井之物にて無之候故、以後拙夫義如何程困窮に及候共、此場所賣拂候事も、質物に差入レ候事も相成不申候、後々之模様により、外によき預り人も出來候は、其時之同志の相談にて、其人へ附屬致し、場所も其人より支配致し、修覆も其人より加へ、三宅、中井之子孫も、其人の世話になり可申候、此兩家の子孫たゞひ斷絶に及候とも、此場所は誰にても受繼、公恩師恩諸同志願人之功を、末代不朽に傳へ可申事にて候、是等之義は古老之御同志中は、能御存知之事にて候へとも、若年同志中、第には三宅兩人之衆、無間違様にとくと御心得被置候様にと存候、

一、名跡以來之暮し方、甚難澁に可有之候、又は至而無人に相成候故、間數も入不申故、住所二ツに仕切申旨追々内談有之、尤にて候、右仕切様並に出銀定め過不及無之所、今日御同志中御評議之上

御決し可被下候、窮屈に候とも若年之事、外に何之用事も無之候へは、少しにても手狹成方第一に  
儉約に可有之候、若勝手之間に住所に相成候はゞ、祠室は已前之通り二階へ移し、臺所にて炊候場  
わつかに仕切、其餘は表之方之臺所に致し可申候、其外造作無之候、但し左候へは先代々隣御弘め  
の節、内造作御自分に有之候分、床押入天井式臺杯取拂候歟、又は跡々住居之人へ賣渡し可申杯ご  
の論も可有之歟に候へども、其儀不可然候、夫は町方通例之借家之体にて候、既に古林之住所先年  
建修致候跡へ直に被移候事故、内普請は彼是本人より出來申候、是は最初より他所借家住居之姿  
にて、年末住居之事故、以後若や宅替等も有之候はゞ、町方通例之通りに取計らひ可申事勿論にて  
候、此宅は品違ひ、先學主の御住居、中程七八年を除き、其前後四拾四五年は客分にて御住居之事  
故、其間に内造作有之候分は、其儘學校へ御寄附可有之事にて候、畢竟役屋敷にて、當人より内造  
作有之候分は、其儘付渡りに相成候て、別に退役之節餘人へ賣渡候杯申候事、決而無之類にて候、  
疊建具等はかけはづじの物故、住所の方々敷かへ建替候歟、又は二階の取繕等に入用も有之候はゞ、  
勝手に引取可被申候、又は跡々住居之人入用無之由に候はゞ、賣拂可被申候、左も無之分は、是以  
其儘に可被差置候、最初亡父と東西の住居入替りの節、疊建具持のきと申事無之候、其筈にて候、  
元來五人衆よりの營みにて、双方自分の物にて無之故也、其後亡父講堂の北に移り、其跡道明寺屋  
隠居になり候節も、付ヶ後りにて候、依之五井先生御住居になり候節も、亡父より拙夫へ申付、疊

建具の數書付、住所の戸に張せ置候事、能覺へ居申候、其後亡父相果候節、遺狀に住所入替りの義迄申置候得とも、是は學主御辭退にて無其儀候、其節は大普請間も無之、諸式新に相調ひ有之候へとも、疊建具等持のき杯申事露も不申置候、是等の見合も可有之所、萬一只今に到り四十年餘も客分住居の義を亡却にて、町方通例の沙汰のみに有之候はゞ、鄙劣之儀に可有之候、夫とも何分此方へ入用の事無之、自分の勝手を申候様の義聊も無之候へは、是は如何様とも可有之候、若望に候はゝ、御同志中へ相談の上御差圖に可被任せ候、若又表之間に住居と定り候はゝ、庭の前溝際の仕切、以前の通りに戻し可申候、是は元來唯今之雪亭、塵塚溝際に有之候所、學寮の細間ヒを的場に致し度皆々申、先學主にも弓御好みの事故、御相談申候て雪亭等今之通り引出し、其跡を射手小屋に致し置候所、的も相止ミ有之候内に、其空地は庭に御取入れ被成、西手は板塀かゝり、東手の處開戸に被成、的を射候時は、此戸を開き庭の内より射候様との事にて、其後又右開戸を打付ケに被成、全く庭に御搭被成候故、的場の間敷大に縮まり、皆々困り候へとも、學主の權にて被成候事故、是又御馳走の内と存し、其通りに打過候得共、此度は元に返し、今迄の圍取拂可申候、其餘の義御同志中可然御取斗らひ可被下候、

一、今般仕切候所に住居致させ候人、場所柄の事故、一通りの人は難差置候、先第一に人柄を擇み可申候、平日喧嘩口論等有之折には、公邊懸り合も有之候人は、決而相成不申候、扱又外への聞へ第一

(七)仕切りたる住宅の處に就て

にて候へは、小歌淨瑠璃等口すさみ候事も可爲無用候、來客の節、諷鼓迄は不苦候へとも、是も平生毎度騒敷事は如何に候、娘持候杯にて候はゝ、箏迄は不苦候、三線鼓弓は相成不申候、公法の博奕は不及申、正月中人家通例の小勝負事も急度可爲無用候、遊所邊幫間体の者、其外惣而不埒成者入込候事相成不申候、ケ様に事六ヶ敷候へは、容易に住居の人も出來間布候へは、當分は先學寮に致し置可申哉、左候へは勝手の間は不宜候、臺所など一向入用無之候、表を仕切入口は釘付に致し、跡は其儘にて庭の方よりの通路にて相濟候、左候へは三宅の諸道具、手遠成物又は二階の物杯、其儘に被差置隨分不苦候、至極簡便の事に可有之候、已に五井先生の跡、安達榮安見へ候迄之内は學寮に致し、書生を差置候例にて候、もし後日幸之住人にも出來候節は、又如何様とも取計らひ可申候、

一、先年裏尻に有之候道明寺屋醬油藏被取拂候節、其側に有之候納屋潰れ申候故、右藏之跡の空地に、三間四方の納屋新に建申候、夫迄は此方の納屋甚小さく、外に納屋は無之候間、三宅よりは右土藏の内をかり御用有之候故、右藏取拂候後は、御不自由に可有之存候に付、右新納屋の内壹間口仕切、御用被成候様に致し、是以學主の御馳走の心にて、御勝手可宜と存候所、如何致候哉、此儀大に思召に相背き、内々御立腹被成候由、金崎御兩家には能御存知にて候、何の譯とも一向合点不參候、何分拙夫の寸志故、御不肖ながら御一生は御用被下候様にと存候て其儘に打過候、右の譯と申、且

又以來は甚無人手遠の納屋入用も無之事故、此度より此方へ取戻し、中を打抜一所に致し可申候、以來も少々の雜具等差置度との事に候はゝ、又其内を追而かし可申候、

(如幾・如式)

一、兄弟兩所以後の務は、學問專一の義、尤舍兄は渡世の爲、家傳一子の外に、醫術鍼治の方手跡等も専ら心懸可被申との内談も承り、隨分尤の義、しかし夫とても晝夜無隙と申事も無之、追々いつれ隙過候程之事に可有之候、家柄と申、所柄と申、旁以廢學可有之事にては無之候、又此勵みは則渡世の助にも、身分に於て肝要にて候、增而舍弟は萬事差置、父祖の家業相續專一に候へは、急度兩人申合せ候て、共々勵可被申候、是迄學主御病身にて、庭訓も行居不申、年來大に手おくれに相成、折々は拙夫御頼も候へとも、飛々の事、中々用立候程の事無之段、銘々覺可有之候以來は、是迄の様にては相濟不申候、拙夫も十分引廻し可申候へとも、今迄の如く餘所かましく候ては、世話も出来不申候へは、中陰も過候はゝ、目を擇み兩所とも急度束脩の禮を行ひ、改而入門可有之候、御年齡も格別隔り候故、實の師弟と申物にて、外の寄宿生と同様の教導致し可申候、其心得にて諸事無違背力を竭し可被申候、此所に於て而少しにても隔意有之候はゝ、最初より御斷申候、得御世話不申候、惣而師弟と申は五倫の内にて、長幼朋友の二倫をかね、情義とも至而重く候事にて候、然所是を身分の格式に掛り、弟子と申せは一分の引ヶに相成候様に心得候女童の俗論有之、町方の本家別家と申類に較へ候は、笑に不堪候、外に曲藝鄙賤の事渡世一偏に致候事には、左様の氣味も有之候

哉、其儀は不存候、學問の道は、先覺より後覺をさとすと申事、古今の通義にて、已に萬年先生は淺見絅齋の御門人にて、後は御見識達候て破門になり候へとも、御破門無之とて絅齋門下と申事聊も一身の引ケになり候御事無之候、亡父は故先生の業を受、ケ様の場所取立、師恩を不朽に傳へ候事、一身の美目にこそあれ、何の引ケに相成可申哉、兩生も此後拙夫の業を受、後々才學拙夫にも優り候はゞ、大成手柄にて候、其節誰か是を引ケと致可申哉、慙に自分は家學也とて、誰の業も不受、一生獨學孤陋にて、人に後指を被刺、父祖之美名を汚候様になり候事社、末代迄之耻辱にて候、右入門之事は頼みも無之、内々此方より勧め候事にては無之候へとも、今日御同志中相談之序、先申述候事にて候、必々胡亂なる了簡にて、以前は此方本家之様成物にて候所、悲しや已後は却而別家之様成物に成行候歟と申様の安方らしき事不被申様に可有之候、

一、兩人へ先日も申候通り、已來も帶刀望にて候はゞ、丸薬之手商は無用にて候、唯今丸は衰微に及候へとも、少しにても衣食之便りと相成候へは、一切被相止候事は難澁に可有之候へは、懇意内存知内へ家傳の方剤を分ち遣し、先方にて賣弘め候と申物にて候は、先は不苦候歟、何分宅にて賣出し候事は、帶刀に障り候故、決而無用にて候、全体晴立不申候故、丸薬製法之節も隨分穩便に致し、公然として諸人に丸薬呼はりは有之間布候、京都にて浪人帶刀町住宅之分は、公邊之届有之、町職商賣等一切不仕候旨、一札差上候事に御座候、當地は町方に帶刀人名前にての住居無之候故、其沙

汰は無之候へ共、御先代學主御相續之節、古屋甚兵衛より内意にて、以後は反魂丹看板御無用と被申候にて、公儀之掻は京都同前之趣相分り申候、左候へは内分と申ても、商賣有之候事は公法を犯候事故、他所は不知、學校に於ては相濟不申候、增而學主とて諸人の鑑と可致候御身柄には、甚不都合にて候、是等之義御先代は大に御氣象違ひ、製藥之義を一廉之美事之様に被思召候故、申立候ても所詮御用ひも無之、不及是非其儘に打過候、夫故讚州丸藥揉合候節も、毎度之御内談とも一々愚案に落不申候へとも、學主之御事、強而も爭かね候、是等を家風と心得被相守候ては、大に學校の風儀に障り候間、以來は相成不申候、若帶刀被相止候て、賣藥隱遁にて候はゝ、勝手次第之事にて候、しかし近來合藥仲間入等之事や、かましく候由、如何是等は御同志中より可然御相談可被下候、一、先達而讚州丸子弘メ所改り候節、所々へ之散し書御配り被成候由、御内談も無之曾て不存候所、去年小森十郎左衛門より書狀にて、其儀段々存寄被申越候、其一紙被差登、初而致一覽候所、小森存寄甚尤之義に候へども、學主兼て之思召と大に相背き、又々再應にも書狀到來、氣の毒千萬に存候義にて候、跡にて承り候へは、右散しは最初一度切にて、追而は出不申積りの由、左候へは既往之義は是非に不及候、右之板木削り棄、再び用不申候様に有之度候、

(一二)以後  
学校にて藥を賣ることを  
断る

(一)賣藥廣  
告の板木に就て

此度不得止事申出候、抑藥剤の義は、拙夫甚不案内にて候へども、反魂丹の本方は、熊膽を用候事と承り及候、牛膽は氣味功能は薄く候へども、多く用候へは熊膽に勝れ、至て下直成品にて大に利潤に相成候由、甚御功者成事にて、別に何となりども合藥の名有之候はゝ、家傳の方と申物にて、聊も申分無之候所、反魂丹の古名にては贋藥の類に相成候、讚州の僞丸は、包紙を似せ候迄にて、藥は定て本方の通りにて、當家の秘藥は不存、實に熊膽を用可申候へは、利潤は薄くども方は却て正しく可有之候、左候へは讚州は當家を欺候迄にて、さして世を不欺、當家は少し世を欺候に落申候、儒者の正道に於ては、如何布物に御座候、个様に申候へは、其源の萬年先生の思召付に非難を付候様にて、千萬恐入候へども、是は子細有之事に御座候、其譯は、故先生初は唯一通りの町宅隠者境界に被成御座、最前も申候通り、先學主には御幼年より至極の御虛弱、所詮儒業御相續は御存知も不被寄候事故、何卒御成長の時の助にと思召寄候丸藥の事、且又御病身にては渡世の義も年中筋骨を勞候事は出來かね可申候故、少々の骨折にて大に利潤有之事を御工夫被成、名高き藥名に御取合候より、牛膽の思召付、拔目なき被成方、勿論御自身儒の助には不被成、只御跡目は平人賣藥店の御趣向にて候へは、个様の事は世上に如何程も有之候習にて、餘り御功者過霸術に落候は、乍憚流石之故先生も、子を思ふ道に申氣味も有之候哉と、折には潛に存出し嘆息に及候、然所故先生御存知懸も無之、御住所公儀より御免許の學校となり、又御存知懸も無之御卒去後、御跡目儒業

御相續も出來、又御長壽にて、剩さへ學主の役を廿五ヶ年迄御務被成候事故、先生の神靈には、案の外の大慶に可被思召候、乍去件の跡目は、平人賣藥店世上並と思召候御功者の御設の丸子を、公儀御免許の學校、殊には學主の御手より御賣出し被成候様に變化致し候義は、故先生草葉の蔭にてもしや御後悔は被成間布哉と被存候、彼一旦甚發行致候砌、本方に御改め熊膳御用被成被置候はゝ、補過徒義之美談に相成可申處、學主には時に隨て變する様の御心付は曾而無之、唯親の慈悲を難有被思召、御若年よりの馴子と申物にて、譬は先祖の著述の書物、世上に流行候物の藏板を所持にて、學校より出し候も同前之様に思召、泰然として被成御座候へは、誰一人是等の義可申様も無之、五井先生亡父始諸人内々嘆息迄に御座候、先達而讚州僞丸揉メ合候節、毎度の御内談に、加藤君より一向賣藥御止被成候様に有之度旨毎度被仰候も、意味有之事に御座候、さればごて唯今に至り此製藥無用ご申ても承知も有之間布、又弘方衰微の時節に、本方に返り牛膽被止候様に勧候も如何敷、又拙夫學主も引受候上にて、此學校より其儘にて是迄の藥被出候様に申候も、甚背本意、旁以難澁の義に御座候、仍而兩人事は以來引受萬端世話可致候へども、丸藥の一筋は、一向に斷を申候間、如何様とも御同志中宜敷御心添被成申遣可被下候、色々ご此義存返し候へども、竟に愚意に落不申候、

一、側室梶事年來の介抱、家事の取計らひ隨分神妙に行届、四年以來學主毎度の御大病、全く同人の

忠實親切にて、何の御不自由も無之、快御終焉と申程の事、感心の義に御座候、未年若にも有之候  
 へは、相應に身の片付も致させ可申事にて候、先比京都の息女逗留中、此義急に申堅め候義有之、  
 勿論兼て承り置候事も御座候故、尤尼崎屋御兩家へもちよと御噂申、息女並に兄弟の衆直談を遂け、  
 家督銀之内一貫目、片付料として遣し、中陰後遅速其勝手に引取候様に申渡し、本人も得心にて相  
 濟申候、此段御一座にも御承知可被下候、尤學主より少々被遣候金子等も有之、其外自分給銀餘り  
 親兄弟の小遣残り等取あつめ、強て一貫目に結ひ、當家之家督銀と一所に致し、外に頼み預け有之  
 候由、此分何時も本人望次第相渡候様に可有之候、且又同人年來自分世帯も同前に取賄ひ來り候事  
 故、當家より少々の銀子にてもかしに相成候分有之候はゝ、兩人より其儘遣し、切帳面をけし可申  
 候、若又同人より入込になり有之候金銀も候はゝ、壹匁にても吟味を遂げ、早々不殘相渡し可被申  
 候、

一、當家家督銀之義、先日より追々承りしらべ置候處、何角取合せ七貫四百匁相見へ申候、内四百匁  
 は今般臨時入用、當暮拂方に必定入可申候、又一貫目は右片付料に相成候、残ハ六貫目にて候、此  
 分其儘預け置可申候、外に賣藥料唯今にて取あつめ、年分七八百匁も可有之哉之由、此内丸子仕込  
 に何程入可申哉、其餘銀と右六貫目之利息銀とを以、已來の暮し方相立可申事、至て艱難の義と存  
 候、可然御積り合被成御免可被下候、

一、以後は兄弟兩人計りの暮し方にて候へども、兩人同居にては何角不宜候事も有之、先は何程儉約にても自炊は出來申間布、又若年之事第一火の元も無心元、又身の廻り目前の事欠も有之候へは、何分見届け候老女一人は、召遣ひ可被申候、三人にては右家督銀にてたゞ外に少々の餘勢出來候ごも、暮し方出來兼可申候、且又舍弟はいつれ拙夫膝元に引付、仕入候程に無之候ては、本業之進みはかどり申間敷候、旁以舍弟は此方へ引取可申候歟と存候、拙夫も不相替候困窮、今次御同志中御世話にも相成居候程の仕合、其中にて又餘人を厄害に致候事、一分の迷惑よりも御同志中へ對しへども氣毒に候へども、當家の義は格別の譯合故、拙夫身元は尙又如何様にもくり合せ、一人は引のけ可申存候、尙又御同志中御評議に任せ申候、拙夫内存は右之通り決し罷在候、左候へば早々にも引取可申候へども、差當り喪中の事、食事等も六ヶ敷、是又簡便の致し方も可有之哉、末長く被務候はゝ、尙以是等之義も申談し置度候、

(一六)家計簿  
調製の事  
客の分に就て

一、以來勝手向之義帳面拵へ置、財用の出入等丁寧に附置、毎節季後早々七右衛門殿、九郎兵衛殿乍御苦勞被仰合、御立合勘定御改可被下候、拙夫家督相續之節、學主御指圖にて兩尼崎屋御頼み申、勘定改被下候先例にて御座候、拙又名跡人へ申置候は、儉約第一の事にて候へども、必客嗇に落不申候様に可有之候、儉は君子之徳にて、甚見事なる事、客は小人之道にて、大に見苦敷事、此二つの内無間違心得可被申候、以上、

天明二年壬寅九月

九四

中

井

善

太

明石屋晋齋様  
鴻池惣太郎様  
小川屋友輔様  
尼崎屋市右衛門様  
立花屋忠右衛門様  
尼崎屋七右衛門様  
播磨屋九郎兵衛様

古林正民様

右御次第不同

## 三宅幸藏變宅に付御同志中へ懸合候覺

三宅先生御遺跡之義、舊冬御同志中へ會議之通り相濟來り候所、當春に至り瀋州平田子より幸藏方へ御指揮、加藤子御受持にて同人俄に別宅致候段、意外之至に御座候、是に付段々大間違有之様子に相聞へ候故、御同志中より近日平田子へ御文通を以て逐一御懸合有之との旨承り候、仍而右之本末拙夫存念之一通、條々委細に書付、御同志中に入御覽候、此内御文通に泄候肝要之義も有之候はゝ、可然御差略被成、一所に被仰遣候様にと奉存候、以上、

卯三月

中 井 善 太

御同志中様

(二)門内住所  
の規矩を立  
つるは公論  
なる事

一、舊冬拙夫學校門内住所之規矩を屹度相立候事、末代迄の公論正議にて、後々子孫の禍本を未然に消し、又目前自他之情義に於而兼盡し、大に深意有之事にて、一己之私計一杯申事聊以無之候へは、他所より彼是異論を被生候人は、全く學校之事不案内より出候事にて、學校之書もの等熟覽、内外様子右之情義を盡し候事迄熟知之上にては大に合点の參り候事にて候、夫故御同志中淵底能御存知の方は此義學校に於て一つの大功と被仰候程の義にて候へ共、御不案内の御方よりは、御不審も御尤にて候、

(二)春樓(二子の喪制は其の意に任せする)

一、(名如幾)(名如式)幸藏、永藏兩人の喪制の事、最初に懸合申候詳略、様々致様可有之事故、兩人相考被申合候様に申候所、本制の通り務申度との事、是は哀戚の情とは誰も見受不申候へとも、幸藏全体儉嗇の質故、喪中は諸事物入無之、世帶の爲に相成可申との事、夫も聞へ候へとも、若中程にて崩れ候様にては氣の毒故、再三相しらべ候所、何分相續の爲愈本制の月數相務申度との事故、其意に任せ、諸同志申合せ諸事其手當に致申候事に候、

一、住所二ツに仕切候事、理の當然のみに非ず、最初凶變後、京都より幸藏姉下向逗留の内も、頻りに家内打寄内談にて、以來相續の所無心元儉約第一の義、殊に以後は甚無人に相成候事故間數も入不申、以前の如く二つに仕切住居可有之旨一決にて、拙夫へも毎度其内談有之候、其後御同志會合の節、此義も書付を以て懸合、何れも一統御同意、至極可宜との由、誰一人異議無之事にて候、

一、仕切候住所、東西の内は何れとも内談には決不申候故、御同志會議の節も、何方と此方よりは差圖不致、是は本人御同志中相談の上可被相究旨、是又書付を以申述候事にて候、尤最初拙夫義幸藏姉と内談の節、以來は本人若年にて外に老人も無之獨居の事故、身持の段可爲第一候、西手住所になり候はゝ、一方口にて學校總門の内故、此義先安心の事、東手住居にて候はゝ、表口有之雜友出入も可有之候、何分喪制の内は表口閉置、裏口計りの出入可然哉と申候へは、姉も甚同意にて、表口は一向釘付に致しきれ、内の土間には雜具差置出入不通に致し置度候、左候へは自分京都へ歸り

(四)幸藏住居  
(西手に決定の事)

候ても、甚安心の義迄被申候て、本人も其覺悟に御座候、其後の評議に、本人は東手の方望み、同志中は西手可然よし、元來西手は舊宅之事、東手は春樓先生中年御繁昌の節弘まり候所故、只今衰微の節、其所を被望候事は不可然、本に返り候事可爲本式旨、尼市君より被仰、拙夫も同意に存し、且又東手にては表口閉置候事も目に立、又何時開候も自由にて、本人の爲不宜、裏口の方も甚入曲り、外よりの通路も不自由、何分西手可然と決定に及候事にて候、

一、住所の規矩相立候へは、住居は半分にても相當の出銀は屹度相定め、預り人へ受取可申候、乍去幸藏新相續艱難の時節故、右出銀は又連々に預り人より見繼遣し、少も當人の難儀に無之様に仕向可申旨、舊冬御同志會合の節是又書付を以て普く申述置候、

一、本年當春新住居人も出來候へは、其分宿料は預り人へ取納め、以後修覆方に用候事、當然の義にて候へども、是又深思案有之、先其儘納め置手を付不申候は、所存有之事に候へ共、是は最初より誰に相對約束致候事にも無之、拙夫一存に有之候事ゆへ、曾て表立口外にも不及、内内尼七君へは噂申候義にて候、今次其手當の義は沙汰に不及候、其故は幸藏兄弟成行の模様に従ひ、臨時の取捌可有之との所存にて、勿論外人よりも其義如何と尋可有之筋にても無之候、

(七)二子の將  
來に就て

一、春樓先生御在世の節、幸藏は別に醫門にても張候歟、又は士人の相續にも可被遣歟、家業は永藏相續の方とも度召、御内談も折には有之、御決定無之内御卒去にて候へは、幸藏長子の事故、唯今

(五)住居に就  
て相當の出  
銀を定  
むる

(六)新住居人  
の分宿料に  
就て

にては自然と同人名跡相續に相成候、然る上は家業の筋以後望次第器量次第にて、兩人の内いつれ  
なりとも相續可有之事にて、且又先生晩年御老病故、兩人修業の御世話も届かね、肝心の年比不得  
止事手援にも相成候得は、以來は何分忙事指置、學問修行可有之候、則後年に門戸を開き候本立ゆ  
へ、此義は拙夫當り前の世話と存し、喪中は格別に被勵候様に申談候事にて候、

一、幸藏世帯方の義隨分艱難に可有之事、差當り氣毒故、永藏は此方へ引取一飯を分ち、先妾梶は縁  
に付候はゝ、其跡老女一人召使、唯二人の事故費用も程のしれ候事、家督銀並に賣藥利分等迄御同  
志中御取調へ、尙又國史備書等の世話致し、彼是打合せ見候へは、兩人の暮方は隨分出來申候、其  
上にて小兒の指南被頼候人も出來候はゝ、夫程の餘勢に相成可申候、是はあてになり不申候故、其  
義をのけ置暮し方を立、當分は自分の勤學のみと心當候、扱以後門戸を張り被申候事は、其才學行  
跡の様子に付、如何様とも大小の取計らひ可有之事にて候、先書通りにて候はゝ、右住居にて門内  
に表口を付け、人よりも宜敷様に致し、其内妻をも控へ身持も堅まり候上にて、東手に移り替り、  
追々門人も相増し、讚州丸薬の勢も宜敷相成候などをも見定め、仕切を取拂元の住居に致し候はゝ、  
本望の義、是等は最初よりは難定候、先は差當り候所右の住居にて、拙夫も困窮の中にて候へとも、  
是は格別の義と存し、一人口は引受、又は住所に一錢の費も無之様に致遣候へは心一杯の義、此上の  
事は力に及不申候、又右の通りにて儉約ながら相續も出來候得は、衰微の時節には十分の事、何の

不足も有之間布事にて候、

一、最初西手の方、上の間は學校門内へ向表口有之、玄關の体に致し有之候、其後東手一所になり候節別に表口有之事故、此口は塞がり裏口のみに相成候、仍而舊冬幸藏引移りの節、裏口のみにて惡敷様に被存候はゝ、以前の通り表口開被申候様に申候、是も門内の入口故、隨分不苦候義と存知、右の通り申候へとも、少々にても物の入候事故、先此分に致し置可申との事ゆへ、左候はゝ何事も三年後の事とて其意に任せ置候、

(一〇)以上  
取定忽ち反  
古さなる事  
申  
出づる事  
に變宅を申

一、右の荒増、其外條々迄御同志會議一決の上、舊冬より當春へ向追々取片付、大略に相濟候所、意外の變出來致し、右の會議不殘破談に及び候所左の通りにて候、

(一一)幸藏參  
弟宅替に決  
する事

一、去る二月十日幸藏參り、姉の書狀持參にて、讚州平田氏より書狀到來、急に別宅致し可然由にて、京都へも相談に及候所同意の旨申來候故、其通り仕度との事にて候、婦女の書面如何なる譯とも分り不申候へは驚入候へとも、讚州の書面は見せ不申、本人申並へ候事は一に不得其意、甚不同心の段申述候、兩尼崎屋へも幸藏其懸合有之候所、皆不同心の趣に承り候、仍而尙又同志の内へ相談可被致候、皆々同心にて候はゝ此方一人として支へは致間布候、同志の衆不承知に於ては、決而可爲無用旨爲申聞候、

一、十二日幸藏小川屋迄懸合候由にて、竹里子より同人への書狀持參致一覽候處、宅替同意の趣申來

り、文面如何敷被存候事も相見へ候へとも、然る上は諸同志へも懸合可申とて、所々往來連日對談を得候所、皆々甚御不同心にて候、今般の趣追々承り糺し候へば、平田子書面の趣にて、竹里子御受持御舍弟清六子玉露堂其意を被受候て、厚く御世話有之趣に幸藏方より承り候、竹里子は在中御住居遠方の事故、先に清六子玉露兩所相招承り候へは、是以内外ともの世話とも聞へ不申、末々取續の所誰引受と申事も無之、何とも無心元事に愈被存候、元來此方へは沙汰なしに、幸藏始皆々被取計、家もかり受引移り候迄に致候て、初而此方への發言有之候様子にて、十五日十六日此方相談最中に最早家財道具等持運ひ候様の事、目前の所を雜具忍やかに持出候様子なと憫れ果候仕方にて候、扱永藏事は、舊冬熟談の趣にて一人引のけ遣候事、此度の如く不殘破談に及候て、此事計りは舊談の通と申事も相濟不申、个様の仕方にては其儘に世話も致しかたき勢に相成候、如何被致候哉と申候處、同人義一所に引取可申との事、左候は、一旦は其通り可被致候、重而御同志相談の上、改而被頼候は、又如何様とも可致旨申聞候、此義は尙更様子有之事にて候、もし重而被頼候は、永藏學門の致方急度相糺し申候上ならでは、引受かたく候譯も有之候、

一、十七日右の勢故、所詮抑留候事も相成不申、不得止事宅替承知の旨返事に及可申と、幸藏兄弟並に梶呼寄、今般宅替の義甚不同意、第一萬年先生より以來三代に及住居之處を、何の見定め候事も無之、輕卒に被立退候事寔に苦々敷、殊更此方を出し抜候仕方沙汰の限りにて候、其段は不及是非

候間、勝手に引移り可被申候、一通りにては破門にも及候程の義、自分にも定而義絶を受候覺悟に可有之候へとも、格別の由緒の事、中々見捨申間布候、此上尙又不調法の義有之とも、隨分無隔意世話致し可申候へは、疎意を被存間布候、就中學業の義は、拙夫手を離れ被申候ては甚無覺束候事、新宅も近所の様に承り候へは、日々罷出相勵み可被申候、隨分不平を忘れ指導可致旨申渡し候所、講習の義無懈怠相務可申候間、偏に奉頼旨幸藏申候て罷立候、

一、十八日幸藏新宅へ引越申候、此日竹里君より拙夫へ手紙到來、同人宅替可然旨勸被遣候へとも、最早事相濟候跡故、可否の返事にも不及候、同日尼崎屋より竹里君に御懸合可有之由被仰遣、其夜竹里君、尼市君へ入來、橋忠、尼七二君立合談說有之候所、竹里君淵底御不案内にて、案に相違の事とも有之趣に相聞へ申候、元來舊冬會議の節、御同志中皆御同意にて候へとも、竹里子には少々御不同意の事も有之候由、其時何の御沙汰も無之、其後も御遠慮にてか再談も無之被打過候事故、此方には同心とのみ心得候所、間違も有之候、右不同意ご申も、平生在中御住居にて、三宅近來の淵底、幸藏兄弟の様子とも不案内よりの間違ご相聞へ申候、

一、竹里君より幸藏へ被遣候紙面の内に、今之處にては新入門も有間布との事、又拙夫への紙面も、致宅替候は、追々手跡の弟子も可有様に被存候との趣にて候、幸藏専ら申立候も此事にて候、此義甚如何敷候、前文にも申候通り、喪制中は他事差置、學門修行の義、後日門戸を開き候基に相成、

肝要の事にて候、只今一向未熟の身分にて修行を廢し、好んで人之師たる様にては、一生の損と申物にて候、夫とも自分に家督も乏敷故の心急き、外方よりも先當分暮し方の出來よき爲のみの御勧めにて候はゝ、是又大成間違と被存候、惣而素讀指南唐様手跡など申事、世間の間にも合かね、増而未熟の身分、今般變宅後急に十數人の兒輩集り候はゝ、隨分手柄にて候へとも、其餘勢を以今度の新宅屋<sup>ヤシ</sup>當の費には引足申間敷候、縱一杯に有之候とも、勞メ而無<sup>ハ</sup>功方にて可有之候、舊宅にては閑居にて人寄あしく候とも、第一屋當の心遣無之候故、入門兩人有之候はゝ、兩人の益、五人有之候はゝ、五人の益、目前に見へ申候事にて候、其上學校住居にて候はゝ、追々本業修行行跡等見届候上にて、段々人寄も出來候仕向、屹度愚案に有之候へとも、唯今より治定は致しかたき事故、申候も無益の義、又此度の如く立離れ被申候ては、最早力に及不申候、

一、同敷幸藏への紙面に、別居有之候はゝ丸薬なども弘まり可申との事にて、是も幸藏申立候一つにて候、此義は舊冬會議の節、帶刀にて丸薬の手商と申は不都合の事故、以來も帶刀望にて候はゝ、丸薬は知音の方へ取次頼み候のみにて、手商は可爲無用候、若帶刀被止候はゝ、手商勝手次第の事、左候はゝ以前の通り看板出し候も可然旨申述候所、帶刀相止丸薬手商可致候、又看板の義は年末出し不申候へとも、商高差而替り候事無之候、今更出候こても格別の事有之間敷條、且又近來看板出し候へは、仲間入の事有之、年々かゝり物等不益の事故、旁以其儀は無用に可致との旨、家内言を

拙へ被申候故、其意に任せ候、其以後わづか卅日の内に、丸薬の模様左様に替り可申答は無之候、又左候は、舊宅にて看板出し候ても相濟候事にて候、尤仲間入には最初公邊へも出候事故、此場所より左様の願申出候事は、如何との申立も承り候へとも、粗末の商にても無之、其儀不苦候事、夫とも如何敷被存候は、當分他所名前になり願取候事も自由にて候、是等曾而差構ひにはなり不申候故、新入門丸薬店の事、本人此度の申立にて候へとも、是は皆託言カコツケにて候、別宅の望みは定而別に子細可有之候、愈子細有之候は、苦々敷事にて候へは、近邊の御同志は其淵底能御存知にて、皆御不同心にて候、拙夫勿論にて候、平田子は申に不及、竹里子とても遠方にて淵底御存知無之故、右申立を實情の如く御聞取被成候事、扱々殘心の至りに御座候、

一、同、先達而衆議の節は心付不申、其節列座の諸君も、夫迄の遠き慮に不被及候事と被存候との義に候へとも、舊冬會議の節、未熟の本人中々直に先業を張見候杯との了簡は一圓に無之、家内其節打寄ての内談にも、何卒住所半分に致候てなりとも、少々の家督を以此儘踏留り見申度との外餘念無之候條、拙夫も一途に本業修行身持を堅め、後日の基を立候差圖のみ致し、御同志中勿論同意にて、此儘の暮し方の事追々議定致候事にて、別宅の義は會議の主意と大に相違の事ゆへ、誰も心付候筈は無之候、

一、同、彼一時此一時に候へは、前議を指置などとの趣相見へ候、如何様竹里子は霜月の會議のみに

て在中へは御引込、當二月に至り候事故、彼一時とも御座候へとも、右の會議の大綱は、住所を仕切、永藏此方へ引取、梶縁に付け、跡は老女一人召置守り見候との事にて、其後尙又連日衆議の上愈一決にて、仕切相濟候は極月廿六日、永藏冬年は寒中歲暮等互に故障多く、半分は引取置候へとも、全く引取候は當正月四日よりにて候、梶縁談冬年より追々相談、彼是間違漸く當二月相定り、同月末に片付申候、舊臘は幸藏方物入も多く候筈、極月不足は覺悟の義、春以來も去年の儘下女も居候て人も多く候ながら、先此三月節季にて大概の様子も見へ、實に兩人暮しを堅め候は五月前ならては曉と見へ不申候得は、此節迄もやはり彼一時の内にて候、若別宅相談一周忌後にても起り候はゝ、是一時とも可申候へとも、右會議の通り執行ひ見候最中、當二月初旬より起り候へは、是一時たる事曾而無之候、竹里子御遠見の様子とは、大に相違の事にて候、

一、同、竹山聞届の上は、一日も早き方可然との事にて候所、前文の通り拙夫少も聞届不申、出し抜候て引移り候事故、竹里子御差圖にも背候と申物にて候、夫は扱置此一日も早くと有之候は、甚不審に御座候、別宅たゞひ十全の尤なる義にても、何分大祥の後に可有之事、若急きにても小祥は待可申義、通例の俗家にても主人の死後逼塞宅替等の相談致し候節、何卒此家にて責而一周忌の法事を致候上の義理申事、人情の常にて候、是は俗情にても無之候、孔子の遲々として我ゆくは父母の國を去の道なりとの玉ふも是にて候、聖凡同情と申物にて候、然所學校は格別の場所と申、殊に祖孫六

十年に及住居の所を、足元より鳥の立つと申如く、風下の荷をのくると申様に、世間の耳目を驚かし、一朝に立去申候事、情義ともに相濟不申候、たゞひ小祥をも待兼候とも、十日廿日一月二月に目かりも無事にて候、夫とも此節移り不申候ては、新入門丸薬店等の大機會を取はづし候事有之承申義も候や、左様の義は決而無之事にて候を、餘り忙敷く、さりとは見苦敷候、旁以一日も早くご申事不審難晴候、よもケ様に龜忽の振廻致し候へとの御差圖には有之間布候、

一、同、尼崎屋兩家なごへ御熟談可被成との義にて候へとも、兩家甚不同心にて熟談出來不申候へとも、推而右の通の變宅故、是も竹里子御差圖には戻り有之候、

一、同敷拙夫への紙上に、幸藏宅替不同心の方々も有之候に付、甚被致心遣候様子にて、自先日時々胸痛、食も不進候由、左程被存立候義被致猶豫候て、<sup>(マ)</sup>與風被就病床候様の事にも及候はゝ、此上の大難澁に可有御座との事申來り候、親厚の段は尤に候へとも、是は存立候方を是とし、抑留候方を非と御覽より出候說にて候、もし是非を其裏と見候へは、此說は姑息に落申候、其是非は暫差置、是又幸藏托言にて候、多分此申立にて竹里子を動かし候事に可有之候、其譯は咫尺の地平日何事も見聞致し候中にて、左様の申立になり候程の病症の義毛頭承り不申候、其上二月十日に初而發言有之より、同心の義申候も曾而不被顧、十四日より大工申遣し、十五日より勢猛に雜具持運ひ候様の事故、たゞひ心違有之候とも、漸く十日より十三日迄の内の事にて候、僅三四日の内に病根を結

ひ候事も有之間敷候、増而最初より方々不得心は合点にて、夫故出抜候密謀を被設候事故、返々も其儀に付心遣脣痛など申事、一圓合点不參候、竹里子遠方御離れの事故、右の事勢曲折なご御存知無之事と被存候、

一、同、御兩家不和故に宅替と申風説も有之由、是は年來御兩家氷炭の様子、何方にも略聞傳へ候故の流言と被存候、強而御心に御障候事も有間布との事、甚怪敷存候、只一筆に氷炭を計りにては分り不申候へども、是は竹里君にも御案内の事故、長々申述候にも不及候、必竟は志不同道不合と申上の事故、平生の言行家風事藝遊樂等迄互に一流立候て、皆氷炭になり申候、是は儒風を立候身分にては、先學主に於ての氷炭は必然の道理、既に亡父並に五井先生も、先學主に於て諸事氷炭にて、拙夫には限り不申候、乍去拙夫是迄萬年先生以來の筋合を違候事無之、先學主にも御家内への遺命にて、死後萬事は中井へ頼み打任せ候様との事にて、被相信候所も厚く候、是等は皆氷炭の外にて候得は、世俗一通りの不和とは餘程品替り候事にて候、夫故世上にも氷炭の筋合略能分ち居申候、其中には一向譯も不存候妄評も可有之候へども、夫は耳に置には足す候へは、是迄の流言は差而心に障へ候事も無之候、此度の義は學校建立以來の大事にて、夫とも事ゆるやかに候はゝ、強て人の耳目を驚かし候程の事も有之間布候所、何分事勢急迫風波俄に起り、世の怪みを引出し候を、下地流言故、新に如何様の人口を招候ても不苦とは不審に御座候、下地左候はゝ尙更ケ候の義は慎しみ可

申答には無之候哉、其上名跡相續以後、拙夫差圖の通りに致し、行跡相慎み學校風儀一致になり候様に被致候はゝ、以前の氷炭はをのつから消失、一段の美事には無之候哉、是等の儀外方よりも御心添可有之事の様に存候所、案の外右の様に成行候事、拙夫存念とは是も一の氷炭にて候、

一、平田子より二月十二日出幸藏への書狀到來、幸藏より差越候て致一覽候所、遠方の事故意味相違の義相見へ、實狀御存知無之故の事と被察候、其條條左の通にて候、

一、右紙面に、先生御歿後間も無之、御宅西の方半分に御移り候事、御相續難被成故と外人の侮り必定に候との事如何、是は今に始り不申候事、惣て儒家醫家等の跡、若世になり候へは、格別の秀才歟、又は常祿家督にても急度有之分は格別、左も無之候は一旦潜り候事世間の通例不珍候、殊に學校の義喪制も可被務との事、古禮には士大夫の歴々も、喪中は陋敷室を擇み、其内に籠り居候との趣相見へ申候、增而幸藏身分にては相當の事、心有人は尤とこそ申へけれ、誰か之を侮り可申哉と此方には存罷在候、既に送葬の砌より心安く立交り候衆中は、名跡若年故其儘には取續きも出來兼可申、氣の毒の義如何相成候やと毎々尋も有之、右の趣に取計らひ候事は諸人案の内の事にて候、

一、同、裏に中井、近所に片山も住居の由、左様の中に見苦敷住居被成候所へ、致入門候人は決而有之間布候との事、片山近來隣町へ移居の事、遠方御存知も有之間敷被察候、是は定而幸藏より此趣申進候事にて可有之候、此方へ同人發言、並に竹里子へ同人申演候も皆此趣にて候、是は全く同人

托言にて候、前文に委細申述候片山呼はり抔、餘り片腹痛事、一向其所へ參り候事にては無之候、此邊にて最初是を承り、何れも興を醒し候事にて候、遠方故如何御聞取被成候事やと存候、扱紙面此次にも一途に新入門の事相見へ候へとも、此方の主意今暫學門修行身持を堅め候事を第一に致候旨とは、大に齟齬致事、是又前文に委敷候、

一、同紙面に、其儘にて半年一年御猶豫被成候はゝ、彌はかゝ敷御門人は附申間敷候、其上にて御移り候ては彌人の輕侮を増可申との事、如何に存候、猶豫の上様子宜敷候はゝ、東手へ移り替り可然候、其時も別宅宜敷に究まり候はゝ、今より廣所へ出可申候、何の輕侮の可有之哉、もし様子不宜候はゝ、今より狹所へ移り候には不及候、たゞも裏店にても夫程の屋賃はかゝり候へは、先失墜にて候、やはり其儘に守り居可申候事當然にて候、何分人の信否は本人の才徳にかゝり候事、夫故本業の仕込第一にて候所、平田子文面にては何ぞやらん、其儀は先被差置唯外見を被取繕候氣味に相聞へ候、其上前文の通り、新宅にて急に新門人引請候ごも、大抵の事にては家賃にも引足不申、其内にはあたり近町に可畏人も無之、諸事自在にて本人身をも持崩し候様の事有之候ては、千悔不返候事にて候、夫迄の御思慮は如何と是のみ氣遣敷候、

一、同、左候へば一日も早く御宅替可然候との事、此一日も早くの不審、前文に述置候、  
一、同、春樓先生只今之所に被成御住居由に候へとも、夫は人により時により候事にて、當時の引合

には難成候との事、就中不審に御座候、其の譯は抑學校頗相濟候節、御同志の内五人の御衆の經營にて、新拜領の隣地面に長屋二軒建添り、其東手は支配人新助住居、西手は預り人住所と定り、亡父義伏見堀より引移り、五ヶ年住居の内、拙夫母も其所へ嫁し參り、拙夫も出生致し、下女小者召使學寮寄宿の書生數人、其外小兒輩の教授引受相務候、萬年先生御卒去の跡は、春樓先生御母子只兩人にて、住居手廣く、亡父は家内多く相成候て住所手狭く候故、五人衆の御取計らひにて、兩家入替りに相成、春樓先生十九歳より三十八歳迄十九ヶ年御住居、生徒の教授も被成候由、兩度の婚姻追々の御出生、下女小者等御人多く相成、隣長屋一所になり候て、去年まで御住居にて候、今般幸藏右の所に住居爲致候を、人によるご承り候は如何依候事にや、又學校日の出の節、亡父預り人願主にて公邊相務、大勢の生徒も引廻し、卅八歳まで住居、其跡春樓先生、其節の御家督は唯今の一倍餘有之、御病身ながら御器用にて儒業も相立、讚州の丸薬は日を追而繁昌に及び、同敷三十八歳迄御住居の所、只今五人衆は昔に相成、學校も衰微、又幸藏家督も薄く、儒業も立かね、賣藥は散々の義に成行有之節、同人廿三歳にて先暫右の住居可然と申事に相成候を、時に依ご承り候も怪敷候、如何依候事にや、旁以當時の引合に難成候譯、會得致しかね候、

一、同、御變宅何分宜敷奉存候へ共、繁華の處儉約被成候ても、諸事費用可多、當分にて恥と御爲にも相成申間敷候、依之存候は、御兄弟被仰合、三四年當國御下向、素讀手跡御指南被成候は、御

暮の恩召の儘に相成可申候、此前後の文面本人下向の義委細演説勧被遣候、左候へは兄弟共全く彼方御引受と申物にて、親切の意に於ては無残所御事、誰しも感心の義に御座候、尤當分四五年と申事にて候へとも、一旦下向の上は、歸阪の年限既ども治定難致事にて候、その長短は格別、左様候而は何分萬年先生御遺跡、一旦は上方に絶果候と申物にて、此段甚苦々敷候、夫に付存出し候は、今も昔も能似たる事の有之物にて候、最初春樓先生入替りの節も、御若年の事故亡父萬端無如才御世話申候内、先生何角と御存意の事とも有之候て、折々讃州へ御下向を恩召被立、其比金比羅邊先代御門下より御下向被勧候方々も有之、毎度御内談にて候へとも、亡父は格別の御遺跡被捨置、他所御移りの義何とも相濟不申候義と、幾度も御留申、年數を経候内、御家内も段々相増相應に人寄も出來、狹所實に御難澁に付、當地にて御別宅可被成旨被仰立候へとも、是以學校を御離れ被成候事甚背本意候由にて、御差留は申候へとも、無據勢故東隣新助後家幼年の名跡守立居候を宅替爲致、東手一所に被成御普請出來相濟申候、此度の義全く前例通りに御座候、夫故別宅の義は隨分差留候へとも、何分理不盡に被移候事力に不及候、責而此上西國下向の義は無用に致し度候、此義此間竹里子へ縷々面談に及置候、何卒平田子にも幸藏下向の御勧は恩召被留候様に有之度候、

一、同、前段存付候へとも、永藏殿は知音も無之土地御下向の御勧は恩召被留候時は、當方へ御下向被成候に相替事讀手跡指南の人無之邊出歟、又は近在御聞合夫へ參引籠被成候時は、當方へ御下向被成候に相替事

無御座候との事、是又遠方故此地の様子御不案内の説と被存候、先第一永藏尙更若年諸事未熟の義、中々人の指南所へ參り候事には無之候、他所出張の義衣食住の三を丸々引受候人無之候ては出來不申候、近在に誰有て左様の義引受可申哉、所詮行はれざる事にて候、

一、同、永藏殿裏へ御寄留珍重に候へとも、生質虚弱、中々烈敷勤は無心元候、萬一發病有之ては却而一向の廢學に可相成存候との事、怪敷候、勤學にて病氣出可申と申は全く一通りの論にて、其上惣而寄宿生の分、外見よりは病氣も出可申杯と申程に勤學の人有之候は、重疊の義にて候へとも、年來夫程に精勤の輩餘り見及不申候、增て永藏杯曾て奮勵の志は無之候へは、其氣遣に不及候、是等の義心付無之候平田子にては無之候へとも、ケ様に被仰遣候は、別に主意可有之やと被察候、前後の文段にて其意味急度見へ候へとも、何分其譯紙面には顯はれ不申候故、推量を以て愚意は不申述候、

一、同、右の趣中井へ可得貴意候へとも、近頃は御疎情に罷過、可預御書通事も小川屋迄被仰通、猶又先生御物故後の成行は不通に承知不仕候故、高慮の程難計指控へ申候、此段貴公より可然被仰上可被下候との事、是又怪敷候、先此方より曾て疎情無之候、平日多用何方へも無音は、讚州に不限候、年來の事故無據用事此方より頼遣候て、文通に及候事も有之候へとも、是は稀の事にて候、彼方よりは一日の長を被推候故、是迄年頭歲暮暑寒等毎度書間に預り、其外何角と被頼遣候用向も毎度有

之候へとも、返書は怠り申候事無之候、近來國史寫字等頼の義小川屋迄被仰越候用事毎々有之、書中省略は双方簡便の義と心得候て、此方も小川屋へ托し返事申遣候、是は相互の事にて候、彼方よりの書中に返事不致候て、小川屋へ傳言に及候事は無之候、去冬三宅の凶變も小川屋より訃音被申達候由承り候故、此方より二重にはしらせ不申候、其後彼方より家臣丹平被差登候節、書狀は無之口上にて申來り候故、此方も口上にて答へ申候、尤其節は御同志會議の砌にて、内談曉と落着も無之内の義故、委細の義は難申述候、家臣數日逗留の様に承り候故、尙又歸郷の節可申入存候所、其後此方へは家臣再び參り不申、三宅にて委細承り歸り候ご申事故、夫にて相済み候事と心得居申候、去冬中は大方三宅事に打懸り罷在、以外多用、極月開講以後は尙以晝夜無寸隙事にて候、其中にも三宅の儀拙夫より文通無之候ては、外より通路無之候、所々多用の中にも推て文通詳略夫々申遣候方は、京江戸西國筋諸方の事にて候、讃州は幸藏より追々直達も有之、小川屋よりも相聞へ候所故、拙夫より態と申遣候事にも不及候、夫とも書中に預り如何と尋來り候はゝ、返書は怠り申間布候に、其儀は無之候、又内談の義は諸同志會合にて相済候事、學校最初よりの義、案内無之方へ懸合候にも不及、又遠方相談の間にも合かたく候へは、旁以其儀無之候、其後彼方より舊冬以來年始に至り、常式の文通にも預り不申候へとも、目前多紛にて其儀如何と存出候間も無之、此節に及候只今にて察候へは大成間違にて、拙夫義甚不取計と申様に被聞及、立腹の筋にて文通も無之事と被

存候、夫を此方よりの疎意不通なと、承り候事は、不審に御座候、所謂子絶ニツ長者ヲシテ乎、長者絶レツ子乎の類にて可有之候、

一、竹里子此間對談の節、先學主御居間造作有之候分は、其儘學校寄附たるべき旨舊冬申述候義、拙夫我儘成申方の様に平田子御聞取の趣、竹里子へ被仰遣候由承り候、又是大成間違にて候、此儀は舊冬筋合を糺し、學校ノ規矩を立候内の一ヶ條にて候、役屋敷普請の類なる物と申事杯委細申述候て、御同志中一統御得心にて候、尤町方借家の分は、附物とて跡の住人へ賣渡し候事通例にて候へとも、先學主年來御同志預り人よりの馳走を以御住居の場所其儘に有之候へは、學主造作の規模未々まで残り候義にて候、然所御歿後早々道具屋呼寄、附物直打爲致候杯申事餘り見苦敷、且又只今賣渡し候へは、後日幸藏立返り住居の節、又買戻に相成、必竟格別の利害も無之事、又預り人に於ては如何様になり候ても、聊利害無之事に候へども、學校の本意左様の事にては無之候故、賣買等無用と申候事にて候、幸藏始是等の惑は、自分の住居を我物と心得候より起り候、學校中の建物等三宅中井の自分の物と申は無之候、舊冬議定の節、幸藏一旦得心にて、其後新住居人出來候節、附物杯申事無之段申渡し相濟候所、今般幸藏別宅に付右の惑晴不申候哉、内々新住居人へ向ケ、先代物入を致し取緒置候所故、天井杯は附物に致し、其料申請度旨申通候由、甚不得其意、新住人へ申掛候事別て如何敷候故、幸藏相招、左程望みにて候は、此方へ買取進可申候、同志中相頼み直附可

被致候、尤重て立返り住居の節、又賣戻し候杯は甚見苦敷事、其節は其儘にて進上致し可申旨申渡候、夫に付類を引て申候はゝ、惣して此場所亡父願受、拙夫迄二代名前人にて罷在候上、講堂並に拙夫の住居の間、最初は五人衆御營みにて候へども、大火後の普請下地粗末故、早く頽破に及、亡父晩年手に餘り候大費を以不殘建替申候、其後萬年先生舊宅も頽破、吉林住居の節、拙夫不殘立替申候、人生は明日の事も難計候事故、もし以後半年一年の内興風拙夫兄弟とも相果候はゝ、幸藏並に世替共若年間に合不申候故、相應の人見立相譲り可申候、家内は學寮の内又は三宅舊宅へも潜まらせ可申候、其節唯今住居の所小障子一枚動かし可申筈は無之候、其儘にて引渡し可申候、是等の義は兼而家内へ申含め置候事にて候、其期に至り妻子共より、此場所先代々大物入致置候處とて打毆ち賣拂候歟、又は跡を受續候人へ賣渡し、夫を家督とし別宅可致杯申候はゝ、御同志中にも尤と可有之哉、是等見合せ候へは、宅の廣狹輕重とも同斷の事にて候、夫故學校は子孫の爲とてかゝり候人は望不申候段、定約の明戒にて候、ケ様の事理相正し胸中明白に無之候ては、學主預り人等の住居は出來不申候、幸藏若年にて最初よりの義一向に暗く、又庭訓も残り不申候哉、通例借家の様に心得、右の段申立候義、寔に淺間布、外よりも其儀尤の様に御沙汰御座候は、餘り御不案内の事にて候、

一、同對談の節、舊冬神主を西手へ移候事、不義に相成候との旨ちよと承申候、是も平田子より被仰

遣候事にや、但し是は幸藏より申立候事にや、其内に談論他事に移り候故、何方より出候説とも體には相糺し不申候へども、其以前尼崎屋よりも右の沙汰有之由承り、不審に御座候、最初萬年先生御卒去後、兩家入替の節、神主は今之所へ移り、其後東手一所になり候節、東の間へ移り申候、舊冬に始り候事にては無之候、其以前萬年先生大阪中所々御宅替の節、神主は幾度も移り申候、殊に當春に至り、是迄六十年來は學校の内に有之候神主、初て他町へ移り申候、是も亦皆義に叶候はゝ、同し一軒の内にて、東の間より西の間へ移り候事は、何故不義に相成候哉、返々も不審に御座候、拙夫承り違にて、別に子細有之事にや、

一、同對談の節、先妻梶事暫留置、兩人の後口見爲致可申所、拙夫計らひにて早々縁に付候段不相濟との旨、平田子より竹里子へ被仰遣候由、是又大なる間違にて候、同人假初の奉公に罷出、年數を經嫁年におくれ、始終の落着も定り不申候事故、同人老母より近年暇をも願候へども、左候ては御老人の介抱も缺候事、年來厚恩を受候事ごと、本人は達て御願不申、又先生兼ての遺命にも、老衰して餘年も有之間布候へは、自分一生は見送り可申候、死後は早々縁に付候様との事、又本人も兩男の世話に大に困り、御老人御一生切と申事常言にて、御歿後早々片付候義は、近年來一決の義にて候、其外一決の譯品々承知致し居候へども、くだくしく申述候にも不及候、夫故舊冬中陰後には早々にも口を聞立、逆の事に拙夫手筋より縁を求吳候様にご、本人より頻りに願候故、専ら其世話致し遣候事にて候、たゞひ差留候ども、双方の爲に決而相成不申、又双方ども承知無之譯も能存

知居申候、然所拙夫一存にて、急に片付申候杯との事、如何成妄傳にて候哉、是は萬事遠方の間違  
心付有之度候、

一、拙夫身不肖に候へ共、學主の任に當り候へは、學校の義に於ては、存心を殘し不申候義勿論にて  
候へども、舊冬以來一存を以取計らひ候義曾て無之、一々御同志中熟談を遂候事にて候、定約の表、  
同志は學主まかせ、學主は同志次第と有之候は、見事成風俗と申趣には背不申候、且又右御同志  
の内小川屋は、在中御閑居の事故暫く指置、其餘明石屋、鴻池は以前五人衆の御跡、尼崎屋は萬年  
先生當地御住居始めよりの御馴染、其餘も春樓先生には或は門下、或は代を重ね候御別懇にて、皆  
々學校には厚き御由緒有之候御中、此御衆中毎度對談を得候へは、學校の義に於て先殘所無之と申  
物にて候、若年の幸藏一分として彼是申候事有之候ども、何れか是何れか非と申す事は、凡岡目にて  
ても相分り可申事にて候、他所遠方にて一方口より被聞取、如何敷御存知の事候ども、右の衆中熟  
談の上は、よも龜末の事は有之間布、定めて譯こそあるらめと暫く猶豫にて成行御覽候は、追々  
疑も解可申所、其事半に打崩され候様に相成候事、餘り性急なる義にも可有之候、依之拙夫始御同  
志中一分もすたり、幸藏身元も末々無心元様に成行候段、倘々苦々敷候、此外可申述事山々に候へ  
ども、餘り長文紙筆に倦候故、先は舊年會議の肝要の趣意、並に加藤平田兩家の御紙面にあらはれ  
候事のみ、其理を正し如此御座候、以上、

# 逸史獻上記錄

寛政十午年十一月

此三人其節の地方役にて候

中 井 淫 翁 殿

大 萩 西 駒 藏  
工 藤 七 郎 左 衛 門

被相達候義有之間、明十一日四ツ時過、若狹守御役所に罷出可被申候、以上、

十一月十日

十一日

中井善太名改

中 井 淫 翁

其方逸史と申書著述いたし候由、右の書御用に候間、一部差出させ差上候様、從江戸表御下知有之間、此段申渡候、

右渫翁弓之間衝立の内の方へ差出させ、若狹守上の間へ罷出申渡、用人兩人地方役侍座、渫翁義野服

にて帶劔の儘罷出させ候事、

口上覺

一、今般私義著述仕置候逸史壹部上納仕候様に被爲仰付、難有奉畏候、右書物寫立候義左に申上候、  
一、逸史の元本の義、点を付句を切置候間、右元本之通仕立候様に可仕哉、又は白文に仕立候様可仕哉、此段奉伺候、

一、筆者の義、一筆にて書立候様仕度奉存候得共、隙取候義奉恐入候、冊數御座候間、一冊切一筆にて相認、筆者四五人程にて仕上候様に仕度奉存候、

一、出來立の義、急度差究にても難申上奉存候得共、來未年五月比迄に仕立差上候心積に奉存候、以上、

午十一月十三日  
中 井 澤 翁 印

右之通書付差出に付、留置追而可及沙汰候旨申渡置、

同十二月八日

中 井 澤 翁 印

先達相伺候逸史立方の義、点を付句も切、惣て原本の通相仕立可差上候、筆者四五人にて爲相認候

義も、來五月比迄に仕立候段は不苦筋に候間、右の通仕立可申候、此段從江戸表御下知によつて申渡候、前同様於弓の間、若狹守申渡、尤前日潔翁呼出、地方役より手紙遣、

奉願候口上覺

一、舊冬被爲仰付候逸史、追々書寫仕罷在候、御下知の通來ル五月比迄に何卒上納可仕候、夫に付奉  
伺候義は、右上納の節進牋ご申候書付一通相添献上仕度候、是は漢土にて進牋杯申て、自分著述の  
書物を献上仕候節、其子細を書取相添候て差出候書付にて御座候、惣て進牋等の上書の分は、官人  
は申に不及、士庶人迄も差上申候事、免許の義にて、我朝も歴代不相替、唯今之清朝にても其通に  
候處、我朝は中古の大亂以來、文學の筋一向に消失候様に、數百年經候所へ、右躰の古實先例等聴  
と相分不申候、只今は昔に引替打續御太平、最早貳百年におよび、定目出度御治世故、文道をも專御取  
立被遊、先達て逸史上納被爲仰付候御事も、御例珍敷御義と申様に承、別て奉恐入難有仕合に奉存  
候、夫に付卒爾の至御座候得共、右進牋の義、逆の義に此度逸史に相添差上申度奉存候、其文言等に  
先如何様の事哉との御糺も可有御座歟に奉存候故、是又卒爾の義に候得共、萬一の備に用意仕置  
候、進牋の學稿別紙に相認、一所に差上申候、御内見被成下、不苦候義とも被思召候はゝ、可然様  
に御下知被下度奉願候、以上、

寛政十一年巳未三月

中 井 濑 翁 印

別紙寫

機禍亂而反正道云々

右の通牒翁差出に付、追而可及沙汰旨申渡、

同四月十一日

一、右進牋文言之内、一葵傾日ご申義有之、不敬の吟味には不相當候得共、文面の所耳立候様にも相聞、右意味の義外に認方も可有之間、明日にても潔翁呼出、右の所可談積にて、書面遣候處、翌十二日潔翁淵藏共病氣の由にて、(碩果)伴七郎罷出候付、右の趣相談候處、□伏いたし罷歸、潔翁へ申聞相改差出度旨申之候付、口上書並進牋ごも一應差返候事、

同月十三日

一、進牋文面の内

寸草報春一葵ご有之を萱茅應春藿葉と相改

前書口上書相添差出に付請取置、

同五月廿一日

一、潔翁義逸史書物出來の由にて、本紙一箱元本一函、潔翁並忤淵藏差出に付、一通り一覽の上、進  
牋之御沙汰いまた無之儀に付、右書物差返置、追而及沙汰候節、持參可致旨申渡候處、非常の手當  
の義潔翁口上にて申立に付聞届、尼崎町一丁目年寄呼出、非常手當人足の義申立候事、

中 井 潔 翁 殿  
大 萩 野 駒 藏  
工 藤 七 郎 左 衛 門

被相達候御用の義即有之候間、明後廿八日四ツ時、若狹守御役所に可被罷出候、  
一、逸史並に進牋貳通共、上は箱高サ堅横とも寸法の義致承知度候間、右寸法書付相認御差越可有之  
候、尤急候間明朝迄の内御差越可有之候、以上、

六月廿六日

右の趣畏候段、返書に左の寸法書相添差越候、

覺

一、逸 史 外 箱

曲尺にて 高サ 八 寸  
堅 一 尺 貳 寸  
分

横 九 寸 三 分

高 サ 壱 寸

堅 壱 尺 三 寸 壹 分

横 三 寸

高 サ 九 分

堅 壱 尺 貳 寸 六 分

横 貳 寸 九 分

一、進牋箱

右之通に御座候、以上、

未六月廿六日

五月廿八日

中 井 漢 翁

其方儀著述之逸史差出候節、願の通進牋相添可差上候、

右漢翁弓の間衝立の少し内の方に召出、若狭守義は上の間敷居少し外に罷出申渡、尤用人兩人共弓の間の床前に相繕、北側障子際の地方役相詰候、漢翁儀野服にて帶劍いたし罷出、申渡候節は、右帶劍衝立の後へ差置候事、

右終て都て御役所に差出候書物類控相添差出候常例に付、右逸史進牋共控可差出、尤差急候義にも無之、筆者並紙等相撰候に不及、寄合書にて不苦候間、出來次第勝手に差出候様、渫翁於地方役所に爲相達候事、

同日

一、右逸史進牋共、來月三四日比御役所へ持參候義爲相達、尤前日猶又可申遣旨相達候處、畏且右書物御役所へ差出候節は、御用物の義に付持夫人足差出吳候様、渫翁口上にて申聞に付、承届候段爲申達候事、

大 西 駒 藏  
中 井 澤 翁 殿  
萩 野 勘 左 衛 門  
工 藤 七 郎 右 衛 門

御談申度義有之候間、明三日四ツ時東御役所に御出可有之候、以上、

七月二日

追而御差支等有之候はゝ、御同苗方の内御出候とも可然候、

七月三日

一、灤翁能出候に付、著述の逸史並進牋、明四ツ時比迄に御役所致持參候様爲相達、尤此間申立候右書物持夫人足五人差出候段、並右書物仕立候付ては、筆紙墨箱代銀等入用の義、無遠慮申立候様爲相達候處、先達ても申聞候通、右体御用書被仰付候段、冥加に相叶難有仕合に付、決て申立候存念無之旨申聞候付、左候は、右答の趣口上書、明日差出候様爲相達候事、

中 井 灤 翁 殿

大 西 駒 藏

萩 野 勘 左 衛 門  
工 藤 七 郎 右 衛 門

穩便の義被仰出候付、今日逸史並進牋御持參の義延引可有之は、重て日限の義可申出候、以上、  
七月四日

七月八日

一、灤翁著述の逸史書物仕立候に付、筆紙墨箱代銀入用之義に付相尋候趣、答への口上書下書昨日當番所の差出候付、請取置左の通申遣、

大 西 駒 藏

中 井 澤 翁 殿

萩 野 勘 左 衛 門

工 藤 七 郎 左 衛 門

昨日被差出候別紙の通にて宜敷候間、追て御出の節本紙被差出候様存候、以上、

七月八日

口上書を以て奉申上候

一、去午年の冬、私著述仕置候逸史一部寫立、上納仕候様に被爲仰付候節、料紙筆墨費用も相應可有之、追々仕立取繕等の義も何角用脚を可申候得は、幾度にも其段可申出候、御役所より可被下置との御事、御懇命被成下、難有仕合奉存候、乍去右上納の義寃望外の仕合、身に餘難有奉存候御義に御座候得は、格別大部數十巻において候書と申にも無之、大低程のしれ候物の義故、何卒自力を以相辨、逆の義に出來立候全本を以献上仕度奉存候處、私本意に御座候故、先達て右用脚の義乍恐御辭退申上候、尤表紙箱等知何様にも宜敷仕方可有之候得共、力に及不申候義、漸く私身相應の取繕に御座候得共、見苦敷段は御赦免可被成下候、今般本書大成仕候故、猶又昨日被召出、何分右用脚申立候様に、再應御懇命被成候、重々難有奉存候得共、右申上候本意の義に御座候故、此義は達て御辭退申上候、何分此儘御聞濟被成下候様に奉願候、以上、

未七月

中井潔翁印

工萩大西駒  
藤野勘左衛門  
七郎左衛門  
藏門

逸史並進牋共、明後十四日五時御持參可有之候、以上、

七月十二日

中井潔翁殿

七月十四日

一、右に付逸史並進牋共、左の通仕立潔翁差出、  
一、逸史入外箱檜春慶塗

但蔦黃引通し絹真田紐付、

箱上ハ書

逸史  
十三卷

右内嶋桐木地箱入

但ニクロメ鑲付、紫色絹マカイ打紐房付

逸史寫本

表紙

絹鶯茶色、綴糸マカイ紫色

紙美濃大直紙に認有之、凡壹冊分

紙數四拾枚程、

右逸史十三卷、淺黃羽二重袷帛に包有之、左の箱に入、

箱上ハ書

逸史全函

壹通

一、進牋絹地に認候方

但檜木地箱に入

上ハ書

進牋一章  
臣積善謹封

一、同斷奉書紙に認候方

但桐木地箱に入

上ハ書前に同斷

、 、 、 、 、 、 、

右の通仕立、並先達て達置候筆墨箱代等代銀達て辭退致度旨の書付、本紙とも潔翁差出に付、請取弓の間々

中 井 漢 翁

其方儀著述の逸史御用に付、一部差出させ江戸表の可差出旨御下知の趣、先達て申渡置候處、惣て原本の通仕立、進賤相添差出に付、請取之、尤江戸表へ早速差上候間、此段可存候、

右申渡席の義は前同斷

未十一月三日

中 井 漢 翁

其方儀著述の逸史、江戸表へ差上候處、爲御褒美時服二被下候間、難有可致頂戴候、

右申渡候上、潔翁義一旦退座、御時服二ツ廣蓋に乗、右間に爲差出、猶又潔翁罷出致頂戴持下り、又々召出御請の義申上候事、

右席弓の間上の間に、成瀬因幡守、水野若狭守出席申渡、若狭守用人地方役相詰、衝立の際に大目付中村次郎七罷出、潔翁進退反差略させ候事、右の通相濟候以上、御城代中屋敷並東西玄關の爲御禮罷出、

### 口上覺

一、御時服の義、私式みものにて着用仕候事無勿躰御儀ご奉存候得共、一身の榮、學校の規模無此上奉存候得は、乍恐仕立直し着用仕候て不苦候義に御座候哉、

一、拜領の御服、御免許を得候て着用仕候共、私一代の義に御座候哉、着古しを子孫に取傳着用仕候義不苦候哉、

一、拜領の品は、其寫を拵着用仕様候得は、幾度も寫直し相用候て、御服は其儘にて子孫に傳候様ご申聞候ものも有之候、

御服を大切に仕候本意は相立候得共、御紋を寫取候て用候事不苦候哉、

十一月十九日

中 井 潔 翁

右書付七郎差出候付、潔翁自分着用の義は不苦候得共、逸史差上候爲御褒美に被下置候義にて學校の故を以致拜領候義に無之間、自分一生の内は着用可致候、其後忤着用にも致し度候はゝ、其節に

至忤より相伺差圖請可申候、且又染寫着用の義は、難及沙汰候段、可申達置旨爲申渡候事、

紋

御時服

御熨斗目表、花色腰代り、白細かき、二重格子島

裏、御納戸茶絹、

御小袖 黒、羽二重  
裏、淺黃

九月八日

一、御役所控逸史並進牋共入用銀の内、左の通請取度旨、中井七郎書付差出、

銀貳拾三匁八分五厘 寫字高百五拾九枚、壹枚に壹分五厘、

銀貳拾六匁貳分五厘 野紙並野摺賃打賃

銀拾匁

メ銀六拾目壹分

十二月廿七日

一、渢翁義御役所控逸吏出來之由にて差出、右仕立入用惣銀高百七拾壹分五厘の内に、先達て六拾壹分請取、殘銀百拾壹分貳分五厘相渡吳候様、左の通書付差出、

一、五拾六分五厘

寫字料

但壹枚に付壹分五厘

一、拾八分

仕立一式

一、四分

野摺賃

一、七分

箱

一、五分

塗賃

一、拾壹分七分

眞田ひも

一、拾壹分七分

百拾壹分貳分五厘

先達て相濟候分六拾壹分、

物高百七拾壹分三分五厘

右殘銀百拾壹分貳分五厘、地方役より手紙相添差遣候處、請取候段返書差越候事、



# 竹山先生遺狀

(包紙)

寛政十二年

遺狀一通

淵藏殿

庚申正月

七郎殿

譲翁

## 遺狀

一、我等即世の後、兄弟申合せ當學校建立の主意を失不申候様に諸事相愼み、以身率者從、以言教者訟の格言を服膺し、是迄七八十年所無滯相續の場所、尙又永久に傳へて衰廢無之様に心懸可爲專要候、

一、我等歿後は、同志中申残し、學主の任履軒<sup>（履軒の子袖園）</sup>に譲り可申候、同人此方へ引移り相續の様に可有之候、左候はゞ我等の通り書齋を居間<sup>（菊次郎は東夾室）</sup>とし、菊次郎は東夾室に差置可申候、龍野御家來分を差上候事は、玄亮へ懸合候て相濟可申事にて候へは、此方人別に入可申候、

一、官衙死去届の義は、翌日口上書認候て、門人の内帶刀人名代として、御月番へ可申出候、先考御易賣の時の例、記録の表に相見へ候、其節は町内より年寄立牧別段に届に罷出候、是は人別町の卷に有之候節の事、立牧も親切の意にて罷出候事、此方大取込の中、旁以其意に任せ申候得とも、是は

何の役にも立不申候事にて候、只今は人別離れ有之、且又我等隱居の身分の上、只今の年寄立兼候事故、定て届けに罷出申間布候、夫にて恰も宜敷候、萬一先例を以可罷出杯と申越候はゝ、達て断を申差留可被申候、

一、先考は御當職中の御易賛、我等は學校預り始ての名跡相續、且又學校の義三宅へ御附屬故、旁以入組候事も有之、中陰相濟候節、官衙へも委細相届け、別段に繼目の禮も相務不得止事、一旦出勤も致候、是等の本末記録の表に委細相見へ候、且其時勢儒生疎遠の折柄にて、我等は若年故旁以迷惑の義も有之、歲時の式推て丁寧に相務候、此度は我等隱居致し、繼目は相濟候上の事、文明の御時節旁公邊何の子細も無之候得は、中陰後も病氣引にて隨分務に不及相濟可申候、制中年頭八朔暑寒の務も門人名代にて、快氣次第罷出可申との事にて濟可申事と被存候、唯三月人別證文納めの節は、自身罷出可申歟、是等は何分よき程の見合せの取計らひ可有之候、講習は中陰濟次第相始め可申候、

人別證文門人名代にて差出候節は、落印にて持參致し、近日罷出候節、印行可仕旨にて納まり申候、此義も前例有之候、

一、我等は生來無病堅固の質故、喪制中病氣引の心付も無之、折々臨時に申立候事も似合不申候様に相聞へ、困る事も有之候、しかし夫故滅性の氣遣聊も無之候、且又前喪は萱堂御在世故、何角と御心苦勞に被成候事共にて、小祥後は無餘義彼是と奪はれ候事多く、折節五井先生御病發、御家内

婦女計り故、全く引受候御世話にて、其息女を養妹に引取、大祥前に出稼の約を堅め、先生有馬御湯治の懸引杯、衰麻を脱置相勧き候事など種々様々にて、本意を遂不申、唯閨門の慎みのみにて志を立申候後喪は何の妨も無之、最早老年に及候上の事にて候へども、彼無病故粗存念の通り務まり申候、當主は甚弱質ゆへ、長々の病氣引は甚相應にて何の障りも無之、俗吏の怪みも有之間布候ごも、制中保養の事肝要にて候、滋味の助けは聖法の所許に候へは、此懸引隨分可有之候、

一、履軒歸住の事不承知か、又は其節老衰にて其儀も無之候はゞ、四九の講席のみを頼み、此方手駕籠にて迎送すべし、其節は内外講筵謝儀の内を以、右の送迎の用を辨し、又別に少々の謝儀一封用意致し、生徒同呈ご書付致し、久寶坊へ納むへし、是は最初建立の節、助講の人の謝儀の式也、門下より講筵謝儀別納の定めは是故にて候、先考御歿後、暫の内五井先生に助講を頼み候節も、此例を用申候、若又愈々歸住に相成候はゞ、此方同居の事故此儀に不及候、

一、履軒歸住無之候はゞ、中陰後當主書齋へ引移り、其跡へ七郎移り居へし、家婦は奥の間へ移り、介婦は納戸へ移り、兩婦とも茶の間にて、裁縫は是迄の通り、又は事により奥の間納戸銘々になりとも勝手次第たるべし、家婦粧席は是迄の通りなるへし、側婦は樓へ移し、東の一區を部屋とし、西の一區を裁縫の席とし、或身寄の者の應接の所とすへし、北の一區は家婦の粧後は、官閨の場所故、あけ置、臨時の用に給し、又夏天家内打よりての涼み所とすべし、折々機杼の設もあるべし、

但し三婦の轉移は、履軒の進退に拘はらず、早々右の通りなるべし。

一、側婦(名おれん)の事、隠居名を良意と付遣すべし、奴婢並に出入方の者よりは、御を不付、隠居様と唱へさすへし、暁月大姫の姿也、是は我外祖母故、属は元より重けれども、其家亡ひ嗣絶て、婿家に寄食して終らせられし事故、分は少し軽き方になりたり、又家附に非る故、不造主不附廟して夫切なり、側婦は属は甚輕けれども、年來戴記の妾攝女君の場に置子孫の庶母庶祖母たる者なれば、分は少し重くなりたる所あり、又家附なれば主を造り廟に附すへし、夫故兩孫よりは大姫大婆等と云ふへき稱を設け置たり、よき程の稱なるへし、同人死歿の時は、壺に歛し昧爽に柩を出して葬り、追て小碑を建へし、是は暁月姫の例なり、其部屋に几筵を設け、兩旬又は一月計り朝夕薄奠して、貞淑に附すへし、

一、龍野の親戚、代を重ね候に隨ひ、相互に次第に疎遠に成行可申候、家の追遠簿にて、譜系瓜葛を折々考へ、先壠の所在を能暗し置、年中の文通又は吉凶に付、聊の信物等末長く懲懃を通し可被申候、以上、

寛政十二年庚申正月

潔

翁

印(積善)

淵 藏 殿  
七 郎 殿

(包紙)

寛政十二年庚申正月

遺狀一通

(其二同志宛)

中 井 澤 翁

御 同 志 中 様

遺狀

一、拙夫終焉を遂候はゝ、學主の任履軒に付屬可致候、年齢も近く最早大老に及候身分、迷惑にも可存候へども、表ての務は一切無之、唯學堂月次一座の講相務候のみの事、惣て同人は迄別居にて教授致し居候姿にて、別に勞煩の事無之、大方は淵藏兄弟の者引受相濟儀、唯一堂一室に優游坐臥して、惣生徒の鎮撫標準となる事のみにて御座候へは、達て辭退にも及間布事にて候、追々老病も加はり候節は、家内に介抱人も多く有之候て、便利の事にも可有之候、但し此事いつよりごの義難測候へは、老夫幸に餘年も有之候内に、菊次郎追々成立し、其儘跡をも立候様に相成候はゝ、夫は又其時の事に致し可申候、

一、兼ては壯歲の人を見立候て付屬致し度、年來門下の内心懸候へども、扱々有かね、前後に漸く四五人有之候得ども、或は早く隕歿し、或は侯家の辟令に應候迄、近年に至り一人も無之様に相成候へは、年齢も近く殊に骨肉至親の間故、舊同志定約の旨には少し合不申候得ども、外に誰も無之候

竹山先生遺狀

所御存知の通にて候、其替りには十分任に當り候事は、前後に比類無之候へは、各位より可然御取  
計らひ可被下候、尤家弟へ直々遺書にも大意の所は申置候へ共、尙又宜敷奉頼候、扱老夫病巾は申  
に不及、跡々の事、定て何角ご御世話にのみ相成可申候、何分何事も可然様に、世忤共兩人へ御心  
添、吳々宜敷ご御たのみ申置候、さらば／＼、

中 井 澤 翁 （積善印）

寛政十二年庚申春正月

金崎 七右衛門様

金崎 市右衛門様

藤田 九郎兵衛様

山片 平右衛門様

池 上 新介様

永 井 藤四郎様

加 藤 原 助 様

黒 田 弥太郎様

長谷川 七郎左衛門様

藤田忠右衛門様  
古林温秀様  
並河誠輔様

御次第不同御免

同斷山中氏に申残し候

一、爰許學校建立の節の義、兼てより御聞及被下候通り、最初は亡父同門の内、五人の御主盟厚き御世話を以取立候、其御一人は貴家にて、只今よりは御高祖父宗古大翁にて御座候、其後右五人の内四人は追々死去の跡、段々家道衰敗に及候て、子孫も絶、名跡も立不申、可嘆事にて候、然る所貴家は御曾祖父宗貞大翁迄も、不相更厚く御世話とも被成被下、建立の場所無別條、亡父も甚安心にて過行申候、拙夫義引續き右大翁御懇意被下候て、御先代宗通君に至り、御懇切尙更彌増候程の義に有之候故、足下御相續以來も、師弟の交不相更御心易く申通し候事にて候、左候へは今般遺書の表、御連名一チ筆にも得御意申度本意に候へども、何分御若年童形の御事故、推付かましく申述候事も如何布、差控へ申候、乍去貴家は格別の御事故、態と別段に右の通り得御意候間、遺書の趣も御一覽、御承知被成被置被下候て、追々御成長の上、世忤共とは通家の御好み、末長く何角御懇切に御心添被下度、御頼申置候、以上、

寛政十二年庚申正月

中井溧翁

（積善印）

（其三履軒宛）

（包紙なし）

## 遺 状

一、寡兄歿後、學主の任賢弟へ致付屬候間、左手乍御大儀引受、當校へ御歸住可被下候、表向の務は一切無之、畢竟是迄別居教授の姿と同様にて、指て苦勞を増候程の事は無之候、

一、右の通に候はゝ、昔の同居に復し候事故、龍野の御家來分は辭退申、御暇を受候姿にて、此方の人別に御入可被成候、此義は最初に拙夫より伯元へ相頼み申立被呉候事と覺へ申候得共、淵藏より玄亮へ掛合申立させ可然哉、尙又内分にて宜合様可有之候へは、御指揮可被遣候、何分何の子細も有之間舗候、

一、拙夫天幸にて今暫の餘年を保ち候内、菊次郎も段々成童を得て、跡も其儘にて御立有之候様に相成候はゝ、夫は又其時の處置可有之候事にて、只今よりは不可幾候故、先目前に就て申残し置候、以上、

寛政十二年庚申正月

溧翁

（積善印）

履軒賢弟

(包紙)

(其四  
果宛)  
廣闊頃

寛政十二年庚申正月

淵藏殿

病はハ遺状に非候、太  
精神にて言語不通、太  
精神不明の時に開封  
す

七郎殿

將死其言也善

人參は治頓虛、而不治漸虛との良醫の格言、深可信從候、耆耋の齡、天壽將盡之時、草根其如我何哉、參劑必可爲無用候、外聞に拘はり候様の俗意は有之間布候へども、諸醫束手候上、最早參劑の外は坏との評議の時易惑候、決て寸切無之事、斷然用間布候、多く無用の劑を服し、少も益無之して徒に困約中の後患を貽し候事、世人の拙謀無此上候、戒旃戒旃、

寛政庚申春

淵藏殿

七郎殿

潔

翁

潔

翁

遺狀（以下二通は竹山自筆の草稿なり、大阪學校書類第四卷に收むの）

遺狀（草稿）

一、拙夫相果候は、學主の任は家弟徳二へ付屬可致候、但し家弟年齢も進候へは、其節存命不致候歟、又は老病難堪候は、早野小輔へ屬可申候、兩人の内其節の様子により、學校中か又は近邊の宅へ移し、專一に教導頼入候、

一、學校預りの任は、先規に隨ひ嫡子遠藏相續爲致可申候、大切に相守り相残り候修覆料を以修理等不怠、末長く相傳へ候様に、態々御引廻し被遣可被下候、

一、學主預り人相定り候は、中陰後早々書付を以、御奉行所へ遠藏罷出相届可申候間、可然御談し被遣可被下候、

### 遺 狀

我等相果候は、即日又は翌日にも、御月番奉行所へ届出可申候、遠藏名前にて口上書一通、前文の通り相認、門人の内遠藏名代の手札持參、中の口より罷出、（以下など）